

令和元年 7 月 2 5 日

令和元年度第 4 回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和元年度第4回松本市定例教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市立幼稚園条例施行規則の一部改正について
- 第2号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
- 第3号 小学校教科用図書の採択について
- 第4号 「特別の教科 道徳」を除く中学校教科用図書の採択について
- 第5号 松本市中学校期のスポーツ活動指針（令和元年7月改訂）について
- 第6号 松本市学校給食実施規則の制定について
- 第7号 平成30年度松本市学校給食費会計歳入歳出決算の認定について
- 第8号 松本市公民館運営審議会委員及び松本市Mウイング文化センター運営委員会委員の委嘱について

[報告]

- 第1号 松本市科学博物館の臨時開館について
- 第2号 大野川小中学校の学校給食の対応について
- 第3号 学都松本子ども読書活動推進委員会委員の委嘱について
- 第4号 松本市立博物館本館・分館の開館時間の延長・臨時開館について
- 第5号 松本市文化財保存活用地域計画の認定について

[周知]

- 1 「第72回お城盆踊り」の開催について
- 2 小笠原氏城跡史跡指定記念事業の開催について
- 3 エリ穴遺跡出土品文化財指定記念事業の開催について

[その他]

※ただし、議案第3号 小学校教科用図書の採択についての「令和元年度松塩筑安曇地区教科書採択研究協議会小学校教科用図書調査研究結果報告書」は8月31日まで非公開です。

また、内容が報告書に及ぶ場合は、非公開とします。

議案第 1 号

松本市立幼稚園条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、標記規則の法律用語について所要の改正をすることについて協議するものです。

2 改正内容

- (1) 「松本市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則」を「松本市子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定に関する規則」に改める。
- (2) 「支給認定申請書（施設型給付費）・申請内容変更届書兼幼稚園等入園申込書」を「教育・保育給付認定申請書（施設型給付費）・申請内容変更届書兼幼稚園等入園申込書又は教育・保育給付認定（変更）申請書（施設型給付費）兼施設等利用給付認定（変更）申請書（施設等利用費）兼幼稚園等入園申込書」に改める。

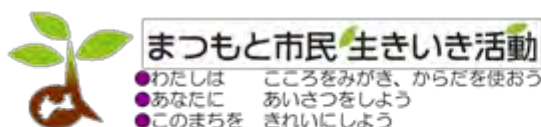
3 施行期日

令和元年10月1日

4 添付資料

新旧対照表 別添のとおり

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33-3980



松本市立幼稚園条例施行規則(昭和39年教育委員会規則第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市立幼稚園条例施行規則	○松本市立幼稚園条例施行規則
昭和39年4月1日	昭和39年4月1日
教育委員会規則第2号	教育委員会規則第2号
改正 昭和42年 1月31日教育委員会規則第 1号	改正 昭和42年 1月31日教育委員会規則第 1号
昭和42年 2月16日教育委員会規則第 2号	昭和42年 2月16日教育委員会規則第 2号
昭和42年12月23日教育委員会規則第13号	昭和42年12月23日教育委員会規則第13号
昭和43年10月15日教育委員会規則第13号	昭和43年10月15日教育委員会規則第13号
昭和44年10月22日教育委員会規則第13号	昭和44年10月22日教育委員会規則第13号
昭和45年 4月20日教育委員会規則第 6号	昭和45年 4月20日教育委員会規則第 6号
昭和48年 4月 2日教育委員会規則第 7号	昭和48年 4月 2日教育委員会規則第 7号
昭和49年 4月30日教育委員会規則第 5号	昭和49年 4月30日教育委員会規則第 5号
昭和49年10月11日教育委員会規則第12号	昭和49年10月11日教育委員会規則第12号
昭和62年 9月30日教育委員会規則第 7号	昭和62年 9月30日教育委員会規則第 7号
平成 2年11月 1日教育委員会規則第16号	平成 2年11月 1日教育委員会規則第16号
平成 5年11月15日教育委員会規則第14号	平成 5年11月15日教育委員会規則第14号
平成 6年10月 3日教育委員会規則第15号	平成 6年10月 3日教育委員会規則第15号
平成 7年10月 6日教育委員会規則第 8号	平成 7年10月 6日教育委員会規則第 8号
平成14年 3月29日教育委員会規則第 5号	平成14年 3月29日教育委員会規則第 5号

平成17年 9月30日教育委員会規則第31号

平成27年3月31日教育委員会規則第1号

平成29年12月26日教育委員会規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、松本市立幼稚園条例(昭和39年条例第39号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(入園願書)

第2条 条例第4条に基づく入園許可の願出は、松本市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則(平成26年規則第64号)第4条第1項の支給認定申請書(施設型給付費)・申請内容変更届書兼幼稚園等入園申込書を提出して行うものとする。この場合において、申込書中「(あて先)松本市長」とあるのは「(あて先)松本市教育委員会」と読み替えるものとする。

(園児の入園年齢)

第3条 園児の入園年齢は、4月1日現在において次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 3年保育児 3歳

(2) 2年保育児 4歳

平成17年 9月30日教育委員会規則第31号

平成27年3月31日教育委員会規則第1号

平成29年12月26日教育委員会規則第9号

令和元年 月 日教育委員会規則第 号

(目的)

第1条 この規則は、松本市立幼稚園条例(昭和39年条例第39号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(入園願書)

第2条 条例第4条に基づく入園許可の願出は、松本市子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定に関する規則(平成26年規則第64号)第4条第1項の教育・給付認定申請書(施設型給付費)・申請内容変更届書兼幼稚園等入園申込書又は教育・保育給付認定(変更)申請書(施設型給付費)兼施設等利用給付認定(変更)申請書(施設等利用費)兼幼稚園等入園申込書を提出して行うものとする。この場合において、申込書中「(あて先)松本市長」とあるのは「(あて先)松本市教育委員会」と読み替えるものとする。

(園児の入園年齢)

第3条 園児の入園年齢は、4月1日現在において次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 3年保育児 3歳

(2) 2年保育児 4歳

(園児の定員)

第4条 園児の定員は、次のとおりとする。

園名	定員
松本幼稚園	180名
本郷幼稚園	80
本郷南幼稚園	140

(入園期)

第5条 入園期は、毎年4月初旬とする。ただし、欠員が生じたときは、臨時に入園を許可することができる。

(園児の募集)

第6条 募集人員、入園受付期間、選抜方法等園児の募集に関し必要な事項は、そのつど教育委員会が定め告示する。

(保育時間)

第7条 保育時間は、午前9時に始業し、午後2時に終業するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めたときは、保育時間を変更することができる。

(給食の実施)

第8条 園児の心身の健全な発達に資するため給食を実施する。

2 給食に要する経費のうち、食材料費等特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第1

(園児の定員)

第4条 園児の定員は、次のとおりとする。

園名	定員
松本幼稚園	180名
本郷幼稚園	80
本郷南幼稚園	140

(入園期)

第5条 入園期は、毎年4月初旬とする。ただし、欠員が生じたときは、臨時に入園を許可することができる。

(園児の募集)

第6条 募集人員、入園受付期間、選抜方法等園児の募集に関し必要な事項は、そのつど教育委員会が定め告示する。

(保育時間)

第7条 保育時間は、午前9時に始業し、午後2時に終業するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めたときは、保育時間を変更することができる。

(給食の実施)

第8条 園児の心身の健全な発達に資するため給食を実施する。

2 給食に要する経費のうち、食材料費等特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第1

28号)第13条第4項第3号の食事の提供に要する費用は、園児の保護者の負担とする。

(証書の授与)

第9条 園長は、規定年限の教育過程を履修した者に対し、卒業証書(様式第1号)を授与するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

2 松本市立松本幼稚園規則(昭和24年規則第13号)は、廃止する。

附 則(昭和42年1月31日教育委員会規則第1号)

この規則は、昭和42年1月31日から施行し、昭和42年度の園児募集から適用する。

附 則(昭和42年2月16日教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年12月23日教育委員会規則第13号)

この規則は、昭和43年1月10日から施行する。

附 則(昭和43年10月15日教育委員会規則第13号)

この規則は、昭和43年10月15日から施行する。

附 則(昭和44年10月22日教育委員会規則第13号)

この規則は、昭和44年11月21日から施行する。

28号)第13条第4項第3号の食事の提供に要する費用は、園児の保護者の負担とする。

(証書の授与)

第9条 園長は、規定年限の教育過程を履修した者に対し、卒業証書(様式第1号)を授与するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

2 松本市立松本幼稚園規則(昭和24年規則第13号)は、廃止する。

附 則(昭和42年1月31日教育委員会規則第1号)

この規則は、昭和42年1月31日から施行し、昭和42年度の園児募集から適用する。

附 則(昭和42年2月16日教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年12月23日教育委員会規則第13号)

この規則は、昭和43年1月10日から施行する。

附 則(昭和43年10月15日教育委員会規則第13号)

この規則は、昭和43年10月15日から施行する。

附 則(昭和44年10月22日教育委員会規則第13号)

この規則は、昭和44年11月21日から施行する。

附 則(昭和45年4月20日教育委員会規則第6号)

この規則は、昭和45年4月20日から施行する。

附 則(昭和48年4月2日教育委員会規則第7号)

この規則は、昭和48年4月2日から施行する。

附 則(昭和49年4月30日教育委員会規則第5号)

この規則は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則(昭和49年10月11日教育委員会規則第12号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年9月30日教育委員会規則第7号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成2年11月1日教育委員会規則第16号)

この規則は、平成2年11月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成5年11月15日教育委員会規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の松本市立幼稚園条例施行規則の規定は、平成6年度の入園に係る園児募集から適用し、平成5年度までの入園に係る園児募集については、なお従前の例による。

附 則(平成6年10月3日教育委員会規則第15号)

附 則(昭和45年4月20日教育委員会規則第6号)

この規則は、昭和45年4月20日から施行する。

附 則(昭和48年4月2日教育委員会規則第7号)

この規則は、昭和48年4月2日から施行する。

附 則(昭和49年4月30日教育委員会規則第5号)

この規則は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則(昭和49年10月11日教育委員会規則第12号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年9月30日教育委員会規則第7号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成2年11月1日教育委員会規則第16号)

この規則は、平成2年11月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成5年11月15日教育委員会規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の松本市立幼稚園条例施行規則の規定は、平成6年度の入園に係る園児募集から適用し、平成5年度までの入園に係る園児募集については、なお従前の例による。

附 則(平成6年10月3日教育委員会規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市立幼稚園条例施行規則の規定は、平成7年度の入園に係る園児募集から適用し、平成6年度までの入園に係る園児募集については、なお従前の例による。

附 則(平成7年10月6日教育委員会規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市立幼稚園条例施行規則の規定は、平成8年度の入園に係る園児募集から適用し、平成7年度までの入園に係る園児募集については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月29日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日教育委員会規則第31号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月26日教育委員会規則第9号)

この規則は、平成29年12月26日から施行し、同日以後の入園許

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市立幼稚園条例施行規則の規定は、平成7年度の入園に係る園児募集から適用し、平成6年度までの入園に係る園児募集については、なお従前の例による。

附 則(平成7年10月6日教育委員会規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市立幼稚園条例施行規則の規定は、平成8年度の入園に係る園児募集から適用し、平成7年度までの入園に係る園児募集については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月29日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日教育委員会規則第31号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月26日教育委員会規則第9号)

この規則は、平成29年12月26日から施行し、同日以後の入園許

可の願出に係るものから適用する。 (様式第 1 号) (略)	可の願出に係るものから適用する。 <u>附 則(令和元年 月 日教育委員会規則第 号)</u> <u>この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行し、同日以後の入園許可の</u> <u>願出に係るものから適用する。</u> (様式第 1 号) (略)
---	--

平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、平成30年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）を作成しましたので、これについて協議するものです。

2 点検及び評価の経過

- H31. 4 第1回社会教育委員会議で各課の事務事業説明
R元 . 5 第2回社会教育委員会議で各課の事務事業説明
6 第3回社会教育委員会議で評価意見のまとめ
7 教育部各課において評価意見に対する教育委員会の改善方針案を作成
教育振興基本計画の進捗状況の調査

3 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）
別紙のとおり

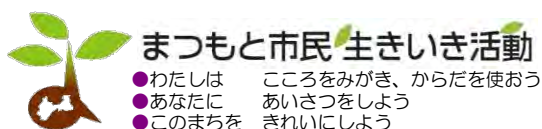
4 報告書の主な内容について

- (1) 教育委員会全体の総括
(2) 各課の重点目標及び事務事業全体についての点検
(3) 教育振興基本計画の進捗状況

5 今後の対応

9月定例市議会へ報告書を提出し、市公式ホームページに公表します。

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33-3980



「学都松本」

平成30年度

教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価報告書



令和元年9月
松本市教育委員会

目 次

第1章 本報告書の趣旨	・・・	1
I 根拠法令	・・・	1
II 点検・評価の方法（取組経過）	・・・	1
第2章 教育委員会の目標～「学都松本」の推進～	・・・	2
I 第2次松本市教育振興基本計画「学都松本をめざして」の推進	・・・	2
II 基本構想「学都松本をめざして」	・・・	2
1 「学都松本」としてめざすまちの姿	・・・	2
2 「学都松本」への取組みの指針	・・・	2
3 「学都松本」に向け育てたい力	・・・	3
III 第2次計画における6つの施策の柱	・・・	3
IV 「まつもと市民生きいき活動」の推進	・・・	3
第3章 点検・評価の報告	・・・	4
I 教育委員会の全体総括	・・・	4
II 教育委員の活動状況	・・・	7
III 各課の報告	・・・	8
1 教育政策課	・・・	8
2 学校教育課	・・・	13
3 学校指導課	・・・	16
4 学校給食課	・・・	25
5 生涯学習課・中央公民館	・・・	29
6 中央図書館	・・・	36
7 文化財課	・・・	40
8 松本城管理事務所	・・・	45
9 美術館	・・・	49
10 博物館	・・・	53
第4章 教育振興基本計画の進捗状況	・・・	58

第1章 本報告書の趣旨

I 根拠法令

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、平成30年度における松本市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告するものです。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 点検・評価の方法（取組経過）

- 1 重点目標の設定 (H30. 4) 【P（プラン）】
年度当初に市全体で実施される政策戦略会議との整合を図りながら、各課で重点目標を設定し、4月の教育委員研究会へ報告しました。
- 2 各課における事務事業の実施 (H30. 4～H31. 3) 【D（ドゥー）】
重点目標を中心に、各課において事務事業に取り組みました。
- 3 各課による総括及び自己評価 (H31. 3) 【C（自らチェック）】
 - (1) 各課で事務事業全体を総括し、1年間の取組結果及び今後の課題をまとめました。
 - (2) 各課の重点目標については、取組経過とともに、3段階で自己評価（※）を行いました。
 - (3) (1)、(2)の内容について、3月の教育委員協議会に報告しました。

※自己評価の基準

評価	評価の基準
A	年度当初に設定した目標に対する達成度が、90%以上
B	60%以上
C	60%未満

- 4 社会教育委員による評価 (H31. 4～R元. 6) 【C（外部の目でチェック）】
 - (1) 各課の考察及び自己評価について、社会教育委員が各課長からヒアリングを行いました。
 - (2) (1)を踏まえ、社会教育委員の評価意見をまとめました。
- 5 教育委員会における協議及び改善方針のまとめ (R元. 7～R元. 8) 【A（アクション）】
 - (1) 社会教育委員の意見を受けて、各課が改善方針をまとめました。
 - (2) 7月の定例教育委員会において、各課の改善方針を含めた点検・評価の内容を協議し、必要に応じて修正を加えました。

第2章 教育委員会の目標 ～「学都松本」の推進～

I 第2次松本市教育振興基本計画「学都松本をめざして」の推進

1 計画策定の経過

松本市教育委員会では、平成24年3月に、第1次の松本市教育振興基本計画「学都松本をめざして」を策定し、平成29年度に「第2次松本市教育振興基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定しました。

この第2次計画では、基本的な考え方と方向性について定める「基本構想」はそのままに、施策の具体的な方策を定める「基本計画」について、平成25年に県内で初めて施行された「松本市子どもの権利に関する条例」などの新たな取組みや、変化する社会情勢、教育を取り巻く状況を考慮し、これからの5年間の教育施策の展開を示しました。

2 計画の位置づけ

この計画を、教育基本法第17条第2項に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画とするとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1の3に基づき、市長が定める「松本市教育大綱」に位置付けました。

また、市政運営の長期的かつ総合的な基本計画である「松本市総合計画（基本構想2020・第10次基本計画）」における教育・文化に関する個別計画としての性格を有します。

II 基本構想「学都松本」をめざして

1 「学都松本」としてめざすまちの姿

松本市は、将来の都市像に「美しく生きる～健康寿命延伸都市・松本」を掲げ、いのちの質や人生の質の向上をめざして市政運営を進めています。第10次基本計画では「健康寿命延伸都市・松本」を更に前進させる「生きがいの仕組みづくり」に取り組んでいます。

この理念を根底で支えるのが、学都松本としてめざす3つのまちの姿の実現です。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 学び続けるまち
市民一人ひとりが自らの意思で何を学ぶかを決め、学び続けるまち● 共に学ぶまち
市民の学びを地域や行政が協働してサポートし、「共に学ぶまちづくり」を推進するまち● 次代に引き継ぐまち
市民一人ひとりが学んだ知識・技術を社会に生かして、次代に引き継ぐまち |
|---|

2 「学都松本」への取組みの指針

「学都松本」をめざすため、次に掲げる5つの指針に基づき各種事業に取り組めます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 一人ひとりが生涯にわたって人間性を培う教育をめざします。● 子どもの感性を磨く様々な取組みを進めます。● 不易を貫き、変わらない大切なことを継続します。● 地域とともに歩みます。● 「ある」から「する」へ転換し、「点」から「線」・「面」へ活動を広げます。 |
|---|

3 「学都松本」に向け育てたい力

「学都松本」への取組みの指針に沿って事業を進めていくためには、市民一人ひとりの活動が大きな原動力になります。様々な学びを通して次に掲げる7つの力を育み続けることが「学都松本」につながるものと考えます。

- 自ら学び、考え、創造する力
- 主体的に行動し、挑戦する力
- 我慢する力、やり遂げる粘り強さ
- 人間関係を築くコミュニケーション力
- 命の大切さ、思いやりの心
- 情感豊かな心、人間性
- 確かな学力、健康・体力

Ⅲ 第2次計画における6つの施策の柱

基本構想を計画的、具体的に推進するため、基本計画では次の6つを施策の柱にして事業を実施しています。

- ① 子どもの教育の充実
- ② 生涯学習の推進
- ③ スポーツを通じた健康づくり
- ④ 文化芸術を通じた教育の推進
- ⑤ 歴史・文化資産の保護と活用
- ⑥ 教育委員会の機能の充実

Ⅳ 「まつもと市民生きいき活動」の推進

「学都松本」に向けた5つの取組み指針のうち、「不易を貫き、変わらない大切なことを継続します。」を实践する活動として、「まつもと市民生きいき活動」を展開しています。豊かな人間性、公正さを重んじる心、思いやりなど、社会や時代が変わっても、人として大切にしたいことを、市民一人ひとりが地道に実践し、次代に引き継いでいくことをめざしています。



わたしは　　こころをみがき、からだを使おう
あなたに　　あいさつをしよう
このまちを　きれいにしよう

第3章 点検・評価の報告

I 教育委員会の全体総括

平成30年度は、「第2次松本市教育振興基本計画」（以下「第2次計画」という。）の2年目として、多様な意見を調整しながら、市民一人ひとりが「学都松本」のめざすまちの姿を実現するために、自らの事として考えることができるような各課事業を実施することに努めました。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、平成27年度から行っている総合教育会議では、これからの学校教育のあり方を考える懇談を通じて、社会情勢への応急的な対応ではなく、新たな価値観の創出へ向け挑戦していく方向性について意見交換を行いました。

1 「学都松本」としてめざすまちの姿

(1) 学び続けるまち

市民一人ひとりが自らの意思で学ぶことを決め、生涯にわたって学び続ける姿が見えるまちの実現を図る事業を実施しました。

学都松本推進協議会では、学びの9月と学都松本フォーラムだけではなく、年間を通じて多様な機会を創出するため、新たに「学都松本・教育100年を語る会」を年6回開催しました。

講師のお話を聞くだけではなく、参加者が自らの意見を伝え、他者の意見を聞き、考える時間を設けるなど、受け身ではなく積極的に学び続けることが楽しいと感じられるような講座として今後も継続していきます。

(2) 共に学ぶまち

地域や行政が協働してサポートし合う「共に学ぶまちづくり」の実現を図るため、地域の様々な人材が活躍できる環境整備に力を入れました。

生涯学習課・中央公民館では、東京大学の牧野教授の研究室とともに、松本市の地域資源でもある町内公民館の活動を調査・研究し、身近な住民自治を基盤とした新たな社会システムの構築に取り組みました。

市内20地区を訪問して56町会からヒアリングを行い、松本市の特徴や地域づくりシステムの現状、課題等を把握し、実際に町内公民館を拠点とするプログラムの実践と検証を行う3町会を選定しました。

(3) 次代に引き継ぐまち

先人が残したまちの宝を、その思いもあわせて大切に残し、次代に引き継ぐ姿が見えるまちの実現を図るため、歴史的な文化財の保存と活用に力を入れました。

文化財課では、平成29年度に策定した「松本市歴史文化基本構想」に基づく文化財の新たな活用事業として、まつもと文化遺産活用事業に取り組むとともに、本市の文化財保存活用のアクションプランである「松本市文化財保存活用地域計画」を策定しました。

博物館では、旧開智学校校舎保存活用事業として、耐震診断結果に基づく地震への対処方針の策定に着手しました。貴重な建物を後世に伝えるとともに、大切に保管されてきた教育資料を未来へ引き継いでいくための保管方法の検討や、将来的には近隣の教育施設との回遊性創出につながる取組みを始めました。

2 「学都松本」へ向けての取組指針

(1) 一人ひとりが生涯にわたって人間性を培う教育をめざします

学校指導課では、障害のある人もない人も共に学ぶインクルーシブな教育推進のため、松本市特別支援教育推進協議会を設置し、様々な研修などを行いました。子どもや家庭と学校だけでなく、地域全体で次代を担う子どもたちの一人ひとりに寄り添った学びの場を、これからどう推進していくのかを多くの人と考える機会となりました。

(2) 子どもの感性を磨く様々な取組みを進めます

中央図書館では、屋外でも本に触れることができる「おひさま文庫」を昨年アルプス公園「森の文庫」に続き、あがたの森公園に設置しました。また、子どもが自由に読書を楽しみ、未来を拓く豊かな心と生きる力を育むための読書環境の整備を推進するため、第2次学都松本子ども読書活動推進計画を策定しました。

教育文化センターでは子どもたちの宇宙への関心、興味を深めてもらう機会として信州大学准教授の三澤透氏による講演会を開催するとともに、新科学館の中心的な役割を担うプラネタリウム投映機をハイブリッド型に更新し、番組制作に子どもや市民が関われる講座の開催など新しい楽しみ方の提案をすることができました。

(3) 不易を貫き、変わらない大切なことを継続します

教育政策課は学都松本推進協議会と連携し、総合教育会議で話題になったスマートフォン等の長時間利用が子育てや人間関係に与える影響について学ぶ学習会を開催しました。教育委員会だけではなく、広く市民やこども部、健康福祉部とも連携し、情報機器の発達などで生活や社会に変化があっても変わらない、人とのつながりや愛情の大切さを学びました。

(4) 地域とともに歩みます

学校給食課では、施設老朽化の解消と、適正規模や配置等学校給食の今後のあり方を検討する「給食のあり方研究会」を6回開催しました。また、地産地消を取り入れた食育にも引き続き力を入れ、児童生徒が総合の時間等で栽培した地元食材を給食食材として使用するなど地域の力を生かして、共に進んでいく仕組みづくりを推進しました。

(5) 「ある」から「する」へ転換し、「点」から「線」・「面」へ活動を広げます

学校指導課は多様化する部活動ニーズを把握し、持続可能な運動部活動のあり方を検証するため、運動部活動改革プランに取組みました。スポーツ庁の公募企画を活用することで、地元企業やアスリートと連携して面的に、今「ある」課題を解決「する」きっかけになりました。

青少年ホームでは、若者の仲間づくりを進めるために、気軽に集まれる居場所づくりに取り組みました。若者に寄り添い、実践・発信を企画する3名のコーディネーターを配置し、ボードゲームカフェ等を定期的で開催する中で、人と人とのつながりを線、面へと広げることができました。

3 施策別の取組みとして

(1) 子どもの教育の充実

学校教育課では、大阪北部地震で学校のブロック塀が倒壊し、登校中の児童が下敷きとなり亡くなった事故を受け、直ちに市内学校の敷地内調査を行い、1校でブロック塀の撤去を行いました。また、こういった事故を未然に防ぐため、ブロック塀の所在地データを関係者で共有し、通学路点検等に活用するなど、安全で安心な教育環境整備に努めました。

さらには、夏の猛暑から子どもたちを守り、良好な学習環境を確保するためさまざまな環境整備を行い、国のエアコン設置に対する臨時特例交付金制度も活用しながら、令和元年度のエアコン整備計画を策定しました。

(2) 生涯学習の推進

生涯学習課・中央公民館、学校指導課では松本版コミュニティスクールの推進を通じて、子どもたちだけではなく、関係する大人たちも共に学び成長する仕組みづくりを進めました。公民館と学校、家庭、そして子どもたちが地域の未来を共有し、自分たちにできる事を考える大切さを、研修などを通じて周知することができました。

(3) 芸術を通じた教育の推進

美術館では、「草間彌生 ALL ABOUT MY LOVE」の入場者数が開館以来最高を記録し、その他の企画展も目標人数を上回る観覧者を迎えることができました。

また、太田南海展では、初めての試みとしておしゃべりしながら観覧することができる「みんなで楽しくトークフリーデー」を実施しました。今後はこども部などとも連携し、子育て中の家族が気兼ねなく一緒に芸術に触れる機会となるよう検討していきます。

(4) 歴史・文化資産の保護と活用

生涯学習課では重要文化財旧松本高等学校校舎（あがたの森文化会館）耐震対策事業として講堂棟の補強工事を実施しました。年間10万人を超える生涯学習活動利用者の安全を確保するとともに、工事中にしか見ることができない壁や床の裏側から伝わる、当時の市民の思いや文化を新たな価値として広くPRしていきます。

松本城管理事務所では、松本城を大切な宝として後世に伝えるため、天守の耐震対策を計画的に進めるとともに、黒門・太鼓門の耐震診断や石垣修理、堀の浄化対策、さらには城下町全体の歴史的景観づくりを見据えた南・西外堀の復元などの事業に取り組みました。

また、松本城の魅力を広く周知するため、平成29年度好評だった「国宝松本城と鷹狩」を継続して行ったほか、松本城VRの普及・活用にも努めました。

(5) 教育委員会の機能の充実

総合教育会議を2回実施し、「これからの学校教育のあり方を考える」と「子どもとスマホについて」をテーマにした懇談を行いました。

地区の皆さんと語る会は芳川地区と城東地区で行い、地域の課題を共に語り合うとともに「子どもとメディアとの関わりについて」をテーマにグループ討議を行うなど、活発な意見交換ができました。地区でもこの語る会をきっかけに新たにメディアとの関わり方を考える講座が開催されるなど、多くの人に課題を考えてもらうきっかけとなりました。

今後とも、開かれた教育委員会に向けた取組みを推進するとともに、今日的な教育課題や地域課題に対応するため、教育委員会制度の趣旨である、教育の中立性、安定性、継続性を担保しながら、市長部局との連携を図り、教育委員会の機能の充実に努めます。

Ⅱ 教育委員の活動状況

1 教育委員

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

氏名	就任年月日	任期 () は期数	職名等	備考
いちかわ 市川 庄一	H29. 4. 1	R3. 3. 31 (1)	職務代理者	
はなむら 花村 きよし	H22. 12. 26	H30. 12. 25 (2)		
ふくしま 福島 ともこ	H25. 12. 26	R3. 12. 25 (2)		
やまだ 山田 さちえ	H28. 6. 29	R2. 12. 24 (2)		※1期目は残任期間 (H28. 6. 29～H28. 12. 24)
はしもと 橋本 かなめ	H30. 12. 26	R4. 12. 25 (1)		

2 教育委員会

(1) 定例教育委員会 毎月1回開催 計12回

(うち、移動教育委員会2回)

(2) 臨時教育委員会 不定期開催 1回

3 地区の皆さんと語る会等

(1) 地区の皆さんと語る会

ア 芳川地区 (芳川公民館)

8月30日

人口増の地区で子どもたちの教育に関する多岐にわたるテーマで懇談

イ 城東地区 (城東公民館)

10月24日

「子どもとメディア (主にスマホ) との関わりについて」グループ懇談

(2) 関係団体との懇談会

ア 松本市選挙管理委員会

12月13日

イ 松本市PTA連合会

1月17日

ウ こどもの権利相談室「こころの鈴」相談員

1月17日

4 学校訪問

(1) 教育委員会の学校訪問 並柳小学校

9月20日

(2) 教育委員の学校訪問

計39回

5 研修

(1) 長野県市町村教育委員会連絡協議会研修総会 (安曇野市)

(2) 視察研修 (隔年)

学校の統廃合、コミュニティスクール、特別支援学校について (上越市・十日町市)

6 その他

長野県市町村教育委員会連絡協議会、長野県都市教育委員会連絡協議会

松本市職員研修講師、女鳥羽中学校キャリア教育講師

Ⅲ－１ 教育政策課

１ 事務事業の概要

教育行政の総合的な企画・調整を行い各課の連携を図ります。

そして、松本市教育振興基本計画が掲げる、学び続けるまち、共に学ぶまち、次代に引き継ぐまち「学都松本」をめざして、教育部だけでなく市長部局との連携や、広く市民と協働しながら事務事業を実施し、その成果を広く発信していきます。

また、「宇宙と科学」に特化した新科学館の整備に向け、必要な取組みを進めます。

２ 平成３０年度における重点目標

(1) 総合教育会議を通じた今後の教育のあり方の協議（継続）

ア 内容

超少子高齢型人口減少社会の進展や、ＡＩやＩＣＴ*^１の技術革新などにより、大きく世の中が変容する中で、これからの時代を生きる子どもたちに必要な力は何かなど、総合教育会議を通じて今後の教育のあり方について協議します。

*^１ＩＣＴ：インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー（Information and Communication Technology）コンピューターやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・サービス等の総称

イ 具体的な進め方等

奈川地区や安曇地区など山間の小規模校の存続問題や、逆に、市郊外校のマンモス化など多様な状況が生まれている中で、今年度は、地域の特色を生かした様々な学びの場の提供について、「少子化と特色ある学校づくり（仮）」をテーマに、教育行政の現状と課題について協議します。

ウ 自己評価（成果・課題）

５月に開催した総合教育会議において「これからの学校教育のあり方を考える」をテーマに市長と教育長、教育委員が懇談し、その中で教育委員会としての今後のあり方「人口減少を乗り越える特色ある学校づくりへの挑戦」を提案しました。その後、地域づくり部と共に奈川、安曇、四賀地区へ出向き「特色ある学校づくり」をテーマに地区の皆さんと懇談会を開催し、考えをお聞きする機会を持ちました。
来年度、奈川地区では保育園が閉園となることから、地域づくり課など関係課による地域支援チームに参画し、学校問題を含めた課題解決に向けた取組みを検討していきます。

評価
Ｂ

(2) 市民と共に教育問題を考える場づくり（新規）

ア 内容

教育委員が地域、学校等において、住民、児童生徒、教職員と懇談し、教育に関する様々な課題について理解を深めます。

イ 具体的な進め方等

教育委員が市民等と実施する懇談会について、共通のテーマで開催し、得られた結果は、こども部や市ＰＴＡ連合会、育成会等関係者とも共有し、今後の対応について検討していきます。

今年度のテーマは「スマホとの上手な付き合い方」（仮）として、情報機器の利用と子どもの発育との関係について、愛着障害の問題なども含めて話し合いを行います。

ウ 自己評価（成果・課題）

芳川地区・城東地区に出向き「子どもとスマホ」について地区住民と懇談を行い、多くの方がスマホの普及によって子どもたちの生活の変化を危惧していることが分かりました。

そのため、高校進学と共にスマホの購入を検討すると思われる中学３年生を対象に、スマホとの付き合い方の啓発チラシを作成し配布することが出来ました。なお、来年度早期にこども部、健康福祉部と連携して小学校低学年から中学生を対象にしたスマホとの付き合い方の啓発チラシ作成を予定しています。

教職員との懇談は、並柳小学校で教職員及び学校ボランティアの方々とは懇談することができ、先生方の生の声を聞いたこと、そして学校運営に多くのボランティアの方が関わっていることが分かり、充実した懇談となりました。

評価
Ａ

(3) 学都松本の推進（継続） ア 内容 学都松本推進協議会等と連携し、「学ぶって おもしろい！」をテーマに、自ら興味をもって多様な学びに取り組めるような環境づくりをめざした「学都フォーラム」の開催や、あいさつ運動を引き継ぎ、不易（思いやりの心など、いつの時代にあっても変わらない大切な事）を貫くため、わたしは・あなたに・このまちをの3つの視点で、市民一人ひとりが自分の目標を決め、日々続けていく「まつもと市民生きいき活動」を推進します。 イ 具体的な進め方等 (7) 第7回学都松本フォーラムの開催 a 期日 平成30年9月22日（土）23日（日） b 会場 松本市Mウイング、中央体育館ほか c 内容 基調講演会、分科会、体験活動など d 企画段階から広く市民参画を呼びかけ、学ぶことの楽しさを周知します。 (i) まつもと市民生きいき活動の推進 こども育成課が推進する「まつもと子どもスマイル運動」と連携しポスター、リーフレットを作成し周知を行っています。また、実践事例を隔月で広報まつもとに掲載し、周知から実践につながる環境づくりを図ります。 (ii) 年間を通じた学都松本推進事業と周知活動 9月のフォーラムだけでなく、日々学ぶことのきっかけとして年間通じて様々な学習講座等を企画します。また facebook ページの効果的な運用について、引続き研修等を行い周知に努めます。 ウ 自己評価（成果・課題） (7) 第7回学都松本フォーラムは、初めて会場をMウイング・中央体育館に変更して開催しました。基調講演は柳田理科雄さんをお招きし、子どもたちを中心に笑顔のあふれる充実したものになるとともに、池谷薫監督による「蟻の兵隊」上映会とトークショーでは、難しい問題を悩みながら学ぶことの大切さも実感できる内容となりました。しかし、駐車場が有料であることなども影響し、参加者数は昨年度の半分程度にとどまりました。次年度の計画について推進協議会で検討した結果、再度Mウイングを会場とすることとし、今後は効果的な周知方法等について検討していきます。 (i) 今年度はこども育成課と連携しポスターの更新を行いました。私たち一人ひとりの心がけという数値化が難しい活動ですが、こども育成課のスマイルバンド配布数を指標として周知成果の検証を行うことができたため、今後も効果的な呼びかけを継続していきます。また記事の増加に伴う広報まつもとの掲載内容見直しを実施し、より効果的な事例紹介となるように隔月1年4回へと回数を減じ、その分内容を今まで以上に多様な活動紹介とすることとしました。 (ii) 学都松本・教育100年を語る会を年6回開催し、毎回30～40名の参加がありました。開催後の意見交換会を定例化するなど、講師のお話を聞くだけの会ではない、参加者も「語る会」として開催することができました。今後も継続して多様な講師による課題の投げかけを検討します。また、SNS*2を通じた周知等についても研究してまいります。 *2 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス (social networking service) インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ、パソコン用のWebサービスの総称	(4) 新たな複線型の価値観をもった教育の研究（新規） ア 内容 学校教育を中心とした勉強が唯一の評価基準という単線型の価値観から、手に職を持つことが尊敬されるなど、欧米等の複線型の価値観をもった教育の研究を進めます。 イ 具体的な進め方等 生涯学習課が進める、青少年の居場所づくりを通じた青年への職業意識の向上や、同じく生涯学習課と学校指導課が進めるコミュニティスクールやキャリア教育事業を通じた子
---	---

どもたちの社会で生きる力の獲得に向けた各種事業、こども部との連携など、関係課間の調整役を担い、課題を共有し、松本版マイスター制度など、新たな複線型の価値観をもった教育について、研究を進めます。	
ウ 自己評価（成果・課題） 不登校や引きこもり等について、健康福祉部、こども部等の関係課と情報交換会を実施し、各課の取組状況や、関係団体についての情報共有を図りました。今後は、発達障害者なども含めた若者の社会的な自立への支援について、部局横断の取組みや、関係団体への支援についての検討をしていきます。 生涯学習課青少年ホームでは、松本市青少年ホーム運営委員会において、多様な価値観が認められるマイスター制度について検討がされ、若者が職人から専門技術を学ぶ機会の提供として、松本スイーツコンテストグランプリ受賞者を講師に講座を4回実施し、延べ36人の若者の参加があるなど、取り組みが始まりました。 また、生涯学習課と学校指導課が進める松本版コミュニティスクールでは、例えば波田地区では、子どもたちが地域の特産品であるスイカ栽培にかかわり、地域の大人たちに感謝されることで得られた自己肯定感の向上などから、多様な価値観の構築が図られました。	評価B
(5) 新科学館整備事業（新規）	
ア 内容 「宇宙と科学」に特化した施設として、子どもをはじめ市民等の来館者が、科学への興味・関心を高められるような、参加・体験型の科学館とするため、必要となる構想や仕組みづくりを進め、子どもたちの好奇心・探究心・創造性を磨く機会を積極的に提供し、将来を担う人材育成に寄与できるような施設を目指します。	
イ 具体的な進め方等 (7) 外部有識者による新科学館基本構想策定委員会及び庁内検討により、次世代を担う児童生徒が、科学への興味・関心を高め、探究心を深めることができるような、松本らしい魅力ある科学館とするために必要となる基本構想の策定を進め、策定された基本構想に基づき基本計画・基本設計に取り組みます。 (i) 科学館の中心的な役割を担うプラネタリウム投映機器の更新を、今年度先行して実施し、美しい星空を投映するための光学式投映機と高性能なデジタル式投映機の統合型（ハイブリッド）投映機^{*3}をプロポーザル方式^{*4}により決定します。 また、番組制作ができるプログラムを新たに導入して、番組を鑑賞するだけでなく、児童生徒や市民がプラネタリウムの番組制作等に主体的に関わることができる参加・体験型のプラネタリウムにするために必要な運営体制や、ボランティアの活用等についても研究を進めます。 (ii) 子どもたちが、科学・理科への興味・関心を高められるような教文学習や親子科学工作教室の充実を図るとともに、宇宙関連事業としてJAXA・国立天文台見学ツアー及び講演会を継続して実施します。また、今年度からの新規事業として、宇宙をテーマにした科学教育プログラムであるコズミックカレッジをJAXAの協力を得て開催します。 ^{*3}統合型投影機：鮮明な星を映し出すことが可能な光学式投映機と、動画等、多様な映像投映が可能なデジタル式投映機を統合した最新の投映機 ^{*4}プロポーザル方式：業務の委託先や建築物の設計者を選定する際に、複数の者に目的物に対する企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を選定すること	
ウ 自己評価（成果・課題） (7) 外部有識者による新科学館基本構想策定委員会において、松本らしい魅力ある科学館とするための方針や実施体制について協議し、「わくわくしながら科学する楽しさを味わおう」を基本理念とする新科学館基本構想を策定しました。 また、策定された基本構想に基づき基本計画・基本設計を進めるため、公募型プロポーザル方式による提案事業者の募集を行い、事業者の選定を行いました。 (i) 科学館の中心的な役割を担うプラネタリウム投映機器の更新を、プロポーザル方式により実施しました。次年度のリニューアルオープンに向けて、児童生徒や市民	評価A

がプラネタリウムの番組制作に関わる新規講座の実施や、投映回数を増やす等、より多くの市民に観覧していただく運営について検討しました。 (g) 宇宙関連事業の一環として JAXA・国立天文台見学ツアーを実施し、30名の定員を大幅に上回る応募がありました。引続き子どもたちに宇宙への興味を深めてもらう実施内容等を検討していきます。 (h) 宇宙について子どもから大人まで興味・関心を深めてもらう機会として、信州大学准教授の三澤透氏による講演会を開催し、112人が参加しました。 (i) 宇宙関連事業として、新たにコズミックカレッジを2回開催し、各回とも定員を上回る応募がありました。好評のため、次年度以降は、回数を増やしてより多くの方に参加してもらえるように計画します。	
--	--

3 特記すべき事項

大きく変化する社会状況を見据え、これからの教育のあり方について多様な立場の意見を交換することができました。 特に子どもたちのスマホとの付き合い方について、学都松本推進協議会、民生児童委員など市民の皆さんや、市長部局、教育委員会職員合同で、NPO法人ホスピタ医療啓発ネットワーク代表の眼科医鈴木武敏さんを講師にお招きし「脳と心までむしばむスマホの怖さ」をテーマとした学習会を開催しました。 また、特色ある学校づくりの研究として、笹川平和財団等の助成金を活用しながら平成31年度～33年度に「海洋教育パイオニアスクールプログラム」を実施することとしました。 教育文化センターを中心として広い視野をもって教科横断的な「よく生きる力」を学ぶ教科の実現に向け研究を始めました。

4 評価意見及び教育委員会の改善方針（取組方針）

(1) 総合教育会議を通じた今後の教育のあり方の協議	
ア 社会教育委員による評価意見	未来を見据えた松本の教育方針について、部局を超えて話し合っていくこの会議の内容を行政だけでなく、家庭や地域まで積極的に発信し、情報を共有できるようにしてください。
イ 教育委員会の改善方針（取組方針）	総合教育会議の内容は、市の公式ホームページで公開するとともに、「地域の皆さんと語る会」などあらゆる機会を捉えて発信に努めています。また、平成30年度のように方向性が示されたものについては、他部との連携を図り、できることから実施していきます。（例：スマホの危険性についてチラシを作成し、保育園、小・中学校に配布）
(2) 市民と共に教育問題を考える場づくり	
ア 社会教育委員による評価意見	(g) 「子どもとスマホ」というテーマを決めて懇談会を行ったことで、重点的な課題がはっきりするとともに、グループワーク形式を取り入れたことで参加者も意見を言いやすい環境づくりができたと思います。今後は開催地区を増やす等、更なる活性化を目指してください。 (h) 「共に考える場づくり」が継続、発展することを期待しています。社会教育委員として協力できることがあれば積極的に関わられるような仕組みが作れば良いと思います。
イ 教育委員会の改善方針（取組方針）	「地区の皆さんと語る会」や教育関係団体との懇談会については、テーマや懇談方法などを相手方と相談しながら行っています。グループワーク形式は、より多くの皆さんと意見交換ができる有効な手法だと思いますので継続するとともに、テーマ設定、周知方法について検討していきます。
(3) 学都松本の推進	
ア 社会教育委員による評価意見	(g) 学都松本フォーラムの講演会に、子どもが気軽に参加できる講師を招いたのは楽しい試みだったと思います。今後ただ有名な人を呼ぶのではなく、誰にどんな話を聞いて

	欲しいのか、何を考えて欲しいのかを大切にしてください。また、より多くの参加者が学ぶきっかけとなるように周知方法などをしっかり検討してください。 (i) 年6回の「教育100年を語る会」の開催は、回数を重ねることにこだわるあまり、マンネリ化したりしないように、内容の精査や回数の減も視野に入れて続けてください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 学都松本フォーラムについては、推進協議会の中で、対象者、テーマ、講師、周知方法などの点について検討していただきます。また「教育100年を語る会」につきましてもテーマ設定、周知方法について検討していきます。
(5) 新科学館整備事業	ア 社会教育委員による評価意見 (7) プラネタリウムの更新によって施設全体へ良い効果が波及していると思います。科学展示室等も「わくわくしながら科学する楽しさを味わおう」という基本理念を大切に設備の更新や、担当者の企画力向上に努めてください。 (i) 交通の便に課題があるため、マイクロバスなど交通手段の整備についても検討をしてください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） プラネタリウムは、新科学館においても中心的な設備となるため、より多くの市民の方に観覧してもらえよう周知方法を検討していきます。新科学館整備についても、基本理念を実現するべく参加・体験型の展示内容等を検討していきます。そのきっかけとして、令和元年度から全国科学館連携協議会に加盟し、宇宙や科学に関連するパネルや教材を借りることで新たにパネル展等を企画していきます。また、アクセスの確保については、検討が必要と考えますので、タウンスニーカー等公共交通機関の整備担当課と協議していきます。
重点目標以外	ア 社会教育委員による評価意見 食育の関係で「もったいないぞう」の絵本をいただいて学校で朗読をさせていただきました。子どもたちにもわかりやすくとてもいい活動だと思いましたので、例えばスマホについてもそういった絵本の作成や、読み聞かせの普及も検討してください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） スマホの使用に関する絵本の作成については、関係課に相談し、研究していきます。

Ⅲ－２ 学校教育課

１ 事務事業の概要

(1) 児童生徒がより良い環境の中で学校生活をおくることができるよう、老朽化した学校施設の長寿命化対策を計画的に進めるとともに、施設の適切な維持管理、ＩＣＴ機器を含む校用・教材備品の整備等により、教育施設の整備充実を進めます。
(2) また、就学援助事業など、子どもの就学全般にわたる事務事業を進めるとともに、働きやすい学校、地域に開かれた学校を目指して、児童生徒や教職員の健康管理の充実や市民が利用しやすい学校施設の環境整備を推進します。

２ 平成３０年度における重点目標

(1) 小中学校施設整備事業（継続）		
ア 内容	教育環境の改善を図る長寿命化改良事業、教室等の非構造部材の落下防止対策を行う地震防災緊急事業などを計画的に進めます。	
イ 具体的な進め方等	(ｱ) 長寿命化改良事業は、国の「インフラ長寿命化計画」を踏まえ、学校施設の構造体の耐久化とインフラ整備の更新に向けた学校施設長寿命化計画（個別施設計画）を策定します。 (ｲ) 地震防災緊急事業では、平成２８年度に調査設計を行った小学校１２校、中学校７校において教室等の非構造部材の耐震化工事を行います。	
ウ 自己評価（成果・課題）	(ｱ) 長寿命化改良事業では、各学校の劣化状況調査を実施し、学校施設長寿命化計画（案）を作成、今後パブリックコメントを実施し、７月頃策定予定です。 (ｲ) 地震防災緊急事業では、国交付金の採択が年度末となったことから、平成３１年度に、小学校１２校、中学校７校で実施します。	評価 B
(2) 授業用・校務用ＩＣＴ機器整備事業（新規）		
ア 内容	ＩＣＴ機器を効果的に活用することで、質の高い授業を目指し、教職員の校務の負担を軽減します。	
イ 具体的な進め方等	国の「第３期教育振興基本計画（案）」を踏まえ、学校における情報化の方針、ＩＣＴ環境の段階的な整備・授業におけるＩＣＴ活用指導力向上に向けた「学校教育情報化推進計画」を策定します。	
ウ 自己評価（成果・課題）	学校教育情報化推進計画では、計画策定に向けた業者選定をプロポーザル方式により決定し、教員のアンケート調査や現地調査を行い、学校教育情報化推進計画(案)を作成、今後庁内会議を行い、５月頃の策定を予定しています。	評価 B
(3) 就学援助制度の新入学用品費入学前支給の実施（継続）		
ア 内容	小学校１年生に支給する新入学用品費について、支援の必要な適切な時期である、入学前の３月に支給します。	
イ 具体的な進め方等	(ｱ) 申請受付の時期や周知の方法など、運用方法を決定します。 (ｲ) 支給対象者である未就学児が入学前に新入学用品費を受給できるよう、システム改修を行います。 (ｳ) 申請に基づき審査し、認定された児童の保護者に対して３月に支給します。	
ウ 自己評価（成果・課題）	入学前支給を希望する就学前児童の保護者に対し、新入学用品費を３月に支給し、保護者の負担軽減を図りました。必要な方が必要な時期に援助を受けることができるよう、周知方法について検討します。	評価 A

3 特記すべき事項

- (1) 昨年6月の大阪北部地震により、登校中の児童が学校の倒壊したブロック塀の下敷きになり亡くなった事故により、国から緊急点検の指示を受け学校敷地内の調査を行いました。その結果、鎌田小学校においてブロック塀の撤去をおこないました。
- また通学路においては、建設部が所有するブロック塀の所在地データを各学校に提供し、通学路の点検に役立てていただきました。
- (2) 昨年夏の猛暑により、子どもたちの学習環境を確保することから、各学校でミストシャワーの設置、遮光ネットの設置、経口補水液や冷感タオルの配備等できることから行い、窓を開けて授業のできない音楽室を持つ8校に緊急的にエアコン設置をおこないました。
- また、国がエアコン設置に臨時特例交付金の制度を創設したことから、この交付金を活用して平成31年度中に、全小学校の図書室、音楽室、パソコン室、職員室、1・2年生の教室、特別支援教室にエアコンを設置するとともに、全中学校の図書室、音楽室、職員室にエアコンを設置します。

4 評価意見及び教育委員会の改善方針（取組方針）

(1) 小中学校施設整備事業

ア 社会教育委員による評価意見

子どもたちの安全確保のために、学校敷地と外部との接点に防犯カメラの設置を検討してください。プライバシー等の問題も、まずは地域の住民や保護者、学校と話し合いながら始めることが大切です。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

防犯カメラの設置については、現在、取扱い基準を設けて対応していますが、迷惑行為が繰り返し発生している場所などに限定し、予防的設置はしないこととしています。また、学校敷地外周部には、出入口が複数箇所あり、その全てに防犯カメラを設置することは困難です。今後は、校舎の施設管理を徹底するとともに、学校要望も踏まえ、防犯カメラの取扱い基準の見直しも含めて、子どもたちの安全確保対策を検討していきます。

(2) 授業用・校務用ＩＣＴ機器整備事業

ア 社会教育委員による評価意見

(ア) 新教育課程に即したＩＣＴ機器やネット環境の整備が喫緊の課題です。1学級の児童数分のタブレットの確保やネットへの接続設定の整備等が、市内全小中学校同じ条件で授業ができるように迅速かつ計画的に事業を推進してください。

(イ) ＩＣＴ機器などの導入は、効果は高いと思いますが、使い方など現場の先生方の意向を踏まえたり、使用におけるサポート体制などを整えないと教員の負担が増加することも懸念されます。専門業者等によるサポート体制の構築も検討してください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

タブレットをはじめ授業で活用するＩＣＴ機器やネット環境については、「松本市学校教育情報化推進計画」を策定し、計画的に整備を進めます。また、教員が安心してＩＣＴ機器を活用できるように、ＩＣＴ支援員を配置し支援を行います。

(3) 就学援助制度の新入学用品費入学前支給の実施

ア 社会教育委員による評価意見

新入学用品等は、入学前に支給いただけることで負担感を減らせる大変良い施策だと思います。制度が継続できるように、効果の評価等をきちんと分析してください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

新入学用品費については、中学校は平成29年度の新1年生から、小学校は平成31年度の新1年生から、支給時期を入学前の3月に前倒ししています。援助が必要な方が、必要な時期に、漏れることなく援助を受けられるよう、今後も事業の効果を検証しながら、引続き実施していきます。

重点目標以外

ア 社会教育委員による評価意見

- (7) 夏の猛暑に向けてのエアコン設置等の対策が進んでいることに安心しましたが、なるべく早く全教室への設置等、より一層の充実を望みます。
- (8) 大阪北部地震の後、すぐに鎌田小学校のブロック塀を撤去できたことは良かったと思います。また、ブロック塀の所在地データの共有なども子どもの安全のために対策がなされていると思います。しかし、通学路には危険なブロック塀や倒壊しそう、屋根が落ちそうな建物が多くあります。情報の把握からさらに一歩踏み込んで、早急な対応まで取り組んでください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

- (7) 今後、小学生３年生以上の普通教室へのエアコンの設置について、気温や他市の状況等を総合的に判断して、設置時期や実施範囲など、引続き検討していきます。
- (8) 通学路上の危険なブロック塀等については、学校・町会・市建築指導課と連携しながら、所有者に対策を講じてもらうように呼びかけをしていきます。また、状況によっては通学路の変更なども検討します。
現在把握しているブロック塀等の危険箇所以外の場所についても、毎年春と秋に行っている通学路の交通安全点検の中で調査し、学校と情報共有をしていきます。

Ⅲ－３ 学校指導課

1 事務事業の概要

めざす子ども像「たくましく未来を拓く心豊かな松本の子」に向け、「健やかな体づくり」、「豊かな心の育成」、「確かな学力の向上」を目指して、学校・教職員、児童生徒への支援に取り組むとともに、引続き「家庭・地域と学校及び幼保小中の連携推進」のため、指導主事による学校訪問で現状把握に努め、課題解決に向けた取組みを進めます。

2 平成30年度における重点目標

(1) 特別支援教育推進事業（インクルーシブ教育推進事業）（新規）

ア 内容

(7) インクルーシブ教育推進事業

障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みをつくるため、松本市特別支援教育推進協議会を設置し、松本市で導入可能な施策を検討し教育委員会へ提言します。

(4) 幼保から小学校・中学校への連携の推進

一人ひとりの児童生徒の教育環境を整えることを目指して、幼保小中間の情報共有と課題解決に向けた協力体制の確立を推進します。

イ 具体的な進め方等

(7) インクルーシブ教育推進事業

- ・国の方針を受け、松本市におけるインクルーシブ教育の方向性をまとめ教育委員会に提言
- ・副学籍^{*5}、県立特別支援学校分教室導入に向けた課題を検討
- ・特別支援教育関係機関の連携強化と教職員の力量向上に向けた研修会を実施
- (4) 幼保から小学校・中学校への連携の推進
 - ・小学校教職員の積極的な幼・保育園訪問を推進（校長会や教頭会、特別支援教育コーディネーター連絡会で働きかける。）
 - ・特別な支援が必要な児童生徒情報をこども部等と定期的に共有
 - ・特別な支援が必要な児童生徒及び保護者、小中学校について、あるぷキッズ支援室と連携して支援
 - ・市教委の学校訪問に合わせた幼保小中職員相互の参観や懇談を実施し、情報交換ができる場を設定

^{*5}副学籍：特別支援学校に通う子が、居住地の小中学校でも学ぶ仕組み

ウ 自己評価（成果・課題）

(7) インクルーシブ教育推進事業

【成果】

- a 松本市特別支援教育連携協議会を2回開催し松本市のインクルーシブ教育のあり方について専門家の意見を聞きながら以下の点を中心に総合的に検討しました。
 - ・障害や特別支援教育に対する市民の理解を深めるシンポジウム等の機会を作る必要があること。
 - ・学びの場の見直しを一層柔軟に行っていく必要があること。
 - ・多様な学びの場の設置（肢体不自由学級、特別支援学校分教室等）について、引続き検討していくこと。
- b 副学籍の導入に向けて、校長会や関係課と連携して研究、準備をしました。
- c 校長会と連携し、特別支援教育コーディネーター等連絡会において研修を充実させました。中心講師として本田秀夫氏を招き、発達障害児支援における地域連携のあり方について研修を実施した他、特別支援学校や大学教授、医師を講師に招き、年4回の全体研修と年4回のブロック研修を行いました。

【課題及び来年度の方針】

- a インクルーシブ教育の方針について教育委員会への提言を行うため、松本市特別支援教育連携協議会において継続して検討を行います。
- b 副学籍の導入に向けて、校長会や関係課と連携して研究、準備を進めています。推定対象人数については、来年度実施する保護者の皆様へのアンケートで把握し

評価
A

	たいと考えています。アンケート実施後は、個々の要望に応じて関係者会議を開き、段階的に導入していきます。 c 新しい特別支援学校のあり方について、31年度から設置される県教育委員会「松本養護学校あり方検討委員会（仮称）」に参加し、県教委と検討を進めます。 (f) 幼保から小学校・中学校への連携の推進 【成果】 a 特別な支援を必要とする児童生徒の情報について、こども部あるぷキッズ支援室、保育課と2週間に一度、定期的に連絡会を開催し情報共有をしたことにより、スムーズな来入児の受入れに向けた園訪問、早期の対策会議の開催等につながりました。 b あるぷキッズ支援室教育相談員、中信教育事務所指導主事、特別支援学校教育相談との連携により、特別支援学級を参観し、児童生徒への支援状況の把握と自立支援活動の充実に向けた適切な指導を行いました。 【課題及び来年度の方向性】 市長部局及び市内関係機関（特別支援学校、医療機関、福祉関係施設他）との情報共有に努めてきましたが、さらなる情報共有や連携が必要です。定期的な連絡会や関係者会議を開催するなど、情報共有のあり方について検討します。 (f) 学びの場の見直しの推進 【成果】 a 児童生徒一人ひとりの適切な学びの場について松本市心身障害児就学支援員会において判断（年7回開催、353件）しました。 b スムーズな教育相談と学びの場の見直しの推進に向け、年中児向けの就学ガイダンスを実施しました。（15園） c 学びの場の見直しについて、校長会・園長会・特別支援教育コーディネーター連絡会で呼びかけ、多くの学びの場の見直しが行われました。 ・ 特別支援学校から一般校特別支援学級への見直し1人（29年度と同数） ・ 特別支援学級から普通クラスへの見直し30人（見込み）（29年度比倍） 【課題及び来年度の方向性】 早期から専門的な教育を受け、障害や特性を克服したり、自ら対応する力を養ってきた児童生徒は、将来的な自立に向けて学びの場を柔軟に見直すことが重要です。 引続き、一人ひとりの児童生徒の学びの場について、学校現場と共に考えながら必要に応じて見直す助言をするとともに、保育課と連携して、年中児保護者向け就学ガイダンスを実施し、早期からの特別支援教育や学びの場の見直しへの啓発に努めていきます。	
(2) 学力・体力向上事業（新規）		
ア	内容	
(f)	学力向上	指導主事による学校訪問や研究主任等対象の研修会を通して、授業づくりにおける教職員の悩みや相談、学校別の研究推進に関わる内容について助言、支援を行います。また、市立学校教職員研修を推進していきます。
(f)	体力向上	全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果をもとに各校に体力向上等のための具体策への取組みを促します。また、まつもと元気アップ体操の定着を図ります。
イ	具体的な進め方等	
(f)	学力向上	・ 指導主事の学校訪問により、新学習指導要領での対話的で深い学び（アクティブラーニング等）を意識した授業改善への助言、支援を実施 ・ 各校の主体的な研究推進に資する年3回の研究主任対象研修会を実施（教職員の負担軽減のため本年度から中信教育事務所と合同開催） ・ 子どもと教職員との関わり方について学ぶ機会として、中心講師による講演会（年1回）、学校訪問指導（年5回）を実施

(i) 体力向上 ・全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果を受け、体力向上プランによる各校の取組み情報を収集、共有し、活用を促進 ・「まっもと元気アップ体操」(着座バージョン含む)の更なる定着化	
ウ 自己評価(成果・課題) (7) 学力向上 【成果】 a 学力に係る学校訪問では、授業参観後、授業者と直接懇談の場をもつことで、具体的な授業改善や教材研究について共に検討しました。 b 全国学力・学習状況調査の結果及び、新学習指導要領の実施・移行期間にあたり、市教育委員会の主催で、「平成31年度に向けた『総合的な学習の時間』及び『特別活動』『道徳』全体計画等作成研修会」を実施しました。この研修会を通して、これまでのカリキュラムや授業のあり方を見返す機会となりました。参加校数は市全体の9割を超え、参加者数は73名であったことから、ニーズの高さを認識しています。 c 教職員研修では、中心講師による講演会を1回(参加者77名)、学校訪問指導を5回(松島中・菅野中・奈川小中・旭町中・源池小/参加者計128名)実施しました。学校訪問指導では、公開授業を受け、授業研究会で、子どもと教師とのつながりや見届け、支援のあり方について、実際の姿をもとに意見交換を行いました。 【課題及び来年度の方向性】 a 学力担当の指導主事による学校訪問では、特に授業改善や学力向上を求める学校を中心に定期的に訪問し、各分野・領域の具体的な指導や助言に努めていきます。 b 市立学校教職員研修では、10年間で全小中学校の学校訪問が終了するよう次年度から計画的に取り組めます。 (i) 体力向上 【成果】 a 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 ・平成29年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果をもとに、それぞれの学校の平成30年度「体力向上プラン」の作成を促し、全小中学校の体力向上についての課題や推進計画を把握しました。 b まっもと元気アップ体操 ・会田中学校からの依頼を受け、指導主事が学校を訪れ指導をしました。また、学校訪問等で活発な取組みを周知しました。 ・「まっもと元気アップ体操」着座バージョンについては、地域に出向いて指導する「出前講座」を2回実施しました。また、配布依頼のあった小学校と公民館、聴覚障害者の会へDVDを配布するなど周知を図りました。 ・公民館主事会において、「着座バージョン」の活用方法をDVDを使いながら紹介しました。 【課題及び来年度の方向性】 a 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 ・今年度も、昨年度と同様「反復横跳び」「シャトルラン」に課題がありました。敏捷性や疾走能力といった力をつける指導が必要です。来年度は、4月の校長会や教頭会で調査結果を発表し授業改善につながるようにしていきます。また、5月17日に行われる体育主任会等でも伝えていきます。 b まっもと元気アップ体操 ・「まっもと元気アップ体操」は、学校や地域の方への出前講座を継続して実施し、周知を図ります。 また、学校の取組状況についてアンケート調査を行い、各校の実施状況等を分析し、結果をもとに取組みの効果的な周知を検討していきます。	評価 B

(3) いじめ防止対策、不登校・引きこもり児童生徒への支援の促進（継続）

ア 内容

(7) いじめ防止対策

「松本市子どもの権利に関する条例」及び「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」をもとに、教職員及び児童生徒の人権感覚の醸成、いじめ（SNS、スマホトラブルを含む）や体罰のない学校づくりを進めます。

(i) 不登校・引きこもり等の児童生徒に対する支援を進めます。

イ 具体的な進め方等

(7) いじめ防止対策

- ・ こども部と連携した「子どもの権利に関する条例」の学習を推進
- ・ 定期的な「いじめ・体罰等調査」の実施による、各校のいじめの認知や対応状況等を継続的に把握
- ・ SNSやスマホでのトラブルについて、「いじめ・体罰等調査」での調査を継続すると共に校長会と連携した取組みを実施

(i) 不登校・引きこもり等の児童生徒に対する支援

- ・ 不登校支援アドバイザーの学校訪問を通して、各学校の様子や不登校の状況を把握し、こども部とも連携しながら助言や支援を実施
- ・ 自立支援教員に係わる取組み
 - a 不登校傾向の児童生徒や引きこもっている児童生徒、保護者とつながり、登校支援や学習支援を継続的に実施
 - b 自立支援教員の孤立化を防ぎ、支援の充実を図るため、日常的に連携可能な体制づくりを推進
 - c 報告会を実施し、支援の方向性等について互いに検討する機会を設定
 - d 報告会等で中学卒業後の進路状況を共有し、中学卒業後も視野に入れた支援を推進
 - ・ 中間教室について、学校に行きづらい子どもたちの居場所であることの認知を促進すると共に、社会で生きていく力を育む場であることを学校や保護者に周知

ウ 自己評価（成果・課題）

(7) いじめ防止対策

【成果】

- a 平成30年9月と平成31年1月に「松本市いじめ問題対策調査委員会」を開催し、市内のいじめの状況を報告し、いじめ未然防止の取組みを協議しました。
- b 2カ月に一度「いじめ・体罰等の実態調査」を全小中学校で行い、いじめや体罰に係る事案について、早期発見・早期対応、継続的な見守りに努めました。

【課題及び来年度の方向性】

- a 4月からのいじめの認知総件数は1,200件を超え、昨年度同時期調査における総件数を300件あまり上回っています。引続き、いじめに対する認知や早期対応を働きかけていきます。
- b 「松本市いじめ問題対策調査委員会」及び、こども部と連携して「松本市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、幅広い関係機関との連携を進め、情報共有、対応に当たっていきます。

(i) 不登校・引きこもり等の児童生徒に対する支援

【成果】

- a 不登校支援アドバイザーが、年間3～4回、学校訪問を継続的にを行い、不登校児童生徒の個別の状況に応じた対応や今後の見通しについて、学校職員とともに情報を共有し、必要に応じて個別に検討をしました。
- b 自立支援教員は、何らかの要因で教室に入れない、または、不登校傾向、家庭に引きこもっている児童生徒を対象に、登校支援を継続的に行うことで、全欠席や登校日数の半数以上欠席している子どもの数の減少につなげました。また、自立支援教員の研修会を年4回開催し、支援のあり方を検討しました。

【課題及び来年度の方向性】

- a 子どもの状況から、必要に応じて医療機関との相談（元気アップ教育相談）に

評価
B

	もつなげていながら、学校全体・関係機関とが連携し、チームとして対応していくよう助言していきます。 b 小学校における不登校数の増加を受け、来年度、新たに3つの小学校に自立支援教員を配置し、不登校未然防止や対応にあたっていきます。	
(4)	家庭・地域と学校の連携推進（コミュニティスクール事業を活用した連携の推進）（継続） ア 内容 松本版コミュニティスクールを核として、家庭・地域・学校が育てたい子どもの姿を共有し、学校と地域の信頼関係を築くとともに、地域の自立した活動を促します。 イ 具体的な進め方等 ・学校訪問で各学校の取組状況を収集し、学校における取組みの活性化を推進 ・研修会を開催し、全国のコミュニティスクールの状況や県、中信地区の動向を紹介し、先進的なものや成果を上げている取組みを周知 ・生涯学習課と連携し、地域と学校が連携した取組みができる方策を研究 ・鉢盛中学校をモデル校として、コミュニティスクール統括コーディネーターを配置し、複数地区と学校の連携を図り、運営に係わる教頭の事務補助を実施 ウ 自己評価（成果・課題） 【成果】 ・松本版・信州型コミュニティスクール事業は、本年度から松本版コミュニティスクール事業へ名称を変え、松本らしいコミュニティスクールづくりを目指しました。 ・コミュニティスクール研修会を開催し、120名の参加者がありました。 研修内容は、松本版コミュニティスクールの今後の方向性、演習「育てたい子ども像の実現に向けた具体的な取組み」の協議、グループ別情報交換で行いました。 ・学校運営委員会の現状を把握するために、運営委員会に3回出席しました。（高綱中学校1回、旭町小学校2回） ・公民館の学習会や公民館主事会において松本版コミュニティスクールについて研修会を行いました。 ・鉢盛中学校では、統括コーディネーターを配置することで、松本市今井、朝日村、山形村の3地区関係者とのスムーズな連携が可能となり事業の充実が図られました。また、これまで地域との調整を行っていた教頭先生の負担が減り学校の負担軽減にもつながりました。 【課題及び来年度の方向性】 ・松本版コミュニティスクール事業の周知により、環境政策課の環境教育や健康づくり課の食育の取組みと連携できました。来年度は、地域づくり課や農政課、高齢福祉課等の関係課とも連携を進め、各地域の取組みがさらに活性化するようにしていきます。 ・学校運営委員会を充実させていくために、運営委員会に出席したり研修会や指導課だよりで事例を発信していきます。 ・学校が地域からボランティアを受け入れるだけでなく、学校も地域の一員として地域づくりを進めるように、子どもたちが地域へ出かけ、地域行事等に係わり相乗効果が得られるような取組みが増えるよう働きかけていきます。	評価 B
(5)	教員の負担軽減（新規） ア 内容 教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、本来の教育活動を十分行えるような環境整備の確保を進めます。 イ 具体的な進め方等 (7) 市費教員・職員の適切な配置 (中学校学力向上推進教員、山間小規模校中学校学力向上推進教員、複式学級対応教員、	

自立支援教員、特別支援教育支援員、日本語教育支援員、不登校支援アドバイザー、中間教室適応指導員、スクールソーシャルワーカー、ALT、通訳・翻訳、あるふくキッズ教育相談員(こども部併任)) (f) 学校閉庁日の実施 (H30年度8月14日～8月16日 3日間) (g) 部活動指導員の導入推進	
ウ 自己評価 (成果・課題) (f) 市費教員の適切な配置に努めました。市費教員・職員を配置された学校からは継続配置の要望が寄せられているため、今後も種別、人員、規模等適切な配置を継続していきます。 (g) 学校閉庁日に関しては県内他市町村に先駆け実施し、各学校からも負担軽減に効果があるという報告がありました。来年度からは、閉庁日を7日間に延長し、さらに教職員が子どもたちの夏季休業中に休みをとりやすいようにしていきます。 (h) 部活動指導員については、10月より8校12名について導入を開始しました。雇用の条件や指導時間数の管理等、人材確保の課題について引続き検討していきます。	評価 A

3 特記すべき事項

スポーツ庁公募企画「平成30年度運動部活動改革プラン」 ア 趣旨 中学校における持続可能な運動部活動のあり方を研究するため、スポーツ庁の委託を受けて「部活動に対する多様化する生徒のニーズに関する調査・実践研究」を行うもの イ 具体的な進め方 (f) アンケート及びヒアリング調査 市内中学校1・2年生、部活動顧問等に部活動のニーズや、顧問の実態について調査を行う。 (g) ニーズに応じた運動カリキュラム案の作成と実施検証 ・ 松本山雅FCと連携して、競技力向上、ゆる部活、フィジカルトレーニングなどのカリキュラム案を作成しモデル校で実践 ・ 効果などを指導者、生徒、顧問、保護者からヒアリング (h) 運動部活システムの研究 運動部活動改革プラン検討委員会を4回開催し持続可能な運動部活動のあり方を協議 ウ 成果 (f) アンケートを通じて、生徒の部活ニーズや実態等を把握できました。 (g) ニーズに対応したカリキュラム案の作成 競技力向上、ゆる部活、フィジカルトレーニング等 (h) 合同部活動の必要性、あり方等の確認 (i) 部活と社会体育全体のシステム構築のあり方のモデル(案)の作成 エ 課題及び来年度の方向性 地元民間企業の活用や、教職員の負担軽減効果など持続可能な運動部活動の実態把握と検証について、今後もサッカー以外の種目でアスリート派遣の仕組みづくりなど含めて研究していきます。	
---	--

4 評価意見及び教育委員会の改善方針(取組方針)

(1) 特別支援教育推進事業(インクルーシブ教育推進事業) ア 社会教育委員による評価意見 (f) ここ数年、特別支援教育やインクルーシブ教育への理解や取組みが確実に進んでいると感じます。市費の支援スタッフ(特支支援員・自立支援教員等)も充実しつつありますが、個別支援を必要とする児童も増加し続け、学校担任への負担(特に午後)はまだまだ重いです。担任も授業のユニバーサルデザイン化やICT機器を活用し授業改善を図っていますが、チーム支援を進めるための支援スタッフの充実は不可欠です。半日ではなく終日勤務できる支援スタッフの配置について検討をお願いします。 (g) 副学籍の導入については、早急にアンケート等実施しインクルーシブ教育の柱として活性化に努めてください。	
--	--

	(h) 肢体不自由学級の設置検討など、特別支援制度の充実が図られていること、そしてその制度がまだなくても、先生たちが子どもや家族に寄り添った教育をさせていただいていることが本当にありがたいです。これからもぜひこの方針を継続してください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） (7) 個別支援が必要な児童生徒への特別支援教育支援員の配置については、配置基準を明確に設けるとともに、学校長からの聞き取り、学校訪問や支援会議での対象児童生徒の把握、保護者からの聞き取り等を通して、総合的に判断しています。今後、特別支援教育担当の指導主事が全ての学校を訪問し、特性を持つ児童生徒であっても通常の学級で学んでいくためのアドバイスや、特別支援学級での自立活動の授業について助言を重ね、専門性の向上を図るとともに、配置基準についても現場の要望を取りまとめながら検討します。 (i) 副学籍の導入にあたっては現在手引きの整備を進めています。同時に、副学籍校となる小中学校の教職員が特別支援学校に通う居住地の児童生徒について、「自分の学校の子ども」という意識を強く持つことが重要となりますので、令和元年度中の試行と今後の完全実施に向け、校長会と連携しながら慎重に進めていきます。 (j) 肢体不自由学級の設置にあたっては、現在設置に向けての調査を進めています。必要な設備や具体的なニーズについて、今後も児童生徒や保護者に寄り添いながら、適切な学びの場の検討・設置を進めていきます。 また、松本市特別支援教育推進協議会研修部会を中心に、多くの教職員が専門性を高め、一人ひとりに寄り添った支援ができるよう、引続き研修の充実を図っていきます。
(2) 学力・体力向上事業	ア 社会教育委員による評価意見 (7) 学力を伸ばすことばかりでなく、つまずきをなくす方策も重要です。わかった（成功体験）ということは、その子のその後の人格形成に影響があると思います。例えば、小学校時の算数のつまずき、割り算がわからないままになってしまうことは後々の影響が大きくなることが予想されるため、一人ひとりの子どもに寄り添った学力向上を意識してください。 (i) 機械的なドリルができて、文章題（思考力）はできません。答えを導く学習だけでなく、考えることの大切さが子どもに育つ学校になるようにしてください。 (j) 「まつもと元気アップ体操」について、どんなものかを一度社会教育委員会でも実践してください。 (k) 「反復横とび」「シャトルラン」について昨年度同様の課題があるとのことですが、解決に向けての具体的な対応策について、昨年度とは違ったアプローチ等の検証を行ってください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） (7) 及び(i) 一人ひとりの子どもに寄り添った学力向上、支援を目的として、本市の中学校に「学力向上推進教員」を、小中学校には何らかの理由から学級に入ることができない子どもたちに対して「自立支援教員」を配置し、学習支援等を行っています。小学校における学習のつまずきは、中学校等の不登校やひきこもりの要因の一つになるものと認識しています。 そのことを学校全体でも意識しながら支援の方向について柔軟に考え、指導主事による授業づくり支援を令和元年度より本格実施しています。単に授業を参観して助言するのではなく、教材づくりや子どもとの関わり方も含めて、時間を確保し、丁寧な指導・支援に努めます。 (j) 松本元気アップ体操は、ストレッチバージョン、ダンスバージョン、着座バージョンの3種類があります。小中学校では、ストレッチバージョンを体育の授業や、運動会の準備体操等で、また、着座バージョンは、公民館や福祉ひろば等で活用していただいています。社会教育委員会でもねらいや効果などをお伝えしながら実際に体験いただけるよう調整していきます。 (k) 令和元年度は、校長会で平成30年度松本市の体力テストの結果を説明する予定でお

	ります。その上で自校の結果を再度確認してもらい、どのような力をつけるかを明確にして取り組んでいただけるよう促していきます。
(3) いじめ防止対策、不登校・引きこもり児童生徒への支援の促進	ア 社会教育委員による評価意見 (7) いじめの件数が前年度よりかなり増加しているとのことですが、より一層各担当、各所で連携して早期に対応してください。また行政、学校にばかり任せるのではなく、家庭も一緒になって努力していく必要があると思います。関係者だけでなく、広く学校、地域、家庭で考えたり、学んだりする仕組みづくりを検討してください。 (4) 不登校・引きこもり等の児童生徒を不登校支援アドバイザーとともに、確認、支援していくことが大切です。最近虐待のニュースが一時話題になりましたが、松本ではどうでしょうか。所在不明の児童生徒はいないでしょうか。なかなか把握しづらいとは思いますが、不幸な事件が起きる前に把握し、適切な支援ができればと思います。そのためには、いじめを含め早期の認知がとても重要です。認知件数が増えることが悪い事ではなく、早期に対策を始めている事だという雰囲気を学校・家庭・地域が形成できるようにしっかりと周知してください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） いじめの件数は定義が変更となり、認知について周知・徹底が図られるようになって以降、小中学校ともに認知件数が急激に増加しています。このことは、校内に十分に目が行き届いている証である一方で、いじめ解消への教職員の負担も増加しています。 学校だけでなく、家庭や地域も早期対策の大切さを認識いただけるよう、いじめの定義や対応について、学校だよりやPTA集会等で、確実に周知していただくよう、引続き、校長会や教頭会で伝達していきます。本市では虐待にかかわる所在不明の児童生徒は確認されませんでした。子どもの様子（外的な面だけでなく、内的な面も含めて）を教職員が常に見守りながら、何かちょっとしたことでも感じた場合には、すぐに校内で相談や、支援会議を開き、関係機関との連携を図っていくことができるよう努めていきます。
(4) 家庭・地域と学校の連携推進（コミュニティスクール事業を活用した連携の推進）	ア 社会教育委員による評価意見 (7) コミュニティスクールの推進は、地域住民や公民館等との連携を密にして、広く成果が反映されていくこと、そしてそれが続いていくことを目指してください。 (4) 地域の子どもは地域で育てるを実践するため、コミュニティスクール事業では異年齢交流（多世代や縦割りクラス）を活発に行うようにしてください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） コミュニティスクールは、持続可能な仕組みをもった地域とともにある学校です。 そのために最も重要なコミュニティスクールの「運営委員会の充実」を、学校運営委員会で、学校と地域が子どもを真ん中において学校運営や学校支援、学校の課題、地域の課題等を話し合い、みんなで共有できるような場を充実させることとして、各地区で推進できるように学校や公民館、地域に向けて発信していきます。 学校と地域が連携・協働のもと一緒に子どもを育て、話し合いを大事にしながら学校と地域の信頼関係を築いていけるよう促しながら、異年齢交流の場としても、活動が活性化していくよう事例の紹介や話し合いの場のコーディネートを行っていきます。
(5) 教員の負担軽減	ア 社会教育委員による評価意見 (7) 部活動指導員の課題をしっかりと検証し、積極的な活用を推進してください。 (4) 教員の負担軽減は喫緊の課題です。本来の教育活動である児童生徒と向き合う時間をしっかりと確保してください。また、教員や市費教員・職員の人材確保ができるよう研修制度の充実や連携先の開拓を進めてください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） (7) 部活動運営についての課題を解消するため、平成30年度10月に部活動指導員を配置した学校については、「部活動の運営や指導における課題」と「顧問の負担軽減」への

成果の検証を行っています。

また、部活動指導員の制度全体の課題についても検証し、積極的な活用への検討へつなげていきます。

- (i) 先生方の本来の教育活動である子どもと向き合う時間の確保に向け、慢性的な人材不足解消のため教員定数や講師不足の改善などを県に働きかけること、また、市費教員の適切な配置に努めるといった、さまざまな施策について今後も検討していきます。

重点目標以外

ア 社会教育委員による評価意見

- (7) スマホの危険性の周知と正しい使い方の指導について、教育委員会全体でこども部、健康づくり課などと連携しながら積極的に取り組んでください。
- (i) 小学校は一人全教科制ですが、教員には得意不得意があり力量が関係してきます。小学校でも英語教育が始まりますが、中学校の教員が小学校に出向き何コマか授業をすることも研究を進めてください。児童にとっても担任外の教員と関わることで、中学校生活への不安感を減らすことができると思います。
- (ii) 家庭訪問について、担任の先生やクラス替えが無ければ実施しないといった学校や、玄関先での家庭訪問という学校もあると聞いています。教員の負担軽減やプライバシー等の課題もありますが、家庭の様子を知ることから得ることもあると思います。学校だけやPTAだけで一方的に家庭訪問のやり方を変えるのではなく、子どもたちに大切なことは何か、それにどうやって関わっていけばいいか、といったことをきちんと地域も巻き込んで話し合うようにください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

- (7) スマホやSNSでのトラブルについて、本市では2カ月毎に行っている「いじめ・体罰等の実態調査」でも報告しています。教育委員会や学校、関係課とも連携しながら、トラブルの実例等検証を行い、対応していきます。また、スマホやSNSとの正しい向き合い方として教職員研修や保護者向けの講演会を、引続き積極的に行っていくよう学校に促していきます。
- (i) 中学校の教員が、小学校へ出向いて授業を行うことで中学校生活の不安感を減らす取組みは、英語に限らずさまざまな機会での実施を検討していきます。また、英語にかかわる授業づくりの力量を高める研修なども、各機関が行う研修制度の周知を行い、教員全体の指導力・人間力の向上に努めます。
- (ii) 家庭訪問について、就業形態や家庭環境の変化などから訪問時間の確保が難しくなっていることや、1週間にわたって授業時間が短くなることで授業が遅れるなどの課題もあります。そこで、学級だよりや連絡帳を使い家庭と連絡を密にとり、参観日や学校行事などはもちろん、保護者の方が学校へ子どもの様子をいつ見に来てもしようとしています。また、夏休みに三者面談などを行っている学校もあり、家庭との連携を図っています。今後はさらに、地域のご意見もコミュニティスクール等の機会を通して、学校運営に反映できるよう検討していきます。

Ⅲ－４ 学校給食課

１ 事務事業の概要

学校給食法に基づき、児童生徒へ安全で安心な給食を提供するとともに、健康な体をつくるために大切な「食」について考える機会を設ける等、正しい食習慣が身につくように給食を通した食育に取り組みます。

また、施設の老朽化の解消と学校給食費の公会計化に向け、センター全体のあり方について、外部の学識経験者を交えた研究会において幅広く研究を進めます。

２ 平成３０年度における重点目標

(1) 学校給食のあり方について（継続）

ア 内容 西部、梓川及び波田学校給食センターの老朽化の解消と、適正規模と配置等学校給食の今後のふさわしいあり方について検討します。	イ 具体的な進め方等 学識経験者等で構成する「給食のあり方研究会」において、給食センターの役割や適正規模等について研究し、年度内に提言書をまとめ、今後の基本構想や基本計画の策定に繋がります。	ウ 自己評価（成果・課題） 給食のあり方研究会を６回開催したほか、県外への視察も行い、活発に議論しましたが、提言書（案）の取りまとめの段階で、具体的な整備方針を載せるか否かで調整に時間を要するなど、研究会の進め方において、課題の残る内容でした。

評価
B

(2) アレルギー対応食提供事業（継続）

ア 内容 平成２８年度に改定した、食物アレルギー対応マニュアル及びアレルギー対応食提供事業実施要綱に沿って実施します。 また、アレルギー対応食提供者は増加傾向にありますが、対応食解除に向けた取組みも行います。	イ 具体的な進め方等 (ア) 食物アレルギーをもつ児童生徒一人ひとりの症状に合った対応食を提供します。 (イ) 緊急時の対応について、全校対象に緊急対応マニュアルを徹底するための研修会等を行います。 (ウ) 個別の懇談会等で食物アレルギーの最新情報を提供するとともに、対応食解除に向けた取組みを進めていきます。	ウ 自己評価（成果・課題） １９０名の児童生徒に対し、アレルギー対応食を提供しました。 本年度中に対応食の解除（一般給食が食べられるようになった）ができた児童数は５名、生徒数は１名となりました。 各学校において、緊急対応マニュアルの確認、エピペン使用研修会等を実施しました。 ４月から各学校に校内食物アレルギー対応委員会を設置しました。食物アレルギーへの対応において更に安全に提供ができるよう、校内での適正な運営を促しました。 アレルギー対応食提供者は増加傾向にありますが、引続き医師会及び保護者と連携し、安全・安心な対応食の提供と解除に向けた取組みを行っていきます。

評価
A

(3) 食育・地産地消推進事業（継続）

ア 内容 栄養教諭が中心となり、地産地消を取り入れた食育を推進します。 地産地消を推進し、安全で安心な食材を使用します。

	イ 具体的な進め方等 (7) 栄養教諭や調理員が学校を訪問し、食に関する指導を行い、学校と連携した食育事業を実施します。 (8) 給食で使用する食材は地場産食材を取り入れ、地産地消を図ります。 (9) 児童生徒が総合学習で生産した野菜等を給食食材として受入れ、使用します。	
	ウ 自己評価（成果・課題） 栄養士、調理員による学校訪問を実施し、児童生徒との交流を行いました。 児童生徒が総合学習として栽培した松本一本ねぎを今年度も給食食材として使用しました。また、JA松本ハイランドや農政課と協力して、地元産の食材として、ニンジン給食食材に取り入れ、地産地消の割合を高めることができました。今後も拡大に努めます。 放射性物質の検査を継続し、安全・安心な食材確保を行いました。今後も継続していきます。	評価 A
(4) 衛生管理・危機管理の徹底（継続）		
	ア 内容 衛生管理、危機管理を徹底し、ノロウイルス等の食中毒や異物混入等の事故を防止します。 また、労働災害の防止について取組みを強化します。	
	イ 具体的な進め方等 (7) 栄養教諭による衛生管理研修を各学期に1回（年3回）実施し、徹底を図ります。 (8) 学校の長期休業中に外部講師を招いた衛生管理講習会を開催し、意識向上に努めます。 (9) 労働災害防止に向けた研修を行います。衛生管理者を中心に職場環境整備を行います。	
	ウ 自己評価（成果・課題） 衛生管理研修を計画したとおりに実施しましたが、虫、髪の毛などの異物混入が数件、ネジの混入が1件ありました。検収時、食材洗浄時、配食時の目視によるチェック、機械器具の点検の強化や緊急時の対応マニュアルの見直しをします。 労働災害防止については、労災件数が昨年の4件から3件に減少しました。注意及び作業方法の再確認等で未然に防げる事案があるため、意識向上のための研修等の実施が必要です。 センター職員安全衛生委員会の職場巡視の継続、他職場職員によるクロスチェック等を行います。	評価 B
(5) 学校給食費に係る公会計化事業（継続）		
	ア 内容 会計処理の透明性、保護者の利便性の向上、学校職員の事務負担軽減を目的とした学校給食費会計の公会計化について、平成32年度の実施に向けた検討を行います。	
	イ 具体的な進め方等 庁内に設置した検討会議等において、公会計化の効果及び諸課題等について整理します。その上で、必要となる法規の整備や、収納、食材調達方法等について、システム設計を進めます。	
	ウ 自己評価（成果・課題） 学校給食費公会計化庁内検討会議、幹事会を開催し、公会計化に向けた基本方針を決定しました。今後、システム導入や実施に向けた準備を進めていきます。	評価 A
3 特記すべき事項		
5カ所の学校給食センターと3カ所の自校給食校により、1日約20,000食の給食を提供しました。また、鉢盛中学校給食棟の改修に伴い、夏休み明けから10月末まで、生徒及び教職員分（約500食）の給食調理を西部学校給食センターで受託し協力しました。 食育については、栄養士と調理員の学校訪問による給食指導や、給食ゆうびん・給食センターだより等の指導資料の配布を行いました。 職員の衛生・安全管理については、年度当初と夏季休暇中に研修を行い、注意喚起に努め、下半期の労災件数の発生を0件に抑えることができました。		

一方、年間を通じて、ハローワークや広報誌、ホームページ等幅広く給食調理員の募集を行いましたが、一部のセンターで欠員の状況が発生しました。作業負担を軽減し、安全・安心な給食提供を行うためにも、引続き給食調理員の確保に努めます。

4 評価意見及び教育委員会の改善方針（取組方針）

(1) 学校給食のあり方について

ア 社会教育委員による評価意見

- (7) 小学校での会議の折、学校給食をいただく機会がありましたが、出席者の給食の思い出話に花が咲きとても充実した時間になりました。給食のあり方研究として様々な人とこういった機会を多く設け、学校給食課の方がご一緒頂ければ、広く意見を聞く機会になると思いますので、研究会の進め方や意見を言いやすい場づくりについて検討を続けてください。
- (8) 日常の衛生管理・危機管理に加え、給食のあり方研究会の運営、公会計への準備等非常に多忙だったと思います。少子化の現状も、給食提供数の減少により実感することができました。今後基本構想や基本計画の策定に進む中でも、すべての子どもが美味しい給食を食べられるように引続き検討をお願いします。そのために職員の人材確保も積極的に働きかけてください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

これまでも行っているPTAの方の試食会や出前講座を、学校給食のあり方に関して、意見をお聞きできる機会として活用します。また、ハローワークや広報などを通じて広く職員の募集を行い、欠員を生じないように取組みます。

(2) アレルギー対応食提供事業

ア 社会教育委員による評価意見

- (7) 多くの児童生徒にアレルギー対応食を提供していただいていることに感謝します。また、対応食の解除につながった児童生徒が増えていることもよかったと思います。今後も引続き対応をお願いします。
- (8) 松本市は食の安全や食育についての意識も高く、アレルギー対応食や除去食においては、他の自治体にはない、きめの細かい対応がなされています。安全・安心・おいしい、そして個の実態に配慮した松本市の学校給食のあり方を大いにPRしてください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

令和元年度は、食物アレルギー講演会を開催します。近隣自治体にも広く周知をしていく予定です。あわせて、市のアレルギー対応についても広報をしていきます。

(3) 食育・地産地消推進事業

ア 社会教育委員による評価意見

子どもたちの食育や地場産食材の学習等、学校や家庭だけでなく地区公民館や地域づくりセンターと連携して地域にも発信してください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

公民館事業などで、給食センターの見学を取り入れていただき、地産地消や食育について広めていけるよう、受け入れ体制について周知します。

(5) 学校給食費に係る公会計化事業

ア 社会教育委員による評価意見

給食費の公会計化について、課題等を整理しながら計画に沿って進めてください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

令和2年度からの公会計化に向け、学校事務との調整や保護者への説明を行います。また、給食費システムの構築や例規の整備、職員の確保、給食食材等選定委員会の設置を進めます。

重点目標以外

ア 社会教育委員による評価意見

給食は栄養バランスが第一と考えますが、残飯調査の結果なども活用して、食品ロスの削減や献立の検討などに取り組んでください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

栄養士などが学校を訪問する際、給食を残さず食べることによりバランス良く栄養を摂取できることを、改めて児童・生徒へ伝えます。

また、学校と残飯の情報を共有しながら原因を考え、献立検討を行います。

Ⅲ－５ 生涯学習課・中央公民館

1 事務事業の概要

- (1) 松本市生涯学習基本構想の精神（「学びの森づくり」）を踏まえ、松本市教育振興基本計画に掲げる、「学都松本」として、めざすまちの姿の実現に向け、学習の場である施設の整備を進めるとともに、住民が豊かな個性を伸ばし、生きがいの仕組みづくりを進める自発的な学習活動等への支援を通じて、地域住民が主体となって自治能力を高める学習活動の推進と生涯学習による地域づくりをめざします。
- (2) 地域の公民館では市民一人ひとりの幅広い学習や活動を支援し、地域づくりセンターを学習機能で担う総合的な地域づくりの拠点としての体制づくりを進めるとともに、学習活動などを通じて地域課題と向き合い、市民自らが地域課題の解決に向けた学習機会を充実させ、実践していく、松本らしい地域づくりをめざした公民館活動を展開します。

2 平成30年度における重点目標

(1) 住民自治を基盤とした社会システム構築事業（新規）	
ア 内容 地域共生社会の実現に向け、35地区の地域づくりの基盤である住民自治をより強固なものにするため、全国の社会教育を生かした地域づくりや地域おこしに精通している東京大学の牧野教授の研究室と共に、身近で松本市の地域資源でもある町内公民館の活動を調査・研究するとともに、研究室の豊富な知見を元に、その活動を更に活性化し、町会等の身近な住民自治を基盤とした新たな社会システムを構築するため、3年にわたり以下の取組みを推進します。	
イ 具体的な進め方等 (7) 2025年問題を見据え、新たな社会保障の考え方にに基づき、住民が身近な地域でつながり、子どもや若者、高齢者等が地域で役割を持つことで楽しみや生きがいを感じると共に、地域参画と人材育成（担い手づくり）を促進します。 (4) 大庭町会や並柳団地町会等での町内公民館をベースとした自治の仕組みや蓄積のある松本市をフィールドに、東京大学の牧野教授の研究室による実態調査や課題解決に向けた町内公民館を拠点とするプログラムの実践と検証を行います。 (7) 地域コミュニティ（地区・町会）と関わりの深い施策を推進する関係部署からなる庁内研究会を立ち上げ、アドバイザーに牧野教授を迎えて政策研究及び提言し、松本市がモデルとして発信します。	
ウ 自己評価（成果・課題） (7) 本年度は、市内20地区を訪問し、56町会からヒアリングを行い、松本市の地域づくりの現状や課題、町会の実態や悩みなどを聞き、松本市の特徴や地域づくりシステムの現状、課題等を把握しました。 (4) 平成31年度から2年間、実際に町内公民館を拠点とするプログラムの実践と検証を行うため、3町会の選定を行いました。 (7) 平成31年2月17日に開催された「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い～第34回公民館研究集会 平成30年度地域づくり市民活動研究集会～」で参加した市民および職員に向けて牧野教授による基調講演を行いました。 (4) 地域づくり関係課職員連絡会で随時進捗状況を報告するとともに、平成31年3月28日に、実態調査で対応した町会の役員及び地域づくり関係職員を対象にした報告会を実施しました。	評価 A
(2) 松本らしいコミュニティスクール事業（新規）	
ア 内容 子どもたちを地域全体で見守り育てる「地域とともにある学校」「地域に開かれた学校」をつくることを目指して、地区の特性を生かし、学校、家庭、地域の連携、協働による松本らしいコミュニティスクール事業を展開すると共に、運営委員会を組織し、運営を支援します。 また、2025年問題など社会が大きく変化するなかで、持続可能な地域コミュニティと地域共生社会を実現するため、町内公民館や学校等の地域資源を結びつけ、住民自治を	

基盤とした社会システムの構築に向けた取組みを進めます。		
イ 具体的な進め方等		
(7) 公民館が学校と地域を結ぶコーディネート役として、地域全体で子どもを育てる意識向上を図るとともに、地域の中でしか体験できないことを学ぶ貴重な機会とし、自分の住む地域への帰属意識を醸成するような事業を進めます。 (4) 公民館が学校と地域を結ぶコーディネート役となり、地域の住民が楽しみや生きがいを感じながら、主体的にコミュニティスクール事業に参画することにより、多忙化している教職員の負担軽減につなげます。		
ウ 自己評価（成果・課題）		評価 A
(7) 地区公民館が学校と地域を結ぶコーディネート役となり、学校運営委員会等の中で、地域全体で子どもを育てる意識向上を図り、里山保全の活動や一人暮らし世帯の高齢者のゴミ出し等、地域の中でしか体験できないことを学ぶ貴重な機会として、地域への帰属意識を醸成するような事業を進めました。 (4) 松本らしいコミュニティスクール事業について、地域の住民と職員で共有を図るため、松本版コミュニティスクール研修を開催しました。また、主事研修会や公民館長会等での取り上げ、理念や内容等の共有を図りました。さらに、学校と地区公民館職員の関わりを深めるため、公民館長会と校長会との合同研修会の実施や、県主催の学社連携・協働フォーラム、学校支援コーディネータースキルアップ研修会に多くの公民館長が参加するなど、松本らしいコミュニティスクール事業についての学習を深めました。		
(3) 若者の居場所とキャリア形成事業（新規）		
ア 内容		
(7) 青少年ホーム事業 若者が「ちょっと行ってみようか」と思えるよう、若者が気軽に集まれる仕組みづくりや魅力づくりを進め、交流を通じて社会参画の促進と社会で生きていく力を培うことを支援します。また居場所づくりを通じ、これまでと違った価値観に気づくきっかけづくりを進めるとともに、将来的なひきこもり支援や学び直し支援について研究及び準備を進めます。 (4) Mウイングスペースの活用 Mウイング2Fスペース及び1Fの空きスペースを、高校生を含めた若者が気軽に集い、若者が自分で考え主体的に行動する活動を応援する場として活用を図ります。		
イ 具体的な進め方等		
(7) 青少年ホーム事業 a 若者と一緒に事業を組み立て、実践できる人、SNS等を活用した情報発信ができる人などをコーディネーターとして配置します。 b 青少年ホーム運営委員会の学識経験者3名のうち、1～2名を若者支援の専門家とする見直し案を検討するとともに、開催回数を増やします。 (4) Mウイングスペースの活用 子どもへの支援や高校生を含めた若者の活動を支援するスペースとして活用を図るため、現在空きスペースとなっているMウイング南棟1階部分の取得に向けた取組みを進めます。		
ウ 自己評価（成果・課題）		評価 A
(7) 青少年ホーム事業 a 新規に3名のコーディネーターを配置し、新規事業を開催して魅力ある居場所づくりを進めました。特に月1回開催のボードゲームカフェは各回約20名が集まり、気軽に参加できる若者の居場所として定着し、発達障害のある若者の参加もありました。 b ホーム運営委員会の委員として、子ども・若者サポートネット中信事務局の担当者及び信州大学キャリア教育・サポートセンター講師の2名を新たに委嘱し、若者の引きこもり支援や学び直し支援、若者の社会参画について検討しました。今後、若者の意見を地域社会や市政へ発信する場を設け、若者の社会参画を推		

進する必要があります。	
(i)	Mウイングスペースの活用 Mウイング南棟1階部分を取得しました。今後は、中央公民館事業の会議室としての活用を図ると共に、子どもへの支援や若者が自分で考え主体的に行動する活動を支援するスペースとしての活用等を検討します。

(4) 町内公民館活動の支援（継続）																																
ア 内容																																
(7)	最も身近なコミュニティ活動を支えるため、ソフト・ハード面からの支援をします。																															
(i)	「町内公民館活動の手引き」改訂版の作成（前回改定：平成17年度） 近年の地域社会の変化を踏まえ、地域包括ケア等の今日的な活動を網羅した改訂を行います。																															
(ii)	町内公民館整備補助事業 地域住民が利用する集会施設（町内公民館等）の整備に対し補助金を交付します。また、町会からの要望が強い補助内容の検討をします。																															
イ 具体的な進め方等																																
(7)	「町内公民館活動の手引き」改訂版の作成 町内公民館長、有識者、市関係課から構成される編集委員会を立ち上げ、「町内公民館とは何か」を含めわかりやすい手引きとなるよう編集作業を進めます。																															
(i)	町内公民館整備補助事業																															
a	主な補助事業内容																															
<table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>補 助 率</td><td>限 度 額</td></tr><tr><td rowspan="2">新 築</td><td>未設置</td><td>2 / 3</td><td>1, 0 0 0 万円</td></tr><tr><td>既設置</td><td>1 / 2</td><td>1, 0 0 0 万円</td></tr><tr><td colspan="2">改 築</td><td>1 / 2</td><td>1, 0 0 0 万円</td></tr><tr><td colspan="2">増 築</td><td>1 / 2</td><td>6 0 0 万円</td></tr><tr><td colspan="2">改 修</td><td>1 / 2</td><td>5 0 0 万円</td></tr><tr><td colspan="2">福 祉 ・ 耐 震</td><td>2 / 3</td><td>5 0 0 万円</td></tr><tr><td colspan="2">公民館敷地取得</td><td>2 / 3</td><td>1, 0 0 0 万円</td></tr></table>		区 分		補 助 率	限 度 額	新 築	未設置	2 / 3	1, 0 0 0 万円	既設置	1 / 2	1, 0 0 0 万円	改 築		1 / 2	1, 0 0 0 万円	増 築		1 / 2	6 0 0 万円	改 修		1 / 2	5 0 0 万円	福 祉 ・ 耐 震		2 / 3	5 0 0 万円	公民館敷地取得		2 / 3	1, 0 0 0 万円
区 分		補 助 率	限 度 額																													
新 築	未設置	2 / 3	1, 0 0 0 万円																													
	既設置	1 / 2	1, 0 0 0 万円																													
改 築		1 / 2	1, 0 0 0 万円																													
増 築		1 / 2	6 0 0 万円																													
改 修		1 / 2	5 0 0 万円																													
福 祉 ・ 耐 震		2 / 3	5 0 0 万円																													
公民館敷地取得		2 / 3	1, 0 0 0 万円																													
《用語解説》																																
・新築：更地に建築物を建てること 未設置…町内公民館を所有していない町会が新たに公民館を建てる場合 既設置…町内公民館を所有している町会が場所を移転して新たに公民館を建てる場合																																
・改築：建築物を一度除却し、同じ場所に同規模ものを建て直すこと																																
・増築：既にある建築物の床面積を増加させること																																
・改修：建物の一部を修繕又は造り直すこと																																
・福祉：障害者、高齢者等が町内公民館をより利用しやすくするための整備																																
・耐震：耐震診断に基づく耐震補強																																
b	補助内容の見直しについては、平成29年度に実施した町内公民館実態調査をとりまとめて補助内容を検討します。																															

ウ 自己評価（成果・課題）		評価 A
(7)	「町内公民館活動の手引き」改訂版の作成 編集委員会を全6回開催し、平成31年6月の新任公民館長研修会に向けて作業を進めました。	
(i)	町内公民館整備補助事業	
a	103件、90,033千円（見込み）の補助金を交付しました。	
b	平成29年度に実施した町内公民館実態調査を基に、引続き町会の実態把握に努めました。	

(5) 社会施設整備事業（継続）

ア 内容

学習の場であり、地域づくりの拠点である市有施設の整備を進めます。

(7) 地区公民館整備事業

- a 地区公民館整備方針に基づき、大規模改修工事等を進めます。
- b 波田公民館移転改修事業は、解体後の旧公民館跡地を駐車場に整備します。
- c 教育文化センターのあり方見直しに伴う里山辺公民館整備事業（公民館の移転）を進め、平成34年度の開館を目指します。

(4) 重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業

- a 平成26～28年度 耐震基礎診断を実施、大地震時には倒壊の危険があることが判明
- b 平成28年度 建物の保存、活用、防災方針等をまとめた保存活用計画を策定
- c 平成29年度 文化庁の指導のもと追加耐震診断を実施、大規模な地震を想定し、耐震補強工事を設計
- d 平成30年度から6年（講堂：2カ年、本館：4カ年）かけて耐震補強工事を実施

イ 具体的な進め方等

(7) 地区公民館整備事業

- a 和田公民館大規模改修事業
30年度 … 改修工事等
- b 波田公民館移転改修事業
30年度 … 駐車場再整備工事等
- c 里山辺公民館整備事業
30年度 … 農振除外申請、用地測量、不動産鑑定、基本設計、地元調整等
31年度 … 農地転用申請、用地取得、地質調査等
32年度 … 実施設計、新築工事
33年度 … 新築工事
34年度 … 移転後開館

(4) 重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業

- 30年度 … 耐震補強工事（講堂Ⅰ期）
- 31年度 … 耐震補強工事（講堂Ⅱ期）
- 32年度 … 耐震補強工事（本館Ⅰ期）
- 33年度 … 耐震補強工事（本館Ⅱ期）
- 34年度 … 耐震補強工事（本館Ⅲ期）
- 35年度 … 耐震補強工事（本館Ⅳ期）

ウ 自己評価（成果・課題）

(7) 地区公民館整備事業

- a 平成30年度和田公民館大規模改修事業
改修工事等を予定どおり実施することができました。（平成31年3月16日完了）
- b 平成30年度波田公民館移転改修事業
駐車場再整備工事等を予定どおり実施することができました。（平成30年12月28日完了）
- c 里山辺公民館整備事業
用地取得に向けての各種事務手続き（農振除外申請、用地測量、不動産鑑定等）を実施しました。用地交渉については引き続き地権者との交渉を進めます。

(4) 重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業

講堂Ⅰ期工事は予定どおり終わることができました。来年度は講堂Ⅱ期工事に着手し、講堂の耐震補強工事を完了させる予定です。引続き、耐震化事業を滞りなく進めていきます。

評価
A

3 特記すべき事項

生涯学習課は公民館や生涯学習関連のソフト事業と施設整備のハード事業の両方を所管していますが、特に近年のハード事業は、施設の老朽化に伴い、施設修繕・営繕工事が恒常化しているほか、大型事業（里山辺公民館整備、旧松高校舎耐震化、Mウイング整備計画策定等）の業務が生じているため、生涯学習課長の負担が重くなっています。

そこで、来年度からは、施設整備などハード事業を担当する施設整備担当と、貸館業務や講座・イベント関係を担当する社会教育推進担当に再編するとともに、施設整備担当課長を設置し、役割分担を明確化し、事業を推進していきます。

生涯学習課長 … ソフト事業の総括

施設整備担当課長 … ハード事業の総括

4 評価意見及び教育委員会の改善方針（取組方針）

(1) 住民自治を基盤とした社会システム構築事業

ア 社会教育委員による評価意見

災害時、文化面、福祉面等で町内公民館の重要性が高まっています。しかし、住民主体で町内公民館のそれらの機能が整っている地域はまだ少ないように感じます。町内公民館の育成は喫緊の課題だと考えます。地区公民館が町内公民館とともに育てるように、生涯学習課・中央公民館での研修などの取組みを進めてください。重点目標(4) 町内公民館活動の支援がハード面からの支援に偏らないよう、この目標と連携しながらソフト面の支援を充実してください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

35地区の地域づくりの基盤である住民自治をより強固なものにするため、住民に一番身近で松本市の特徴的な地域資源である町内公民館の重要性はさらに増しています。

中央公民館では、松本市町内公民館館長会の事務局として、町内公民館館長会総会での全体講演や、新任町内公民館館長研修会、ブロック別研修会等、松本市町内公民館館長会の研修部と共に各種研修を企画し運営しています。

また、近年の地域社会の変化を踏まえ、地域包括ケアシステム等の今日的な活動を網羅した「町内公民館活動の手引き」改訂版（前回改定：平成17年度）を作成しましたので、今後各種の研修会等で活用していきます。

そして、松本市公民館館長会や公民館主事研修会等において、町内公民館をテーマに、地区公民館の職員と町内公民館長が共に学び合う場を設け、今後のあり方や方向性について共有していきます。

※令和元年度より事業名を「多世代参画型地域共生コミュニティづくりモデル事業」に変更しました。モデル3町会の課題は全市的な課題であり、その実践と検証を全公民館で共有します。

(2) 松本版コミュニティスクール事業

ア 社会教育委員による評価意見

(7) 松本版コミュニティスクールについて、地域や学校、家庭への周知を積極的に進めてください。特に、今までの学校サポート事業での積み重ねから、どの様に発展させていくのかを分かりやすく伝えることで、関わってみたいと思う人が増えていくことを願います。

(4) 松本版コミュニティスクールの目指すものは、学校のために何かをするという学校サポートの側面だけでなく、地域のコミュニティづくりのために学校（子どもたち）の教育活動が、地域の方々をつなぐ場や機会となる事だと考えます。地域と学校をつなぐ公民館でも一方的な支援にとどまらない、双方向の取組みとなるように研修、研究を重ねてください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

子どもたちが学校の中だけの学びではなく、地域の一員として地域での体験を積み重ねることは、貴重な学習機会と捉えます。学校（児童・生徒）と地域（大人）をつなぐこと、地域住民同士をつなぐコミュニティづくりを意識しながら公民館はコーディネートを行い、発展的な学びと地域づくりを目指します。そして、地域全体で子どもを育てる意識向上のための研修会や全国での事例の研究等を実施していきます。具体的な周知方法として

	コミュニティスクールの概要が分かるパンフレット等を作成し、地域住民の学校への関わり方、児童・生徒の地域への関わり方、実践を通して学びあう姿を分かりやすく紹介します。
(3)	若者の居場所とキャリア形成事業 ア 社会教育委員による評価意見 (7) Mウイングスペースの活用について、「検討しました。」ではなく「活用等を検討します。」だけで自己評価Aになるのは認識が甘いと感じます。青少年ホーム事業との一体的な評価であるならば、しっかりと連携してどちらも積極的に取り組むべきです。 (4) 小中学校において学校に来られない児童生徒や教室に入れない集団不適応児童生徒が年々増えています。卒業後の生活や学びを見守るサポートシステムを他課や福祉関係機関との連携の中で構築していくことも必要だと考えます。そのきっかけとなるような取り組みについても検討してください。 (6) 若者の居場所とキャリア形成は今後ますます重要になります。面倒なことを嫌がる若者たちを巻き込んで、人とのかかわりの楽しさ、活動することの楽しさが実感できる取り組みにしてください。 (5) 青少年ホームのボードゲームカフェは定着から発展につなげるきっかけとして、大変良い取り組みだと思います。ただ、青少年ホームだけでは、遠方で参加しにくい人もいます。出張開催やMウイングスペースの活用を含め引続き検討してください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） (7) 中央公民館では、高校生や大学生のてまり時計まつりへの参加や若者講座の開催等、若者が自分で考え、主体的に行動する活動を支援しています。若者の居場所は、まずは青少年ホームの充実から進めていきます。 (4) 集団不適応児童生徒の卒業後の生活や学びのサポートについては、平成30年度から開催しているひきこもり対策関係部打ち合わせ会議の関係課、中信子ども・若者サポートネットとの連携を進めます。 若者が気軽に立ち寄り、自由に過ごし、交流及び情報交換できるフリースペースとして、毎週日曜日になんなんひろば談話喫茶室に若者カフェを令和元年7月に設置して、ひきこもりの若者も利用できる居場所づくりを進めます。 また、ひきこもり状態の中学生から大人までを対象とした居場所を提供している「フリースペース十色」と双方の事業の紹介、チラシの設置など連携を図ります。 (6) 若者の居場所として、若者カフェで交流を進めます。若者の将来の選択肢を広げる「職人から学ぶ講座」等実施しながら、若者が主体となり、若者が住んでみたいまちについてワークショップ形式で意見交換する「松本若者会議」を令和元年9月に実施します。 (5) 講座、イベントの開催場所については、多くの若者が参加しやすいように、青少年ホームだけではなく、Mウイングやまちなかの公共施設など柔軟に検討します。
重点目標以外	ア 社会教育委員による評価意見 (7) 地区公民館の五部門委員会の活動が、地域に開かれているかをしっかりと検証してください。勉強会・見学会を委員だけで行い、成果の報告や周知がなければ少数の自己満足に終わってしまいます。委員報酬が無くても地域のために活動する委員会がある地区もあります。五部門委員の枠組みの見直しも含め地区の特色を生かした活動が広がるよう検討してください。 (4) 現在中央公民館以外の地区館は地域づくりセンターと共に地域づくりを進めていく方針だと思いますが、地域づくりセンターの役割と、公民館の役割はイコールではないと思います。それぞれの役割などについて新任館長、主事、町内公民館長会などへしっかりと研修する機会を確保してください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） (7) 5部門委員会制度は、公民館活動や事業運営等へ住民の参画を保障する制度であり、地域の人材発掘や担い手育成にもつながっています。各委員会の活動は公民館報等で積極的に発信していくと共に、公民館長会や主事研修会等で、5部門委員会制度の目的を

共有し、それぞれの地区の特色を生かした活動になるよう協議していきます。

- (i) 新任公民館職員研修と新任地域づくり関係課職員研修において、松本市の地域づくり政策の概要と、松本市の公民館の基礎学習や近年の動向について研修を行っています。

また、新任町内公民館長研修会では、最初に松本市公民館の概要について研修を行っています。

今後も公民館長会や公民館主事研修会、町内公民館長会のブロック研修等で、学習をキーワードとした地域づくりの総合的拠点として、公民館の意義や役割、あり方等について研修し情報や理念を共有していきます。

Ⅲ－６ 中央図書館

1 事務事業の概要

図書館は、松本市民にとって単に本を借りる場所というだけではなく、乳幼児から高齢者まで、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごし、その中でそれぞれが自己実現を図ろうとする時に、さまざまな情報や学習機会を提供する生涯学習の拠点施設です。

社会の変化や利用者ニーズを踏まえ、地域が抱える様々な課題の解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集に努め、図書館自らが積極的に情報発信、提供を行い、学都松本に掲げる「学び続けるまち、共に学ぶまち、次代に引き継ぐまち」を実践する場として、市民に期待され、利用される図書館を目指します。

特に平成30年度に策定する第2次学都松本子ども読書活動推進計画では、乳幼児期における愛着形成に重要な読み聞かせ、小学生以降における豊かな創造力や読解力、思考力、表現力を育むための読書活動の推進に向けた取組みを行います。

2 平成30年度における重点目標

(1) 資料の収集と整理・保存の効率的な管理（新規）

ア 内容

中央図書館の蔵書数は建設時想定の60万冊に達したことから、将来に向けた学都松本らしい特色ある図書館のあり方を検討し、選書基準、分館からの移管基準の見直し明確化を図るとともに、資料収集の具体的な到達点の設定や除籍の適正量・基準の明確化及び地域資料のデジタル化及びICT化の必要性の検討を行います。

イ 具体的な進め方等

- (7) 課内に「図書館のあり方検討委員会」を設置します。
- (4) 図書館協議会に検討結果を報告・協議します。
- (9) 選書基準、移管・除籍基準の見直しを行います。

ウ 自己評価（成果・課題）

課内に「図書館のあり方検討委員会」を設置して検討を進め、現施設で収蔵可能な範囲を資料収集の到達点とする方向性を決定し、3月の図書館協議会に報告しました。

現施設で収蔵可能な範囲を資料収集の到達点とする中で、将来に向けた学都松本らしい特色ある図書館としていくための具体的な選書基準、移管・除籍基準の見直し検討を引続き進めていきます。

評価
B

(2) 中央図書館の大規模改修の検討（継続）

ア 内容

中央図書館は平成3年の建築から26年を経過し、機械設備等の更新、書庫の狭隘化、開架書架の耐震化などの課題が生じています。

平成31年度実施計画第50号計上に向けて、資料収集方針等の検討結果を踏まえた大規模改修の検討及び旧開智学校との一体的な整備について研究を行います。

イ 具体的な進め方等

- (7) 各種点検結果に基づき改修が必要な設備・時期を精査して所要額を算出します。
- (4) 資料収集方針等の検討結果を踏まえた書庫・書架の増設の検討を行います。
- (9) 旧開智学校との一体的整備について、博物館が発足させる庁内検討会議で研究します。
- (2) 検討結果に基づき平成31年度実施計画第50号に計上します。

ウ 自己評価（成果・課題）

中央図書館内の防災垂れ壁、トップライトなどの非構造部材耐震化工事を行いました。また、法定期限を迎える書庫の消火用ハロゲン容器及び容器弁の交換を平成31年度予算化しました。

資料の収集の到達点の方向性を現施設で収蔵可能な範囲としたことから大規模改修の実施時期及び範囲は、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら今後検討を進めます。

旧開智学校との一体的整備については、具体的な方向性を定める段階に至っていませんが、引続き庁内検討会議で研究を行います。

評価
B

(3) 第2次学都松本子ども読書活動推進計画の策定（新規）		
ア	内容 子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、平成25年10月に策定した第1次計画が平成30年に満了となることから、乳幼児期における愛着形成に重要な読み聞かせ、小学生以降における豊かな創造力や読解力、思考力、表現力を育むための読書活動の推進に向けて、関係施設・団体、学校司書との連携、セカンドブックの事業化など、より実効性のある第2次計画を策定します。	
イ	具体的な進め方等 (7) 乳幼児期の読み聞かせの重要性の観点から、事業開始後15年を経過しているブックスタート事業の見直しを行います。 (4) アルプス公園「森の文庫」に続く本に触れることのできる環境を拡大します。 (7) 第2次計画策定 ・関係課長で組織する「松本市子ども読書活動推進庁内調整会議」を設置 29年度に実施した各種アンケート及び市民ワークショップ結果の報告、協議 ・図書館協議会、教育委員協議会に計画案の協議 ・パブリックコメントの実施	
ウ	自己評価（成果・課題） (7) ブックスタート事業時に指導者による読み聞かせ指導を行うこととし、第2次計画に位置付ける子ども読書推進サポーターを養成するため、読み聞かせ連続講座を計6回開催しました。 (4) あがたの森公園「おひさま文庫」を7月16日に設置しました。 (7) 予定どおりに各種会議等での協議を重ねたうえで2月に計画策定し、平成31年4月施行とすることができました。 セカンドブック、サードブックなどの事業を明確に位置づけるとともに子ども読書活動を支える子ども読書推進サポーターなどの人材育成も盛込み、実効性のある計画としました。 早期に事業着手するため、一部事業費を平成31年度予算化しました。	評価 A
(4) 新図書館システムの読書推進機能等の活用（新規）		
ア	内容 平成30年4月に更新した図書館システムの新たな機能を活用して、利用者の読書活動の推進や利便性の向上を図ります。	
イ	具体的な進め方等 新図書館システムの新たな機能について、運用方法等を精査したうえで順次サービスを拡充します。 (7) マイ本棚機能 (4) 貸出履歴保存機能 (7) 読書マラソン機能 (4) 松本地域資料の横断検索サービス	
ウ	自己評価（成果・課題） マイ本棚を1から3に増設して分類保存を可能とする機能及び美術館、博物館などの松本地域資料を横断検索ができる「まつサーチ」の機能を図書館システム更新後の4月15日追加しました。 また、貸出履歴保存機能及び読書マラソン機能は、利用規約等の整備を行ったうえで、読書週間に合わせて11月1日に追加し、利用促進に向けて周知を図っています。	評価 A
(5) 団体貸出事業のあり方研究（新規）		
ア	内容 中央図書館の団体貸出向けの専用資料は約77,000冊の蔵書がありますが、利用団体が固定化し、利用率が伸びていない状況があります。 サービスの拡充を研究するとともに選書・収集方針や蔵書数などの団体貸出専用資料の	

あり方研究を行います。	
イ 具体的な進め方等 (7) 県内他市等の図書館の団体向けサービスを調査します。 (4) 小中学校図書館、公民館図書室などの利用団体等にアンケートを実施するとともに必要に応じて現地を確認し、利用実態を調査します。	
ウ 自己評価（成果・課題） 県内他市等の図書館及び利用団体等への調査内容及び調査対象を検討しました。 平成31年度に県内他市等の図書館の団体向けサービスを調査するとともに利用団体等にアンケートを実施します。また、必要に応じて利用団体等を訪問し、団体貸出向け専用資料の利用実態を調査します。	評価 C

3 特記すべき事項

(1) 県内他市の図書館サービスと比較して差異が生じている点について検討を行い、利用者サービスの向上に努めています。具体的には、中央図書館の休日振替休館の廃止、貸出延長手続きの簡略化及び利便性向上、利用者カード再発行料徴収基準の明確化、視聴覚資料の貸出点数及び期間の見直し、複写申込書氏名欄の記載不要化、ご意見箱の設置などを行いました。 (2) 実効性のある第2次学都松本子ども読書活動推進計画を策定しましたが、平成31年度に予算化しているセカンドブック事業、子どもの読書活動を支える人材育成、連携のための組織づくりなどを着実に進めるとともに、サードブック事業の早期実施に向けて検討を進める必要があります。 (3) 現施設で収蔵可能な範囲を資料収集の到達点とする中で、将来に向けた学都松本らしい特色ある図書館としていくために、今後2年程度をかけて具体的な選書基準、移管・除籍基準の見直し検討を行い、将来像、目標、重点施策などの明確化を図ります。	
---	--

4 評価意見及び教育委員会の改善方針（取組方針）

(1) 資料の収集と整理・保存の効率的な管理	
ア 社会教育委員による評価意見 (7) 資料収集について、文化財課・博物館・文書館等との横の連携はどのようになっていますか。松本の資料が統括管理され、全てが一括で閲覧できれば素晴らしいと思います。蔵書数の増加による書庫の狭隘化についてはデジタル化を積極的に進め、閲覧はデジタルデータで、貴重な現物は博物館で保存するなど、基準の早期見直しに努めてください。 (4) 先日、書庫見学の機会を得ました。「現施設で収蔵可能な範囲を資料収集の到達点とする」という点について、実感することができました。興味ある市民には、こういう機会を設けることも大切だと思います。図書館の事を良く知って好きになる人を増やせるように頑張ってください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 平成30年4月に、図書館ホームページに松本市図書館、松本市美術館コレクション、松本のたから、松本まると博物館収蔵品、国立国会図書館デジタルコレクションを横断検索できる外部サイト『松本市の地域資料検索「まつサーチ」』を開設しました。利用者への情報発信に努めていきます。 地域資料のデジタル化については、引続き課内に設置した「図書館のあり方検討委員会」のなかで検討していきます。 書庫見学の機会としては、夏休みに子ども向けの「図書館探検ツアー」を開催しています。今後、図書館まつりなどの機会に大人を対象とした見学会の開催も検討します。	
(3) 第2次学都松本子ども読書活動推進計画の策定	
ア 社会教育委員による評価意見 (7) ボランティアによる読み聞かせの会が積極的に活動している地区では、多くの子どもたちが登下校の際に本を携えています。松本市は各地に分館が整備されていますが、図書館の館外での活動も必要ではないでしょうか。職員だけでなくボランティア団体の育成も中央図書館だけでなく分館でも取り組めるような体制づくりや、森の文庫、おひさ	

	ま文庫のような取組みをぜひ進めてください。 (i) セカンドブック、サードブックなど、子どもたちが多くの本に触れることができる事業の充実はとても良いと思います。今後も多様な取組みをお願いします。
	イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 第2次学都松本子ども読書活動推進計画に基づき、読み聞かせボランティア養成講座を開催し、講座受講者等のうち希望する方を、読書ボランティアとして登録し、学校、図書館、地域等での活躍の場を紹介、提供する取組みを進めます。
(4) 新図書館システムの読書推進機能等の活用	
	ア 社会教育委員による評価意見 (7) 県の図書館とのつながりなど松本地域資料の横断検索サービスをさらに広範囲でできるようになると、新たに対応できる市民サービスなどが生まれる可能性があります。図書館だけでなく様々な資料とつながる拠点として図書館が活用されるような取組みを検討してください。 (i) 細かな要望にも対応いただき、快適に利用させていただいています。これからも利用者のための図書館を心がけてください。
	イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 県立長野図書館ホームページの「長野県内図書館横断検索サービス」の利用により長野県内の図書館の所蔵資料を一度に検索することができます。利用者への情報発信に努めるとともに、様々な資料とつながる拠点として情報収集に努めます。
(5) 団体貸出事業のあり方研究	
	ア 社会教育委員による評価意見 松本市の場合、公民館図書室の利用率が伸びないのは、分館制度がしっかりしているという背景があるかもしれません。図書館だけでなく、団体貸出を行っている施設や団体との意見交換をしながらあり方について研究を深めてください。また小中学校図書館については、機会があるごとに連携しながら「第2次学都松本子ども読書活動推進計画」を一体となって進めてください。
	イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 団体貸出サービスのあり方を研究するため、令和元年度に利用団体の皆さんにアンケートを行います。皆さんの意見を聞きながら、サービスの向上を図っていきます。 「第2次学都松本子ども読書活動推進計画」の推進には、小中学校との連携は必要不可欠であるため、今後も連携を一層進めていきます。
重点目標以外	
	ア 社会教育委員による評価意見 スマホ等目的だけを検索する今の情報手段も便利ですが、本に触れる事で予想外の意外な「文字」や「内容」に出会い、気付き、そこから新しい追究が始まると思います。そのためにもお正月に行う「本の福袋」のような様々な本に親しむアイディア、楽しい企画をぜひ実現してください。
	イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 普段あまり読む機会のない本を実際に手に取ることで、利用者の新たな興味の発見につながるよう、新着コーナーの設置や話題のテーマに関する展示、「本の福袋」などの企画を実施しています。このような企画を充実させ、情報発信を行うことで来館を促し、本に触れる機会を広げていきます。

Ⅲ－７ 文化財課

1 事務事業の概要

松本市は豊かな自然と歴史に恵まれた文化都市として知られ、地域住民によって守られてきた多くの文化財が市内に散在しています。これら文化財の一層の保存活用を図るため、県内では初となる地方自治体による文化財の保存活用のマスタープラン「松本市歴史文化基本構想」を策定しました。ここでは、松本市の歴史文化の特徴を明らかにしたうえで、これまでの文化財把握の経過と保護行政の現状を分析し、今後の文化財の保存活用の方針と具体的な取組みを示しています。

本構想に位置付けた各種事業を積極的に進めるとともに、その成果を市民に分かりやすく伝える講座や学習会を積極的に開催します。こうした取組みを通じ、行政と市民が地域社会のなかで連携して文化財の保存活用を図り、文化財を次の世代へ引き継いでいきます。

さらに、歴史や文化を生かしたまちづくりを通じて、市民が地域に愛着や誇りを持ち、さらに観光や産業といった経済振興につながるような、魅力ある地域づくりを目指していきます。

2 平成30年度における重点目標

(1) まつもと文化遺産活用事業（新規）

ア 内容

平成29年度に策定した松本市歴史文化基本構想は、指定・未指定を問わず文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存活用することを目的としており、平成30年度から本構想に基づく活用事業に移行します。

住民主体の活用につなげるため、積極的な周知を図り、具体的な支援策を検討していきます。

イ 具体的な進め方等

- (ア) 松本市歴史文化基本構想冊子を刊行し、公民館や関係機関に配布します。
- (イ) 本構想を広く周知するため、シンポジウムを開催します。
- (ロ) 「まつもと文化遺産保存活用協議会」を設置し、本構想で設定した関連文化財群（165件）の中から「まつもと文化遺産」を認定し、地域の文化財の保存活用に対する補助金等の支援策を検討します。
- (ハ) 国指定文化財で適用されている固定資産税の軽減措置を、県・市指定文化財にも広げ、文化財所有者の負担軽減を図ることを検討します。

ウ 自己評価（成果・課題）

- (ア) 本構想の冊子を刊行し、関係先に配布しました。
- (イ) 3月10日にシンポジウムを開催し、文化庁調査官による関連文化財群の観光活用事例の講演のほか、「まつもと文化遺産」に認定された2地区の事例紹介をしました。
- (ロ) 「まつもと文化遺産保存活用協議会」を設置し、2件の「まつもと文化遺産」を認定しました。なお、この支援策である補助金を31年度当初予算に計上しました。
- (ハ) 財政部と協議のうえ、国・県・市指定文化財の固定資産税の課税免除に必要な条例改正を行い、31年度から実施することになりました。

評価
A

(2) 穴沢のクジラ化石保存整備事業（新規）

ア 内容

四賀地区で昭和11年に発見され、現地で展示をしている県天然記念物穴沢のクジラ化石は、松本市内外の小学生の理科の野外学習の教材として広く活用されています。

長期間の露出展示により損傷が激しいことから、発見当時の本来の姿にもどすために平成29年度に学術調査を実施し、今後、修復工事を行ったうえで周辺環境の整備を検討していきます。

イ 具体的な進め方等

- (ア) 学術調査の結果を踏まえ、長期間の現地展示に耐えうる保存修復の実施設計を行います。
- (イ) 化石の修復・補強を行い、国内でも稀な現地展示の化石を後世に引き継ぐとともに、小学生の理科に対する興味を持てるような整備をしていきます。

	ウ 自己評価（成果・課題） 当初、化石の修復と展示それぞれの実施設計を行う予定でしたが、県から同一年度に設計と施工をすることが補助の条件という指導があり、6月補正で化石の修復委託料を計上し、修復までを行いました。 事業完了後、補助金の申請を怠っていたことが判明し、県補助金の交付を受けることができませんでした。事務の適正執行及び再発防止の徹底を図ります。	評価 C
(3) 小笠原氏城館群史跡整備事業Ⅰ（継続）		
	ア 内容 中世に信濃守護を務めた小笠原氏の本拠である井川城跡・林城跡（大城・小城）の3遺跡について、国史跡指定を目指し、保存活用を図るものです。 平成25年度から調査を開始し、28年度に井川城跡と林大城が指定され、残る林小城について30年度の追加指定を目指します。	
	イ 具体的な進め方等 (7) 井川城跡の用地取得を継続します。 (4) 林小城について、地権者の同意を得たうえで史跡指定の意見具申を行い、年度内の追加指定を目指します。 (7) 地元団体や住民と連携して、講座などの普及公開事業を推進します。	
	ウ 自己評価（成果・課題） (7) 井川城跡の用地取得は年度内に交渉がまとまらなかったため、次年度に継続することで相手方の同意を得ました。 (4) 小笠原氏城跡は平成31年2月26日付で林小城が追加指定となり、小笠原氏城跡3城跡すべての指定が完了しました。	評価 B
(4) 殿村遺跡史跡整備事業（継続）		
	ア 内容 殿村遺跡は、古来信仰の山である虚空蔵山と人々の関わりを示す中世の寺院遺跡と推定されることから、遺跡を含めた一帯の総合調査を行い、地域信仰の遺跡群として史跡指定を目指していきます。 平成22年度から実施した調査は昨年度で終了し、平成30年度から2カ年をかけて総合調査報告書を刊行し、史跡整備に移行します。	
	イ 具体的な進め方等 (7) 虚空蔵山の岩屋神社周辺にある、信仰の対象となった磐座（いわくら）の測量調査を実施します。 (4) 平成31年度から翌年にかけて発掘調査報告書総括編及び虚空蔵山麓の総合調査報告書を作成します。 (7) 報告会・講演会を開催し、調査成果や遺跡の価値を市民に周知していきます。	
	ウ 自己評価（成果・課題） (7) 虚空蔵山岩屋神社の三次元測量を計画どおり実施し、磐座の構造を立体的に把握しました。 (4) 平成32年度の刊行に向けて、発掘調査報告書総括編及び虚空蔵山麓の総合調査報告書の作成を進めました。 (7) 市民への調査成果の周知として「殿村遺跡とその時代Ⅸ」を開催し、143名の参加を得ました。	評価 A
(5) エリ穴遺跡遺物整理・報告書刊行事業（継続）		
	ア 内容 内田地区にある縄文時代の集落エリ穴遺跡は、国内最多約2,600点の土製耳飾りが出土した全国的に著名な遺跡です。 平成25年度から30年度の予定で、整理作業を実施し、報告書を全4分冊に分けて刊行し、松本市としては初となる出土品の国重要文化財指定を目指します。	
	イ 具体的な進め方等 (7) 平成30年度は、最終となる第4分冊（遺物編2）を刊行します。	

(イ) 文化財指定については、指定の対象となる出土品リストを作成したうえで、市指定、県指定を経て、国重要文化財指定を目指します。		
ウ 自己評価（成果・課題）	評価 A	
(7) 報告書は最終の第4分冊を刊行し、全4分冊すべての刊行を終え、関係機関に配布しました。		
(イ) なお、31年1月に出土品484点が松本市重要文化財に指定され、31年度以降県宝指定に向けた取組みに移行します。		
(6) 白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定事業（継続）		
ア 内容		
大正11年に指定された国特別天然記念物「白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石」について、その現状と守るべき価値、保存活用の方針を明らかにした保存活用計画を策定します。 平成26年度から事業に着手し、測量や調査の結果、国内最大規模と推定される石灰華（温泉生成物の堆積）の分布が確認されたため、指定範囲の変更手続きを行ったうえで、文化財の名称の変更も併せて検討します。		
イ 具体的な進め方等		
(7) 最終的な地権者同意を得たうえで、指定範囲の変更手続きを行います。		
(イ) 保存活用計画策定委員会との協議により計画案の調整を行い、今年度内に計画を策定します。		
(ロ) 現在の文化財の名称が市民や観光客に理解されにくいことから、今回明らかになった文化財的価値をもとに名称を変更します。		
(エ) 文化財の価値や見どころをわかりやすくまとめ、温泉を訪れる観光客に説明できるリーフレットを作成します。		
ウ 自己評価（成果・課題）	評価 B	
(7) 策定委員会の了承を得たうえで、文化庁へ保存活用計画（案）及び指定範囲見直しの意見具申書を提出しました。		
(イ) 文化庁から、保存活用計画（案）及び指定範囲見直しの調整に更に時間が必要との回答があったため、事業を1年延期することとし、地元住民に説明を行いました。文化庁からも策定委員会に対して経過説明がありました。		
(ロ) 平成31年度は、保存活用計画（案）を修正し、改めて地権者同意を得たうえで指定範囲の変更手続きを行うとともに、パブリックコメントを経て年度内に計画を策定します。		
(7) 南・西外堀復元事業等に伴う発掘調査（継続）		
ア 内容		
松本城南・西外堀復元に必要な情報を得るため、試掘確認調査を実施します。復元事業と一体的に進めている内環状北線整備に伴う発掘調査については、松本城の本質的価値を高め、松本の町の成り立ちがわかる重要な調査と位置付けて取り組みます。 また、松本城への市民の関心が高いことから、積極的に普及公開事業を実施していきます。		
イ 具体的な進め方等		
(7) 西外堀（二の丸側）の試掘調査を実施し、土塁等の正確な位置や遺構の状況を把握します。		
(イ) 内環状北線整備に伴う記録保存の発掘調査（代替地を含む）を進めます。		
(ロ) 発掘調査の成果については、市民向けの現地説明会を開催し、広く周知していきます。		
(エ) これまで実施してきた内環状北線整備に伴う発掘調査成果（6カ所）について、平成31年度以降に発掘調査報告書を刊行するため、整理作業を進めます。		
ウ 自己評価（成果・課題）	評価 A	
(7) 西外堀（二の丸側）2カ所の試掘調査を実施し、外堀土塁の位置や二の丸構築時の人為的な盛土層を確認し、今後の整備を検討する基礎資料を得ることができました。		

(i) 内環状北線整備に伴う記録保存の発掘調査を2カ所実施しました。このうち三の丸跡土居尻第9次調査では、絵図にも記されている外堀の水位調節用の石組水路が発見され、遺構の重要性から約7割について、現地保存することができました。また、この調査で確認された総堀土塁については、内環状北線の歩道に土塁位置を平面表示できるよう、城下町整備本部と検討しています。 (ii) 発掘調査の成果については、市民向けの現地説明会を開催し（250人参加）、報告会「発掘された松本」や大手公民館発掘調査報告会などにおいても、周知に努めました。 (iii) これまで実施してきた南・西外堀の試掘調査成果は、平成31年度に調査報告書を刊行するよう準備を進めています。	
---	--

3 特記すべき事項

(1) 市民の皆さんに郷土の歴史や文化に関する最新の情報を知っていただくために、発掘調査現地説明会、林城ウォーキング講座、殿村遺跡報告会、小笠原氏城跡講演会、歴史文化基本構想シンポジウムなど、合計24の市民向け普及公開事業を企画し、延べ2,000人を超える市民が参加しました。 (2) 平成29年度に策定された歴史文化基本構想は、昨年の文化財保護法改正により文化財保存活用地域計画として法定化され、文化財保存活用のアクションプランと位置付けられたことから、本年3月に「松本市文化財保存活用地域計画」を策定しました。今後、全国初の認定を目指します。 (3) 昭和51年の国史跡指定に伴い実施した緊急調査以降、本格的な調査や整備が行われていない弘法山古墳について、43年ぶりに平成31年度から再整備事業を実施することになりました。
--

4 評価意見及び教育委員会の改善方針（取組方針）

(1) まつもと文化遺産活用事業	<table><tr><td>ア 社会教育委員による評価意見</td></tr><tr><td>(7) 文化財保存活用についてハード、ソフト両面での支援が、大切な松本の宝を活用していくために必要と考えます。具体的な支援策の検討や相談窓口として今後もよろしくお願いします。</td></tr><tr><td>(4) まつもと文化遺産登録について、関係者やシンポジウムに参加した人だけでなく、広く周知の機会を設けて下さい。</td></tr><tr><td>イ 教育委員会の改善方針（取組方針）</td></tr><tr><td>文化財の所有者や民俗行事等を実施している地元の方々との連絡を密にし、文化財の保存活用について相談しながら、必要な支援を行います。また、今後も引続き具体的な支援策のあり方について、検討します。</td></tr><tr><td>また、まつもと文化遺産の周知については、松本市ホームページで制度の概要と、平成30年度に認定した2件を紹介しています。今後も広く周知を図る機会の確保を検討します。</td></tr></table>	ア 社会教育委員による評価意見	(7) 文化財保存活用についてハード、ソフト両面での支援が、大切な松本の宝を活用していくために必要と考えます。具体的な支援策の検討や相談窓口として今後もよろしくお願いします。	(4) まつもと文化遺産登録について、関係者やシンポジウムに参加した人だけでなく、広く周知の機会を設けて下さい。	イ 教育委員会の改善方針（取組方針）	文化財の所有者や民俗行事等を実施している地元の方々との連絡を密にし、文化財の保存活用について相談しながら、必要な支援を行います。また、今後も引続き具体的な支援策のあり方について、検討します。	また、まつもと文化遺産の周知については、松本市ホームページで制度の概要と、平成30年度に認定した2件を紹介しています。今後も広く周知を図る機会の確保を検討します。
ア 社会教育委員による評価意見							
(7) 文化財保存活用についてハード、ソフト両面での支援が、大切な松本の宝を活用していくために必要と考えます。具体的な支援策の検討や相談窓口として今後もよろしくお願いします。							
(4) まつもと文化遺産登録について、関係者やシンポジウムに参加した人だけでなく、広く周知の機会を設けて下さい。							
イ 教育委員会の改善方針（取組方針）							
文化財の所有者や民俗行事等を実施している地元の方々との連絡を密にし、文化財の保存活用について相談しながら、必要な支援を行います。また、今後も引続き具体的な支援策のあり方について、検討します。							
また、まつもと文化遺産の周知については、松本市ホームページで制度の概要と、平成30年度に認定した2件を紹介しています。今後も広く周知を図る機会の確保を検討します。							
(4) 殿村遺跡史跡整備事業	<table><tr><td>ア 社会教育委員による評価意見</td></tr><tr><td>殿村遺跡の報告会、毎回参加させて頂き感激しました。調査を踏まえた今後の研究成果報告も期待しています。</td></tr><tr><td>イ 教育委員会の改善方針（取組方針）</td></tr><tr><td>史跡指定も視野に入れた保存活用を図るため、令和元年度に総合調査報告書をまとめ、殿村遺跡と中世の虚空蔵山の宗教的景観について価値付けを行います。</td></tr></table>	ア 社会教育委員による評価意見	殿村遺跡の報告会、毎回参加させて頂き感激しました。調査を踏まえた今後の研究成果報告も期待しています。	イ 教育委員会の改善方針（取組方針）	史跡指定も視野に入れた保存活用を図るため、令和元年度に総合調査報告書をまとめ、殿村遺跡と中世の虚空蔵山の宗教的景観について価値付けを行います。		
ア 社会教育委員による評価意見							
殿村遺跡の報告会、毎回参加させて頂き感激しました。調査を踏まえた今後の研究成果報告も期待しています。							
イ 教育委員会の改善方針（取組方針）							
史跡指定も視野に入れた保存活用を図るため、令和元年度に総合調査報告書をまとめ、殿村遺跡と中世の虚空蔵山の宗教的景観について価値付けを行います。							
(5) エリ穴遺跡遺物整理・報告書刊行事業	<table><tr><td>ア 社会教育委員による評価意見</td></tr><tr><td>エリ穴遺跡調査報告書、期待しています。今後の県宝、重要文化財指定に向けた取組みも積極的にPRをお願いします。</td></tr></table>	ア 社会教育委員による評価意見	エリ穴遺跡調査報告書、期待しています。今後の県宝、重要文化財指定に向けた取組みも積極的にPRをお願いします。				
ア 社会教育委員による評価意見							
エリ穴遺跡調査報告書、期待しています。今後の県宝、重要文化財指定に向けた取組みも積極的にPRをお願いします。							

イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 本事業は、平成２５年度から実施し、平成３１年３月に最終となる第４分冊（遺物編２）を刊行し、学術的な成果を広く公開することができました。 出土品の文化財指定に向けた取組みについては、平成３１年１月に松本市重要文化財の指定を受け、引続き令和元年度中の県宝指定の手続きを進めています。今後は積極的に企画展や講演会などの普及公開事業を開催してＰＲを行い、松本市の出土品としては初となる国重要文化財指定を目指します。

重点目標以外

ア 社会教育委員による評価意見 (7) 文化財保存活動に携わる市民の高齢化と世代交代等々、文化財に関する課題は数多くあると感じます。地道な事業の継続・推進をこれからもお願いします。 (4) 市民に分かりやすく伝える講座や学習会を企画されとのことですが、興味のない人に訴える方法などをしっかり検討して、多くの人が文化財の大切さを学びたいという場づくりをお願いします。 (6) 松本のまちづくりの一環や国内外への観光発信のためにも、部局間の横の連携を強化し観光客が回遊できる仕組みづくりを積極的に進めることはとても大切と考えます。また、それぞれに専門の学芸員を置くことで、見学者にとっては単に見学だけでなく、対象物の「意味」への理解を深めることになると思います。それは文化のまち松本のまちづくりにつながると思いますので、そういった視点でも教育委員会が積極的に観光行政に参画できる体制を検討してください。
イ 教育委員会の改善方針（取組方針） (7) 少子高齢化、世代交代等により、文化財の継承が困難になりつつある状況であると認識しており、文化財の所有者や地元と相談しながら、着実に事業を推進します。 (4) 「遺跡発掘調査報告会」や各種講座は、若い世代や子どもの参加が少なく、特にこの世代の方々にどう訴えていくかが課題となっています。 講座等の資料作成にあたっては、時代や内容に応じたイメージキャラクターを用いるなど、分かりやすい解説を心がけています。今後も、さらに気軽に講座等に参加できるように工夫していきます。 また、若年層や親子を対象に「気軽に親しむ」ことに力点を置いた体感型の企画等も検討します。 (6) 松本市歴史文化基本構想において設定した関連文化財群は、市域の指定・未指定の文化財を関係するテーマでまとめ、様々な文化財の価値や魅力をわかりやすく示しています。まつもと文化遺産の認定等により、関連文化財群の保存を図るとともに、観光面での活用について、観光部局と連携しながら検討します。 また、専門性を持った職員の配置に加え、松本城等のボランティアガイドや、山城や史跡の案内ボランティアなど、文化財に関心の高い市民の参加・協力体制の確立についても検討します。

Ⅲ－８ 松本城管理事務所

1 事務事業の概要

国宝松本城天守・史跡松本城の文化財としての適切な公開・保存管理を行うとともに、史跡・建造物・歴史的資料などの保存及び修理を計画的に実施しています。史跡松本城の整備については、平成11年に策定した「松本城およびその周辺整備計画」に基づき、早期に事業化すべきものから順次進めており、現在、松本城南・西外堀の復元事業等に取り組んでいます。また、松本城にふさわしい行事の開催、ホスピタリティの向上、PR等を推進しています。 平成28年度までに実施した国宝松本城天守耐震診断を踏まえ、天守内への警備員の配置、避難誘導計画の策定等の来場者の安全確保のための対策に取り組んでいます。
--

2 平成30年度における重点目標

(1) 石垣修理事業（継続）

ア	内容	評価 A
「史跡松本城石垣現況調査」に基づき、危険度の高い石垣を計画的に修理し、史跡の保存と安全の確保を図るものです。平成27年度から本丸北外堀南面石垣修理事業に継続して取り組んでいます。		
イ	具体的な進め方等	
平成30年度は、平成29年度に着手した北裏門東側門台石垣の解体修理工事を継続して実施し、石垣の解体・積直しを行います。修理工事にあたっては、今回から地元の石工が参画しており、今後も引続き連携を取りながら、伝統的な技術の伝承と、松本城の保存のための体制の構築を進めます。		
ウ	自己評価（成果・課題）	
今年度実施した発掘調査の結果、石垣内部が盛土であったことが新たに判明したことから、盛土を保存し、遺構の保護を図るため、修理方針を見直しました。その結果、方針の見直しと設計変更に時間を要したため、次年度に繰越すこととしました。平成31年3月に工事に着手し、5月末までに竣工の見込みです。		

(2) 国宝松本城天守耐震対策事業（継続）

ア	内容 平成26～28年度に実施した国宝松本城天守耐震診断の結果を基に、耐震補強内容の検討を行い、耐震補強工事を実施するものです。合わせて避難誘導計画の策定、防災設備の見直し、展示の見直しを行います。	評価 B
イ	具体的な進め方等 平成30年度は、平成29年度に引続き、耐震対策工事基本計画の策定に向け、国宝松本城天守耐震対策専門委員会において耐震補強内容等の検討を行います。	
ウ	自己評価（成果・課題） 平成30年度は、土壁試験に向けた試験体仕様の検討、防災設備の現況確認等を行いました。石垣の内部構造の調査等、策定にあたり更なる調査と検討が必要であると判断し、31年度以降も検討を継続することとしました。	

(3) 黒門・太鼓門耐震診断事業（新規）

ア	内容 松本城黒門及び太鼓門の耐震診断を実施し、その結果を基に、耐震対策の検討を行い、来場者の安全を確保するもの。	評価 A
イ	具体的な進め方等 平成３０年度は黒門・太鼓門の耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強案を作成します。 平成３１年度以降、診断結果に基づいた耐震対策に取り組みます。	
ウ	自己評価（成果・課題） 黒門・太鼓門の耐震診断を実施し、耐震補強が必要となる見込みであることから、平成３１年度に、耐震補強の内容等の検討を行う耐震対策基本計画の策定に取り組むこととしました。	

(4) 堀浄化対策事業（継続）		
ア	内容 松本城の堀（内堀、外堀、総堀）の堆積物除去（浚渫）及び水質浄化を実施し、歴史的な景観及び快適な公園環境・見学環境の維持向上を図るものです。	
イ	具体的な進め方等 平成２９年度から実施している酸化マグネシウムの散布による堀の浄化を継続するとともに、平成３０年度は、堀の堆積物除去（浚渫）工事に向け、堀に関する基礎データの取得、南・西外堀復元後の水量推計、堀堆積物除去工法の検討等を行う堀総合調査を実施します。また、継続して実施している堀清掃等業務（委託事業）により、日常的な清掃、堀の維持管理を図ります。	
ウ	自己評価（成果・課題） 堀清掃業務、酸化マグネシウム散布等の日常的な維持管理を実施しました。堀総合調査は、南・西外堀復元事業の方針見直しに伴い、外堀復元後の水量の検討を取り止めるなど、業務内容を見直した上で実施しました。	評価 A
(5) 東総堀史跡指定地整備事業（継続）		
ア	内容 平成２９年に史跡追加指定を受けた東総堀跡について、保存のための整備を行うものです。	
イ	具体的な進め方等 対象地の現状は更地となっていることから、表土流出防止等のため、盛土及び芝貼により、遺構の保存を図ります。合わせて、対象地内にある総堀排水路が破損しているため、修理を行います。	
ウ	自己評価（成果・課題） 対象地の用地測量等を行い、遺構の保存を図りました。	評価 A
(6) 松本城魅力アップ事業（新規）		
ア	内容 平成２９年度に市制施行１１０周年記念事業として開始した「国宝松本城と鷹狩」、「松本城ＶＲ」を継続して実施するものです。	
イ	具体的な進め方等 「国宝松本城と鷹狩」、「松本城ＶＲ」とも、昨年度は好評を得ることができました。「国宝松本城と鷹狩」については、鷹狩の文化を広く知っていただくため、単なるイベントにとどまらず、講演会を昨年度同様に開催します。「松本城ＶＲ」については、携帯端末を導入し、ボランティア団体に貸与するとともに、社会科見学等の学習の場で利用し、普及・活用を図ります。	
ウ	自己評価（成果・課題） 「国宝松本城と鷹狩」は、鷹狩りの実演と講演会を実施し、松本藩の鷹狩りの歴史文化や旧町会名を絡めて市民・観光客へさらなる松本の魅力を発信することができました。「松本城ＶＲ」は、携帯端末を導入し、ボランティア団体への貸与、学習の場での利用を行い、普及・活用を図りました。	評価 A
3 特記すべき事項		
・ 南・西外堀復元事業は、昨年度実施した事業用地内の土壌汚染調査の結果、「鉛及びその化合物」による土壌汚染が判明したため、堀復元から平面整備に事業方針を見直しました。引続き事業用地の取得に取組み、史跡の保存を図ります。 ・ 国宝及び史跡の保存と来場者の安全確保のため、天守、黒門及び太鼓門の耐震対策、石垣修理事業を着実に進める必要があります。また、松本城の歴史的な景観を維持するため、堀の浄化も喫緊の課題となっています。平成３１年度以降も引続き松本城の保存、活用のため、これらの事業		

に取り組みます。

- ・ 重点目標に掲げた各種事業を実施するための財源確保のため、松本城の観覧料の見直しを実施し、平成32年1月1日に観覧料を値上げします。

4 評価意見及び教育委員会の改善方針（取組方針）

(1) 石垣修理事業

ア 社会教育委員による評価意見

- (7) 石垣の修復のために、一部植栽が復旧できない可能性があるのではないのでしょうか。史跡の為簡単に移植できないものはあると思いますが、できる限り復旧する方向で検討してください。桜やケヤキも松本城の景観として大切に思う人はいます。制限も多い史跡や国宝だからこそ、何か大きな事業の際には丁寧な説明と慎重な事業計画を心がけてください。
- (8) 石垣修理等、地元の石工の方が参画することはとても大事です。ぜひ他の技術の継承についても取組みを検討してください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

石垣の修理にあたっては、樹木も含め、工事の影響が最小限となるよう計画の段階から配慮するとともに、工事に伴い立木の処置が必要になった場合は、遺構への影響を勘案する中で適切に対応していきます。

また、松本城に関する大きな工事等については、これまでも計画の段階から国や専門家に指導を仰いだうえで、議会等とも相談しながら進めてきましたので、今後も広く意見を求める姿勢で事業を進めます。

技術の伝承につきましては、まずどのような職種・技法が参画可能であるか調査研究します。

(2) 国宝松本城天守耐震対策事業

ア 社会教育委員による評価意見

文化財防火デーでの取組みなど拝見すると、防火対策もしっかり行われていると思いますが、より一層強化をお願いします。予算等もあると思いますが、耐震も含めて早急に対応し、貴重な文化財が喪失しないようにしてください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

国宝松本城の防火対策にあたっては、ノートルダム寺院（フランス）での大規模火災を受け、建造物内外の警備の一層の強化を図るとともに、これまで本丸庭園内で行われていた火を取扱う催しについて、会場を二の丸内に変更するなどの対応を図ります。

また、松本城の天守耐震対策と合わせて見直し予定の防災設備の更新につきましても、策定に時間を要する耐震対策基本計画とは別に、国等と相談しながら早期の着手に向け検討を進めます。

(4) 堀浄化対策事業

ア 社会教育委員による評価意見

お堀の浄化について、引続き早期の浚せつ事業に着手できるよう調査を進めてください。松本城を映し出す水がキレイだと松本城の魅力もさらに上がると思います。また、浚せつ後もキレイな水環境を維持できるように科学的な根拠を基に研究を進めてください。平等院鳳凰堂の池の浄化に微生物を利用して成功したという話題もありました。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

松本城の堀の浄化については、早期の浚渫工事実施と浚渫後のきれいな水質維持のための科学的な根拠を得るため、平成30年度に引続き、堀の総合調査を実施します。

なお、観光客が増加する夏季前に、水質改善のための薬剤（酸化マグネシウム）を堀に散布しています。

(6) 松本城魅力アップ事業

ア 社会教育委員による評価意見

- (ア) 日本最古の木造の城という話題もあり、松本城の魅力アップ事業等を通して、松本城の魅力をさらに発信していただきたいと思います。
- (イ) 毎年開催される「夜桜会」「観月会」は、多くの市民に愛される魅力的なイベントです。今年の「夜桜会」は、開花状況を考慮して期間延長があり、大変有難かったです。今後も柔軟な対応をお願いします。ソメイヨシノの寿命は50年～60年、国史跡のため自由に植え替えができないので、「延命化」の取組みが喫緊の課題だときいています。以前、弘前城の取組みを、NHKの番組で見て、感動したことがあります。そういったことも参考に、市民の誇りでもある桜の名所が消えることのないよう、地道で長期的な取組みをお願いします。
- (ウ) 鷹狩の事業は松本城の歴史に触れるとても良い機会だと思うので、これからも継続できるようにしてください。
- (エ) 最近、史跡や城郭を探訪したり、歴史に関心を持ったりする女性や子ども、外国人も増えています。歴史的にも文化財としても価値の高い松本城の事を多くの方がわかりやすく学べるような表示や展示、解説等の充実を図ってください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

松本城天守のみならず、松本城に関わる様々な面から人々の興味をそそる、また話題となるようなものを見つけ、それを取り入れた事業等を実施することで、松本城の更なる魅力アップにつなげていきます。

重点目標以外

ア 社会教育委員による評価意見

- (ア) 南・西外堀復元工事の、平面整備への見直しと今後の取組みについて、様々な困難が予想されますが、市民への丁寧な説明や合意形成の手順を積み重ねながら、最新の法改正なども研究し、色々な可能性を検討し続けてください。
- (イ) 旧地方事務所跡地の駐車場が使えなくなるとのことですが、お城の駐車場の確保はできているのでしょうか。混雑時の対応は大変だと思いますが、お城の中だけでなく観光に来た方がまた来たいと思えるような周辺環境づくりに積極的に取り組んでください。
- (ウ) 最近、たまたま知人二人が松本城ガイドをしていることを知り、ボランティアの輪が広がっているのを実感しました。引き続き、訪れる人も迎える人も松本城を誇りに思える取組みを続けてください。
- (エ) 観覧料の値上げは必要だと思いますので、大切な松本の宝を守るため、適切に管理してください。また、安全管理・文化財保護のため混雑はやむを得ないと思いますが、天守に登らない入場券を安く設定するなど、不公平感の無い観覧料の設定を検討してください。
- (オ) 松本城の黒の板壁は、これからも国産の漆塗りを続けてください。
- (カ) 松本のまちづくりの一環や国内外への観光発信のためにも、部局間の横の連携を強化し観光客が回遊できる仕組みづくりを積極的に進めることはとても大切と考えます。また、それぞれに専門の学芸員を置くことで、見学者にとっては単に見学だけでなく、対象物の「意味」への理解を深めることになると思います。それは文化のまち松本のまちづくりにつながると思いますので、そういった視点でも教育委員会が積極的に観光行政に参画できる体制を検討してください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

南・西外堀復元事業については、社会情勢や最新の法改正に注視しつつ、まずは平面整備を進めるため、国や専門家からの助言を踏まえ、計画段階から市民への丁寧な説明を行い、市民の声に耳を傾けながら事業への理解と協力が得られるよう慎重に進めます。

駐車場については、松本城だけでなく、松本城周辺をはじめとした様々な市の整備計画の中で、その対応を考えていきます。

松本城は、貴重な文化財として、また国内外から観光客に来ていただける主要な観光資源として、今後も市民と共に、大切に維持・管理・活用していくよう、方策を検討、実施していきたいと考えています。

Ⅲ－９ 美術館

1 事務事業の概要

美術館が目指す「鑑賞、表現、学習、交流」の４つの場の提供を事業の柱に据え、世界に発信する美術館として大規模企画展や草間彌生展の実施及び大規模改修を行うことで、芸術文化の振興と文化の薫り高い市民生活の充実を目指します。また、芸術を身近に感じられる環境の整備と美術のすそ野を広げる事業、市民の生きがいに繋がる事業を実施します。

2 平成３０年度における重点目標

(1) 展覧会事業【鑑賞】（継続）

ア 内容

(7) 企画展の開催

市制施行１１０周年記念・美術館開館１５周年事業として開催の草間彌生展のほか、「当館ゆかりの人物地元若手芸術家の顕彰」、「健康寿命延伸都市・松本」に関連付けた２つの企画展を開催します。

(4) 企画展の検討・決定

鑑賞の場として多くの人の心に届く企画展の内容を検討、決定します。

イ 具体的な進め方等

(7) ３本の企画展を開催し、多くの市民等が美術作品に間近に接する機会を提供します。

草間彌生展については、新たな施設と連携を深め、魅力をさらに広く発信し、海外からも来ていただける展覧会を目指します。

老いるほど若くなる展については、年々レベルが向上し、一般の方の入選が困難な状況のため、新たな審査員によりすそ野を広げることにより力を入れていきます。

平成３０年度企画展 【目標観覧者数】

・草間彌生展 【１００，０００人】※２９年度実績２３，４８９人

・太田南海展 【 ９，０００人】※７，０００人を上方修正

・老いるほど若くなる展 【 ５，０００人】※３１年度（４月１日～７日）目標５００人

(4) コレクション展を通じて、美術館の収蔵作品を様々な観点から紹介し、地元ならではの芸術文化振興を推し進めます。また、藤沢市との姉妹都市連携企画として、藤澤浮世絵館の所蔵品から「江の島」をテーマに展示します。

(7) 地元はもちろん国内外における情報収集や関係者との調整、企画検討会議の定期的な開催を通じて、次年度以降の企画を検討し、計画的に具体化していきます。

ウ 自己評価（成果・課題）

(7) 企画展観覧者数

（対目標観覧者数）

・草間彌生展 【１４３，４５３人（４３，４５３人）】Ｈ３０のみ

・太田南海展 【 １０，３９０人（ １，３９０人）】

・老いるほど若くなる展 【 ５，０００人（ ０人）】見込み

計 【１５８，８４３人（４４，８４３人）】見込み

(4) コレクション展観覧者数 【 ５０，０００人（３１，１９３人）】見込み

目標１８，８０７人

企画展＋コレクション展 ＝総観覧者数 ２０８，８４３人 見込み

(7) 草間彌生展は実行委員会方式で開催しました。想像以上の相乗効果により、観覧者数は開館以後最高となりました。草間展により来館者数の底上げがみられ、その後の観覧者数も目標人数を大きく上回ることにつながりました。

老いるほど若くなる展では、応募者の多様化を目指し、審査員の変更をし、過去最高の応募数となりました。

(4) 平成３１年度事業案を決定し、関係予算を当初予算に計上しました。

(7) 東京オリンピック開催年（平成３２年）や、開館２０周年（平成３４年）などを見据えた複数年先の事業計画を立案します。

評価
A

(2) 子ども育成及び教育普及事業【表現】【学習】【交流】（継続）

ア 内容

未来の学都松本を担う小中学生の豊かな感性を育むため、学校及び先生方との連携を図

りながら、小中学生が美術に触れる機会や親しむ機会の充実に向け取り組みます。また、生涯学習の拠点として美術館を活用した各種ワークショップ、講座、教室等の生きがい事業、すそ野を広げる事業を行い健康寿命延伸の一助を図ります。		
イ 具体的な進め方等		
(7) 鑑賞教育教材（アートカード）の活用 美術に親しみ、美術館を身近に感じてもらうため、学校教育現場での鑑賞教育教材として利活用を進めます。		
(i) 学校教育における美術館の活用 ・鑑賞教育教材の貸し出しや先生方を交えた勉強会の開催 ・高校生講座（ワークショップ）の開催		
(ii) 各世代に向けた講座等の充実 ・年間を通じて各種講座等を開催 ・子どもから大人まで、それぞれの年齢を対象とした親しみやすいワークショップや事業の開催 ・シリーズ講座の充実を図り、生涯を通じて美術に親しむきっかけや実践の機会の充実		
(e) 「工芸の五月」の関連事業等、関係課や市民組織と連携した市民協働事業の充実		
(f) 館長講座、学芸員講座の充実		
(h) 指定管理による管理運営 29年度からアカデミア館の指定管理法人が変更となり、市美術館との一体的な管理運営を行います。		
ウ 自己評価（成果・課題）		評価 A
(7) 美術館収蔵品の画像を使った「アートカード」を、学校への出張講座や見学対応などで使用し、子どもたちが美術に親しむ機会を創出する教材として活用しました。		
(i) 美術館を活用した美術教育の充実にむけ、「鑑賞ガイド」を作成しました。		評価 A
(ii) 梓川アカデミア館にセキュリティの向上を図るため監視カメラを設置し、市美術館と連携しつつ運営することで、観覧者並びに施設利用者の利便性、安全性が向上しました。		
(3) 美術館の大規模改修（新規）		
ア 内容 美術館開館20周年の前年（平成33年度）の大規模改修に向け、照明のLED化、空調（温湿度管理）設備の更新など改修箇所の洗い出しを行い、事業運営及び施設管理が支障なく効率的に行えるための準備に取り組めます。		
イ 具体的な進め方等 平成30、31年度に既存設備改修等の調査及び基本計画策定のための調査委託を実施し、改修箇所及び概算額を確定します。 平成32年度に実施設計を作成、平成33年度に改修工事（全館休館）を行い平成34年にリニューアルオープンします。		
ウ 自己評価（成果・課題） 設計事務所、住宅課、美術館施設管理業者と既存設備改修等の基本調査を行いました。		評価 B
(4) 草間彌生顕彰事業【鑑賞】（継続）		
ア 内容 松本市出身の前衛芸術家・草間彌生のさらなる顕彰を推進し、松本が世界に誇る草間芸術を国内外へ発信していきます。		
イ 具体的な進め方等 草間氏本人、草間スタジオ、草間彌生記念芸術財団と連携し円滑な顕彰活動を実施します。		
(7) 永続的かつ効果的な作品公開にむけ、草間彌生作品の充実を検討していきます。		
(i) 草間氏所有作品の調査・研究を積極的に進めます。		

(f) 専門のパンフレット等の作成、全国誌等への広告掲載を実施し、海外へ発信していきます。	
ウ 自己評価（成果・課題） (f) 草間彌生作品を購入し、次年度以降の展示公開の準備を行いました。今まで以上に内外に発信する美術館を目指します。 (i) 草間彌生常設展リーフレットについて、日本語・外国語版を増刷し、国内外からの視察や取材等に訪問された方などへも配布しました。 (h) 草間氏の創作を顕彰する上で重要な作品について、購入の可能性や価格等を調査していきます。	評価 A

3 特記すべき事項

太田南海展では作品について会話をしながら鑑賞を楽しむ「みんなで楽しくトークフリーデー」を試行的に3日間設定し、PRしましたが「美術館は静かな場所」とのイメージが強いためか、館内の様子に大きな変化はありませんでした。継続的な取組みにより浸透していくものと考えられます。
--

4 評価意見及び教育委員会の改善方針（取組方針）

(1) 展覧会事業【鑑賞】	
ア 社会教育委員による評価意見	(f) 博物館に武井真澄の作品が多数収蔵されています。松本に関連した先人の作品として美術館でも積極的に展覧会等企画できないでしょうか。草間彌生さんは世界的な芸術家ですが、草の根の作家の発掘も必要です。 (i) 海外からの観光客が増えている中、草間彌生の作品を見に来る外国人も多いと思われます。パンフレットやリーフレット、ホームページの外国語表記や発信など積極的に進めていってください。 (h) 観覧者数が最高になったということで、改めて草間彌生さんの作品のポテンシャルに驚くとともに、これから行われる企画展が楽しみです。草間さんの作品だけでなく、多様な文化の発信地としてこれからも色々な企画に積極的に取り組んでください。
イ 教育委員会の改善方針（取組方針）	草間彌生以外の松本にゆかりのある作家を顕彰することは、美術館の責務と考えております。秋に開催する企画展は地元作家を紹介する展示としており、30年度は「太田南海展」を開催しました。常設展示室では「関四郎五郎」の特別展示を開催し、いずれも好評をいただいております。 今後は草間彌生作品を核とし、国内外に松本市美術館を強く発信し集客に努め、特に急増する海外からのインバウンド対策として、広報ツールや館内表示の多言語化を一層強化していきます。また、市民の方が多様な文化に触れることの出来る企画展の開催に努めます。
(2) 子ども育成及び教育普及事業【表現】【学習】【交流】	
ア 社会教育委員による評価意見	「アートカード」の活用は子どもが美術に親しむきっかけとしてとても良いものだと思います。今後は子どもだけでなく、地域の大人や若者にも活用する方法を検討してください。
イ 教育委員会の改善方針（取組方針）	「アートカード」は、小中学校や高校での美術教育の一環として活用していただくことを目的に制作しました。引続き学校現場を中心とした取組みを進めると共に地域の方に活用していただくよう周知に努めます。
(3) 美術館の大規模改修	
ア 社会教育委員による評価意見	令和3年度大規模改修工事について、全館休館となると毎年定期的に利用している美術団体には大きな影響が出ると思います。工事期間等の伝達を、なるべく速やかをお願いします。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

令和３年度に予定の大規模改修に伴う美術館の休館につきましては、既に全国規模や県展規模の利用団体の皆様へはお伝えしております。今後、工事の期間が具体的になり次第、すみやかに利用団体の皆様へはご迷惑がかからないよう周知します。

重点目標以外

ア 社会教育委員による評価意見

- (7) トークフリーデーの試み、まだ館内の様子はあまり変化が無いようですが、展示会の性質にあわせて継続していただければと思います。小中学生だけでなくこども部とも連携して幼稚園保育園のお子さんへの普及事業とすることで、子どもたちが美術館に馴染み、トークフリーデーがあれば保護者も一緒に気兼ねなく美術館へ行けるという好循環が生まれると思います。
- (8) 「老いるほど若くなる展」は、受賞者が来館されて自分の作品を説明されているところ等を見る機会があり、とても微笑ましく素晴らしい展覧会だと思っています。特に賞をもらった作品だけでなくすべての作品に選考時のコメントがあって、出展する人にとっても見る人にとっても励みになる素晴らしい試みだと思います。こういったお金をかけないサービスでもお客様の心に響くものはあると思うので研究をお願いします。
- (9) 松本のまちづくりの一環や国内外への観光発信のためにも、部局間の横の連携を強化し観光客が回遊できる仕組みづくりを積極的に進めることはとても大切と考えます。また、それぞれに専門の学芸員を置くことで、見学者にとっては単に見学だけでなく、対象物の「意味」への理解を深めることになるとと思います。それは文化のまち松本のまちづくりにつながると思いますので、そういった視点でも教育委員会が積極的に観光行政に参画できる体制を検討してください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

- (7) トークフリーデーは、昨年度試行的に実施しましたが、継続と周知が大切だと感じております。今後の定期的実施を検討するとともに、実施にあたっては、こども部と連携し未就学児童世帯への普及に努めます。
- (8) 「老いるほど若くなる展」は、出品する側も観る側も励みになる公募展であり、名物企画として発展させていきたいと考えています。また来館者の立場にたった、おもてなしについても引き続き検討していきます。
- (9) 平成３０年度に開催した「草間彌生展」は、中心市街地の回遊性を意識し、作品の館外展示や開催記念メニューの提供、街頭フラッグの掲出やマップの作成などを行いました。観光行政のみならず、部局を横断した取組みが成功につながり、このノウハウの蓄積が美術館の財産となったと考えています。
今後は、企画展とのコラボメニューや半券サービスなどの取組みを、商業施設や商店等と協議し、美術館を核とした回遊性の創出に努めます。

Ⅲ－１０ 博物館

１ 事務事業の概要

博物館では、松本市域全体を博物館と考える「松本まると博物館構想」の理念のもと、昨年策定した「松本市歴史文化基本構想」を実現するため、本館と１４分館が協力して下記の事業を実施します。

- (1) 国史跡内に位置し、築５０年以上が経過した市立博物館を、松本城大手門駐車場等敷地に松本まると博物館の中核施設として移転新築（基幹博物館整備）します。
- (2) 市域の歴史・民俗・自然・産業等に関する市民の学習意欲に応え、市民協働で博物館活動を推進するため、１５館が各施設の特徴を生かして、様々な資料の収集・保管、調査研究をし、展示（常設展示・特別展示）、講座・講演会、体験学習会等を開催します。
- (3) 国重要文化財旧開智学校校舎・馬場家住宅・旧松本区裁判所庁舎などの歴史的建造物を適切に保存するとともに、博物館施設として広く活用します。

２ 平成３０年度における重点目標

(1) 基幹博物館整備事業（継続）

ア 内容

建設予定地拡張に伴う基本設計の見直し後、実施設計に着手します。また、建築上必要となる諸調査を計画的に実施するとともに、建設予定地に残存する建造物の補償及び解体を進めます。

イ 具体的な進め方等

- (7) 基本設計の見直しは、大名町側の建物意匠の変更やエントランスの追加をはじめ、導入展示やミュージアムショップが位置する１階パブリックスペースの拡大、西側トラックヤードの狭隘解消などを予定しています。今後、早急に見直しを終えて実施設計に移行し、年末までに設計を終了します。
- (8) 拡張する敷地の地権者と交渉を進め、年度末までに更地で用地取得します。
- (9) 大手門駐車場の供用終了後、速やかに立体・平面駐車場や車庫等の解体を進めます。
- (10) 電柱の移転補償や地歴調査等を実施するとともに、基幹博物館のシンボルとなるロゴやマークの開発を進めます。
- (11) 事業の進捗状況等について、地元関係者に随時説明を行います。

ウ 自己評価（成果・課題）

- (7) 基本設計の見直しに伴う避難安全検証法の大員認定取得や地下埋設物解体の設計追加等が必要となり、設計工期を３１年７月まで延長しました。
- (8) 各種調査、既存施設解体及び拡張敷地の用地取得等は概ね予定通り進み、３１年度は埋蔵文化財調査を実施します。

評価
A

(2) 博物館資料の収集・保管・活用方針の見直し（継続）

ア 内容

松本の暮らしや歴史を後世に伝え生かすために、博物館資料を収集してきましたが、平成の大合併により資料の重複が課題となりました。そこで、基幹博物館の整備に当たり、資料保存の方針を見直し、収蔵庫のあり方を再検討しました。

特に重複の著しい民具類は、より状態のいい資料を保存の対象とし、他を体験で活用するといった新たな方針に基づき、基幹博物館の収蔵庫で保存する資料とその他の資料に整理し、基幹博物館への資料移転の準備を進めます。

また、西部４地区の展示施設の統合整理を進める中で、旧波田町役場庁舎の保存活用についても併せて検討します。

イ 具体的な進め方等

- (7) 合併５地区資料のうち、温湿度管理が必要で基幹博物館への移管が必要となる資料の抽出と、基幹博物館の収蔵庫設計に必要な収納案を作成するための資料実態調査を、昨年度に続き実施します。
- (8) 安曇資料館、アカデミア館２階、旧梓川歴史民俗保管庫及び旧波田町役場２階に収蔵されている民俗資料の展示活用方法と施設の統廃合について検討します。併せて、旧波田町役場庁舎の保存活用方法について検討します。

(ロ) 平成31年度に博物館へ所管替となる、旧山辺学校歴史民俗資料館の展示整備に積極的に協力します。		
ウ	自己評価（成果・課題） (ア) 温湿度管理が必要で基幹博物館への移管が必要となる資料の抽出、及び資料実態調査を実施しました。実態把握した資料の今後の活用方法について、策定予定の資料取扱い方針に基づいて検討します。 (イ) 安曇資料館、アカデミア館、旧梓川歴史民俗保管庫等の資料の今後について、収蔵庫等の建設及び、展示活用について実施計画に計上し、検討しました。 (ロ) 旧山辺学校歴史民俗資料館の展示整備について、教文学習への活用を考えた展示とし、平成31年4月のオープンに向け協力しました。	評価 A
(3) 重要文化財旧開智学校校舎保存活用事業（継続）		
ア	内容 擬洋風建築の代表作である、重要文化財旧開智学校校舎を、更に広く市民の活用に供するための保存活用計画を策定します。併せて、教育博物館としての旧開智学校の収蔵庫の収蔵率が100%を超え、温湿度環境も悪化していることから、展示収蔵庫棟の建設を検討します。将来的には、重要文化財旧開智学校校舎を核とした回遊性創出を検討します。	
イ	具体的な進め方等 (ア) 旧開智学校の建物としての価値及び教育博物館としての役割を明確化し、広く市民の活用に供するための保存活用計画の策定に着手します。 (イ) 耐震診断結果を受け、平成30年度は避難誘導計画を策定し、安全な観覧環境の整備に努めます。 (ロ) 重要文化財旧開智学校校舎を核として市民と観光客の憩いの場を創出するため、近隣の中央図書館、建設部及び商工観光部と連携し、庁内検討会議を発足させ、あり方について研究します。	
ウ	自己評価（成果・課題） (ア) 平成31年度末完成に向けて、保存活用計画の策定を進めました。 (イ) 耐震診断の結果を受け、文化庁より対処方針の策定の指示があったため、地震への対応を定めた対処方針を策定しました。 (ロ) 庁内検討会議の準備段階として、関係課との勉強会を開催しました。	評価 B
(4) 歴史文化基本構想の実現（新規）		
ア	内容 昨年度新たに策定した松本市歴史文化基本構想を実現するため、これまでの「松本まるごと博物館構想の実現」という重点目標を発展させ、さらなる市民の博物館活動を推進することにより、歴史文化に根差したまちづくりに貢献していきます。そのため、市民の博物館活動をリードする市民学芸員制度の充実、松本市の枠を超えた中信4市をはじめとする中信地方の博物館の連携、文化財をテーマで結ぶことにより文化財の活用推進に取り組めます。	
イ	具体的な進め方等 (ア) 松本まるごと博物館の活動を推進するため、8回の講義による市民学芸員養成講座（第1回5月20日）を開催し、新たに市民学芸員を養成します。また、市民学芸員の活動の一例として、平成28年度に市民学芸員が作成した地図を片手に城下町の文化遺産を巡る「まる博d eウォーキング」を年2回実施します。 (イ) 広域博物館連携事業として開催する「松本藩領ミュージアム」では、今年度は貞享騒動をとりあげ、安曇野市豊科郷土博物館の協力を得て、講演会の開催及び貞享騒動関連地を巡るバス見学会を開催します。 (ロ) 文化財群をテーマとした公共交通を利用した回遊性創出として、旧開智学校校舎を核として、教育（旧松本高等学校本館及び講堂、旧山辺学校校舎等）、近代建築（旧松本区裁判所、旧司祭館、旧波田町役場庁舎等）、立石清重（三松屋蔵座敷、飯森家土蔵等）等のテーマにより、マップや巡回バス路線の設定等、利用者の利便性向上策を検討します。	
ウ	自己評価（成果・課題） (ア) 市民学芸員養成講座を年9回実施しました。また、市民学芸員養成講座終了者の	評価

	実践活動として、「まる博 d e ウォーキング」を 11 月と 3 月に実施しました。 (i) 貞享騒動関連地を巡るバス見学会は実施できませんでしたが、「松本藩領ミュージアム」の講演会を開催し、近隣市町村の市民の皆さんを含め、大勢の皆さんの参加がありました。今後は、松本藩領内の博物館による連携展示等の可能性を模索していきます。 (ii) 文化財群をテーマとした公共交通を利用した回遊性創出について、学芸員会で討論をしました。そこで、平成 31 年度に旧山辺学校校舎のリニューアルオープン関連イベントとして、「教育」をテーマとした「学都ミュージアムめぐり」を計画し回遊性の創出を図ります。	B
(5) 学芸員等専門職員採用及び育成の仕組みづくり（新規）		
	ア 内容 まるごと博物館構想を実現するにあたり、学芸員の専門性向上と計画的な採用、配置が課題となっており、平成 29 年度には、空席だった非常勤学芸員を担当課で採用する取り組みを行いました。今後は、基幹博物館整備に合わせて、不足している自然科学系の学芸員の採用等、優秀な学芸員を計画的に採用するための人材育成と採用の仕組みづくりを検討します。 合わせて、本市の所有する重要文化財等の伝統的建造物を主体的に維持管理するため、文化庁の規定に基づき伝統的建造物を適切に維持管理できる技術者の育成についても研究します。	
	イ 具体的な進め方等 (i) 平成 29 年度の採用活動の結果、学芸員希望者が多いことが判明しましたので、今後、優秀な学芸員を安定的に確保するため、35 才以下の学芸員資格を有する者に対する有給実践型インターンシップの導入について研究を行います。 (ii) 松本市役所職員で建築士の資格を有する者に、重要文化財を修繕するために必要な資格である文化財建造物修理主任技術者資格を取得させるため、必要となる実務経験のあり方について研究を行います。	
	ウ 自己評価（成果・課題） (i) 平成 29 年度、博物館で独自に採用した職員が、平成 30 年度松本市職員採用試験に合格しました。意欲のある職員を採用したことが、成果につながりましたので、今後は、学芸員だけでなく、一般職員も含めて博物館で採用活動を実施します。併せて、35 才以下の学芸員資格を有する者に対する有給実践型インターンシップの導入についての検討も継続します。 (ii) 研究の結果、松本市役所職員で文化財建造物修理主任技術者資格の取得のための必要となる実務経験を松本市の事例だけで賄うことができないことが判明しました。今後は、文化財建造物主任技術資格者の雇用方法等について検討を継続します。	評価 A

3 特記すべき事項

博物館では、松本市域全体を博物館と考える「松本まるごと博物館構想」の理念のもと、昨年策定した「松本市歴史文化基本構想」を実現するため、現在整備中の松本まるごと博物館の中核施設として移転新築（基幹博物館整備）する博物館で利活用のため、資料整理の指針を作成しました。 作成した指針を基に、基幹博物館での利活用及び狭隘化する収蔵施設の解消のため、最終的には重複している博物館資料の除籍等が実施できるよう、資料整理作業をすすめてまいります。 併せて、現博物館の適切な閉館時期についても検討します。

4 評価意見及び教育委員会の改善方針（取組方針）

(1) 基幹博物館整備事業 ア 社会教育委員による評価意見 新しい基幹博物館とても楽しみです。今後も引続き情報を発信しながら、色々な声を集めて進めていってください。

	イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 城下町復元ジオラマの資料提供を市民に呼び掛けるなど、展示製作について市民参加を積極的に推進します。また、建設地で行っている発掘調査の見学会を開催します。
(2)	博物館資料の収集・保管・活用方針の見直し
	ア 社会教育委員による評価意見 資料館の統廃合、せつかくの資料がお蔵入りで眠ってしまわないようにしっかりと見直しをお願いします。
	イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 資料を死蔵せず、展示、活用するため、資料の収集・保管・活用方針に基づき、資料整理を積極的に推進します。基幹博物館開館までに資料整理終了を目指します。
(3)	重要文化財旧開智学校校舎保存活用事業
	ア 社会教育委員による評価意見 旧開智学校国宝指定、大変な朗報です。益々関心が高まると思いますので、耐震工事・誘導路整備等早急にお願いします。
	イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 旧開智学校校舎の耐震工事は、旧松本高等学校校舎の耐震工事終了後に着手できるよう文化庁と調整します。また、誘導路を含めた校舎周辺整備については、令和元年7月を目途に庁内検討会議を立ち上げ、課題を整理し、対応方針をまとめます。
(4)	歴史文化基本構想の実現
	ア 社会教育委員による評価意見 旧開智学校校舎の「国宝指定」に、祝意とともに一市民として誇りを感じます。私自身もそうですが、「（旧開智学校を）見学したのは、県外からのお客さんが来た時」という人が多いのではないのでしょうか。市民が建物を外から眺めるだけでなく、その歴史や意味をじっくり「学ぶ」機会を持てるよう、色々な講座などを検討してください。これを契機に、松本城と同様に「市民ボランティア」の活性化や、「市民学芸員制度」にも弾みがつけばと思います。
	イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 松本まると博物館構想の理念に基づき松本市歴史文化基本構想を実現するための市民協働活動を推進します。平成30年度再開した市民学芸員養成講座を引続き行い、活動する市民学芸員の会会員の増加を図ります。また、会員が学んだことを地域へ還元し、市民の学びの輪を広げる仕組みづくりを行います。情報発信については、SNSの使用など発信方法を工夫し、博物館活動を様々な世代の皆さんに知ってもらうようにします。
(5)	学芸員等専門職員採用及び育成の仕組みづくり
	ア 社会教育委員による評価意見 「松本を愛する若者の充実・育成」は、とても重要な事業だと期待します。専門職の採用については職員課との調整も十分に行い、図書館司書や美術館の学芸員など専門的な知識を持つ職員の育成に向けたきっかけになればと思います。
	イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 学芸員の専門職採用については、引続き35才以下の学芸員資格を有する者に対する有給実践型インターンシップの導入についての検討を行います。
	重点目標以外 ア 社会教育委員による評価意見 (7) 学校に史料・民具等が保存されているところがあります。保存等の指導や貴重な資料の調査など博物館以外の施設へ積極的にかかるような試みも検討してください。 (4) 松本のまちづくりの一環や国内外への観光発信のためにも、部局間の横の連携を強化し観光客が回遊できる仕組みづくりを積極的に進めることはとても大切と考えます。また、それぞれに専門の学芸員を置くことで、見学者にとっては単に見学しただけでなく、

対象物の「意味」への理解を深めることになると思います。それは文化のまち松本のまちづくりにつながると思いますので、そういった視点でも教育委員会が積極的に観光行政に参画できる体制を検討してください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

- (7) 現在も、学校からの要請に応じて、保存等の指導や資料調査を実施しており、平成30年度は今井小学校の資料調査を行いました。今後も継続して学校等における史料の保存に対する助言を行っていきます。
- (4) 旧開智学校校舎の周辺整備計画については、庁内各部局（政策部、財政部、地域づくり部、商工観光部、建設部、教育部）を参集し、部局間の横の連携を強化しています。
松本城の観光客を、旧開智学校校舎等文化財群を回遊し、松本の魅力を感じて頂けるような仕組みづくりを庁内各部局とともに検討します。

第4章 教育振興基本計画の進捗状況

(単位：事業)

I 全体の件数

総事業数	248
------	-----

II 施策ごとの件数・達成状況

施策名 施策項目	事業数	指標数	指標達成率（対目標値）		
			100%超	70～100%	70%未満
1 子どもの教育の充実	93	118	14	57	13
(1) 子どもの権利の推進	10	10	1	5	
(2) 子育て・幼児教育の充実	12	15	2	5	1
(3) 学校教育の充実	22	26	2	10	2
(4) 学校と家庭と地域の連携	30	43	6	22	8
(5) 学校給食と食育の推進	6	10	2	7	
(6) 環境教育の推進	5	5	1	4	
(7) 子ども関係施設の整備・充実	8	9		4	2
2 生涯学習の推進	88	116	22	42	27
(1) 生涯学習の推進	43	62	18	19	19
(2) 公民館の学びを通じた地域づくり	24	30	4	14	6
(3) 図書館運営の充実	14	15		8	1
(4) 社会教育施設等の整備・充実	7	9		1	1
3 スポーツを通じた健康づくり	20	20	3	6	1
(1) 市民皆スポーツの推進	14	14	1	6	1
(2) スポーツ団体・リーダーの育成	5	5	2		
(3) 社会体育施設の整備・充実	1	1			
4 文化芸術を通じた教育の推進	12	17	2	9	0
(1) 鑑賞の場の充実	7	8		4	
(2) 表現・学習・交流の場の充実	5	9	2	5	
5 歴史・文化資産の保護と活用	32	33	1	10	4
(1) 松本まるごと博物館構想の推進	13	14		5	2
(2) 博物館事業の推進	10	10	1	3	2
(3) 松本城の保存・整備と活用	9	9		2	
6 教育委員会の機能の充実	3	8	0	4	4
(1) 開かれた会議運営と市民意見の反映	3	8		4	4
合計	248	312	42	128	49

※上記のうち、目標が数値管理に適さない事業などは78指標
事業見直し、統合、目標達成などにより完了となった事業は15指標

1 子どもの教育の充実

(1) 子どもの権利の推進

通番	事業名	事業概要	指標
1	子どもの権利啓発事業	子どもの権利条例の基本理念に基づき、子どもに関わるすべての大人が連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めるため、子どもだけでなく、子どもに関わる大人も含め、市民全体に、子どもの権利に対する理解が広がるよう、積極的に普及・啓発に取り組むもの ※子どもの権利学習会の開催、子どもの権利の日市民フォーラムの開催、子どもの権利学習パンフレットの活用（小中学校）	パンフレット等配布回数 （回）
2	まつもと子どもスマイル運動	地域や家庭において大人が積極的に子どもに関わりを持ち、共に笑顔で暮らせる地域社会を目指すため、登録制により配布した「スマイルバンド」（シリコン製リストバンド）を身に付けた大人が、子どもの登下校時の見守りや、笑顔で声かけ（あいさつ）などを行うもの	登録者数 （人）
3	子どもの権利相談室「こころの鈴」運営事業	子どもの権利擁護に必要な支援をするため、子どもの権利相談室「こころの鈴」で擁護委員と相談員が、子どもの悩みや苦しみを受け止め、一緒に解決を目指すもの。また、必要に応じて学校など関係機関と連携し、速やかな救済・回復の支援を行うもの	こころの鈴通信発行回数（回）
4	まちかど保健室運営事業	心や体に不安を抱える中高生や保護者から相談を受け付けることで、中高生の問題解決の手がかりとし、青少年支援の充実を図るもの	広報回数 （回）
5	不登校児童対策事業	不登校支援アドバイザーや指導主事が、学校訪問指導や教育相談等の活動を通して、各校の不登校児童生徒の状況を把握し、自立や学校復帰の支援、援助を図るもの	不登校児童生徒の割合 （％）
6	松本版コミュニティスクール事業	「松本版コミュニティスクール」の仕組みを利用し、地域、保護者、学校などが願いを共有し連携・協働しながら一体となって子どもを育てる「地域とともにある学校づくり」を目指すもの	事業の実施
7	放課後子ども教室	小学校の余裕教室や校庭等を利用し、地域住民の参加により、放課後の子どもの居場所を確保するもの	延べ利用児童数 （人）
8	子ども交流事業	子どもの権利条例のあるまちの子どもたちと、学校、年齢、地域を越えて交流するもの	実施回数 （回）
9	まつもと子ども未来委員会	子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市政や地域の課題を学び、意見交換し、松本のまちづくりを考えるもの	会議開催回数 （回）
10	子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」設置・運営事業	様々な事情で学校に通うことができない、また悩みを抱えている子どもたちのための居場所を提供し、一人ひとりの思いに寄り添いながら、それぞれに応じた生活支援、学習支援、また保護者支援を行い、子どもが自ら一歩を踏み出すための力を育む支援をするもの	居場所利用者数 （人）

(2) 子育て・幼児教育の充実

通番	事業名	事業概要	指標
1	公立保育園・幼稚園の運営管理	すべての子どもへの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため家庭状況に応じた保育及び幼児教育を提供するもの（保育園43園、幼稚園3園）	公立保育園就園児童数 （人）
			公立幼稚園就園児童数 （人）
2	私立保育園・幼稚園への指導、助成	私立保育園の経営の安定化及び児童処遇の均衡、幼稚園教育の振興及び教育の充実を図るため各種助成金を交付するもの	助成金（千円） 私立保育園
			助成金（千円） 私立幼稚園
3	特別保育の充実	延長保育、障害児保育、一時保育、休日保育、病後児保育、病児保育又は乳幼児情操教育事業、食育の推進、アレルギー対応食等のきめ細かな保育サービスの提供をするもの	-
4	子育て支援事業の推進	子育ての悩みを話し合ったり、親子の交流、学びを通して課題解決に向けた事業を推進するもの	開催事業数 （事業）
			参加人数 （人）

現状 (H27)	実績 (H30)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
1	4	2	200%	継続 (幼少期から大人(保護者)まで、段階に応じた子どもの権利の周知・啓発に務める。)	こども育成課
940	1,207	1,500	80%	継続 (地域全体で子どもを見守ることで、子どもが笑顔で安心して過ごせるまちを目指す。)	こども育成課
3	4	4	100%	継続 (通信発行以外にも効果的な周知に努め、研修等により相談員の質向上を図る。)	こども育成課
12	12	12	100%	継続	こども育成課
1.68%	2.39%	1.30%	-	継続	学校指導課
43運営委員会の設置	44運営委員会の充実	44運営委員会の全てにおいて見守り活動、あいさつ運動の取り組み	-	継続	学校指導課
7,068	4,499	6,000	75%	継続 (支援員の確保ができず、H30年度以降2校で休止となっているため、再開または、他小学校区での実施について検討していく。)	こども育成課
2	2	2	-	継続 (県内外の子どもたちと引き続き交流を深め、子どもの成長を促し、松本のまちづくりを考えるきっかけとする。)	こども育成課
10	17	10	-	継続 (開催回数を含めた活動内容について、子どもの意見を尊重し、充実を図ることで、子どもの意見表明や参加の促進をする。)	こども育成課
1,578	1,684	2,000	84%	継続 (引き続き、不登校状態にある市内の小中学生を対象とし、居場所の提供、学習のサポートや相談業務を実施する。)	こども育成課

現状 (H27)	実績 (H30)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
4,550	4,412	4,452	99%	継続	保育課
226	215	206	104%		
162,957	221,908	継続	-	継続	保育課
212,624	203,950				
継続	継続	継続	-	きめ細かな保育サービスの提供	保育課
100	90	100	90%	継続	生涯学習課・中央公民館
15,201	10,756	15,200	71%		

通番	事業名	事業概要	指標
5	ブックスタート事業	乳児を持つ親が、本を読み聞かせながら赤ちゃんと一緒に楽しいひとときをもっていただくことを目的として、10カ月乳幼児健診時に、絵本一冊と絵本リストを贈るもの	配本数 (冊)
6	両親学級	父母としての自覚と自立を促すため、妊娠、出産、育児について学び、合わせて仲間づくりを支援するもの	参加人数 (人)
7	育児学級	子どもの成長発達や離乳食等の食事やおやつについての情報提供と育児支援をするもの（2歳児教室を出前講座で実施）	参加人数 (人)
8	多言語版母子健康手帳の発行	英語・中国語・韓国語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・インドネシア語の8カ国語の母子健康手帳を交付するもの	交付部数 (部)
9	子育て支援講座	「子どもが急病になったときの対応法」、「上手な病院のかかり方」、「予防接種、服薬指導、栄養指導」等、小児（救急）医療にかかわる子育て支援講座等を開催するもの	参加人数 (人)
10	交通安全教室	幼児（保育園・幼稚園等）や保護者を対象とした交通安全教室や啓発活動を行うもの	開催回数 (回)
11	あるぶキッズ支援事業	発達障害児及び発達に心配のあるお子さんと保護者の方を継続して総合的に支援するシステムで、以下の4事業を実施するもの ①発達障害に関する相談窓口（あるぶキッズ支援室） ②保育園・幼稚園・小中学校等への巡回支援 ③あるぶキッズサポート手帳の配付 ④ペアレントトレーニング等の保護者支援	あそびの教室 参加者の満足度 (%)
12	子ども子育て安心ルーム事業	妊娠、出産から子育て期の切れ目ない子育て支援を行うため、こどもプラザ（筑摩、小宮、南郷）に「子ども子育て安心ルーム」を設置、子育てコンシェルジュを配置し、母子保健コーディネーターとともに、子育てに関する相談、支援を行うもの	子ども子育て安心ルームの設置力所数 (力所)

(3) 学校教育の充実

通番	事業名	事業概要	指標
1	自立支援教員・中学校学力向上推進教員等配置事業	市内小・中学校に配置している市費教員が、「新たな不登校を生まない取組み」や「不登校状態の改善」等、各校の実情に合わせて個に寄り添った支援を行うことを通して社会的自立を目指すもの	配置人員 (人)
2	特別支援教育支援員配置事業	小中学校に在籍する障害のある子ども等の支援ができるよう「特別支援教育支援員」を該当の学校に配置し、特別支援教育の充実を図るもの	配置時間 (h)
3	花を育てる心の育成事業	いじめ、不登校、非行の低年齢化等の大きな社会問題の解決の基本となる「心豊かな人間の育成」を目指すもの	実施小中学校数 (校)
4	トライやるエコスクール事業	特色ある学校づくりの一環として、地域の歴史・文化・自然等の活用による教育実践活動や、環境教育の充実を図るもの	実施率 (%、全48校)
5	ALT配置事業	小学校においては、外国語を通してコミュニケーション能力の素養を養い、中学校においては、生きた英語を通して国際感覚を身に付けた人間性豊かな生徒を育てるもの	配置率 (%、全48校)
6	私立学校補助	私立高等学校における奨学と振興を図るため行うもの	補助交付数 市内設置校（校） 補助交付数 市外設置校（校）
7	松本市育英資金奨学金制度	意欲と能力がある学生が、経済的理由により進学を断念することがないように、奨学資金を貸与するもの。（貸与する奨学金には、要件が整えば返済が免除される償還免除制度も設定）	奨学生 (人)
8	教職員の研修	市独自に「教科等研究推進教員」を委嘱し、日常の授業や指導に役立てる研修や、「子どもと教職員の温かな接点づくり」を目指して研修を行うもの。（教科等研究推進教員は全教科・領域1名配置、全26名）学校以外にも信州大学や松本大学等の教員養成研修にも積極的に活用していくもの	教科等研究推進教員派遣研修 (件) 松本市立学校教職員研修 (校)
9	通学区の弾力化	通学の安全確保及び負担軽減を図るため、隣接する通学区の学校が指定校よりも近く、かつ、指定校までの通学距離要件を超える場合、指定校の変更を認めるもの	弾力化の要件

現状 (H27)	実績 (H30)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
2,007	1,794	継続	-	継続	中央図書館
(延) 1244	(延) 1237	継続	-	継続	健康づくり課
2,835	3,209	継続	-	継続	健康づくり課
21	33	継続	-	継続	健康づくり課
579	330	600	55%	継続	医務課
113	114	113	101%	継続	交通安全・都市交通課
96.30%	95.90%	98.00%	97.86%	継続	こども福祉課
-	3	4	75%	拡大	こども育成課

現状 (H27)	実績 (H30)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
41	自立支援教員：29人 学力向上推進教員：19人	継続	-	継続	学校指導課
34,020	32,210	継続	-	継続	学校指導課
全48校	全48校	全48校	-	継続	学校指導課
100%	100%	100%	100%	継続	学校教育課
100%	100%	100%	100%	継続	学校指導課
6	6	6	100%	継続	学校教育課
2	2	2	100%		
24	37	75	-	拡大 (要件の見直しや拡充検討による)	学校教育課
-	111	市内全校で1回以上の研修実施	-	継続 身近な助言者として活用できる体制づくりを目指す	学校指導課
5	5	継続	-	継続	
隣接通学区限定距離要件 設定継続	隣接通学区限定距離要件 設定継続	隣接通学区限定距離要件 設定継続	-	継続	学校教育課

通番	事業名	事業概要	指標
10	小学校35人学級編制事業	生活習慣・学習習慣の定着のため、教員一人が指導する児童数が35人以下になるように学級編成するもの	実施率 (%、市立28小学校)
11	授業用校用備品整備	子どもの視点に立ち、学力の向上と豊かな心の育成を図るために、授業用備品の充実に努めるもの	小学校整備費用 (千円) 中学校整備費用 (千円)
12	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、等しく教育が受けられるよう、教育費の一部として新入学学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、学用品費等を援助するもの	児童・生徒数に対する就学援助認定率 (%)
13	日本語を母語としない児童生徒支援事業（松本市子ども日本語教育センター）	日本語を母語としない児童生徒への支援を目的に、田川小学校内に松本市子ども日本語教育センターを設置し、日本語教育に関する相談業務、コーディネート業務や、小・中学校で日本語教育支援員等による派遣授業を実施するもの	支援を必要とする児童生徒への日本語教育の実施率 (%)
14	小中学校危機管理マニュアルの見直し	深刻な災害などあらゆる危機に備え、適切に対処するため、「学校安全計画」及び「学校危機管理マニュアル」を見直していくもの	実施小中学校数 (校)
15	まつもとっ子元気アップ事業	子どもの生活習慣病を予防するため、幼児期から中学生までの健康の実態調査、体力づくり及び食生活の改善を図るプログラムを実施するもの	体力向上プラン（1校1運動） 生活習慣病予防事業（H23）
16	広島平和記念式典参加事業	毎年8月6日に開催されている広島平和記念式典に市内中学生の代表が参加し、被爆者講話の聴講、平和資料館の見学等を通して戦争の悲惨さ、平和の尊さを実感することで、次世代を担う子どもたちの平和意識の高揚を図るもの	参加者数 (人)
17	小中学生平和ポスター展	市内小中学生から平和を題材としたポスターを募集・展示し、平和意識の高揚を図るもの	出展数 (点)
18	親子平和教室	市内小学校高学年～中学生の親子を対象に、松本市の戦争の歴史を学ぶこと等を通じて、「平和の大切さ」や「命の尊さ」を親子で考え、平和の連鎖を広げるもの	参加者数 (組)
19	小学生自転車運転免許証交付事業	小学校4年生を対象に、正しい自転車の乗り方や法規等の基礎知識を習得し、交通安全意識の高揚を図るもの	実施小学校 (校)
20	上下水道子ども用パンフレットの配付	小学校4年生を対象に、上下水道の果たす役割等を理解するため「みんなの上水道」、「みんなの下水道」を作成、配布するもの	上水道配付数 (部) 下水道配付数 (部)
21	松本市学校教育情報化推進計画	ICTを効果的に活用した授業の実現を目指す、情報教育の基本となる計画を策定するもの（H30策定予定）	計画の策定
22	バスの乗り方教室・電車の乗り方教室	将来公共交通を利用する小学生に、公共交通の乗り方を教えることで、公共交通に親しみ、積極的に利用する市民を育てるもの	実施小学校数 (校)

(4) 学校と家庭と地域の連携

通番	事業名	事業概要	指標
1	子ども見守り隊	地区住民、PTA、地区関係団体が、学校と連携してボランティア団体を組織し、児童生徒を不審者や交通事故から守るもの	設置率 (%、全48校)
2	家庭教育学習の推進	高度情報化社会にどう対応するかなど、子どもたちを取り巻く諸課題について学び、子どもを守る社会づくりを推進するもの	実施公民館数 (館)
3	学校サポート（学校応援団）事業	学校の活性化と家庭や地域の教育力の向上を図るため、学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組むもの （松本版コミュニティスクール事業と統合）	実施率 (%、全35地区)
4	小中学校の総合学習の支援	小中学校で行っている総合学習に、地域住民との交流や体験学習を行い支援するもの	実施公民館数 (館)

現状 (H27)	実績 (H30)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
100%	100%	100%	100%	継続	学校指導課
238,772	255,696	現状維持	-	継続	学校教育課
171,894	189,018		-		
小学校 : 13.3% 中学校 : 18.1%	小学校 : 11.7% 中学校 : 16.8%	社会情勢により変動	-	拡大 (要件の見直しや拡充検討による)	学校教育課
90%	100%	100%	100%	継続	学校指導課
全48校	全48校	全48校	100%	継続	学校指導課
「まつもと元気アップ体操」 ・着座バージョンDVD作成 ・指導者講習会実施 小中学校保健体育科教員 40名参加 ・体育主任会(市内47校参加) で指導者講習会実施	「まつもと元気アップ体操」 ・公民館の体操講座で講習会を 3回実施 ・学校出前講座実績 中学校1校 「運動、栄養、血液検査説明」 ・学校出前講座実績 小学校62回、4,272人 中学校5回、417人	継続	-	継続	学校指導課、健康づくり課 こども育成課、保育課
44	44	44	100%	継続	平和推進課
358	395	400	99%	継続	平和推進課
11	4	15	27%	継続	平和推進課
29	30	30	100%	地域の事情で実施校数が若干増減して しまうが、交通安全について考える きっかけづくりとして継続する	交通安全・都市交通課
2,233	2,525	2,200	115%	継続	上下水道局
1,857	2,009	1,519	132%		
-	策定中	策定	0%	新規	学校教育課
10	10	16	63%	継続	交通安全・都市交通課

現状 (H27)	実績 (H30)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
100%	100%	100%	100%	継続	学校指導課
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
100%	-	-	-	H30年度～ 松本版コミュニティスクール事業と統合	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館

通番	事業名	事業概要	指標
5	託児ボランティアの養成	家庭教育、子育て学習を必要とする親への学習機会を保障するため、託児ボランティア（地域からの支援）を養成する講座を開催するもの	実施公民館数 (館)
6	世代間交流事業の促進	地域の伝承行事や遊び、又は伝統工芸等の教室を通じて、保育園・幼稚園児、児童・生徒と高齢者との交流事業を促進するもの	実施公民館数 (館)
7	松本市要支援児童放課後等健全育成事業	障害児の放課後の生活・活動の場の確保（児童クラブ）、委託により実施するもの	延べ利用人数 (人)
8	フレンドシップキャンプ補助	障害のある児童とない児童とが交流し、互いに理解を深めることを目的に実施されるキャンプの実行委員会を支援するもの	参加人数 (人)
9	青少年健全育成学習の推進	青少年の健全育成を図るため、家庭や地域の環境づくり等の課題に取り組むもの	実施公民館数 (館)
10	青少年健全育成事業の推進	地域での伝承行事参加やスポーツ活動等を通じて、地域と青少年の交流を図るもの	実施公民館数 (館)
11	「生きる力（キャリア教育）」育成事業	主体性や課題解決力等、児童・生徒が将来、社会の中で自立して生きるための能力、態度の育成を目指し、各種事業を推進するもの	社会参画体験プログラム参加人数 (人)
			社会スタディゼミ参加人数 (人)
			子ども参観日実施事業者数 (社)
			子ども参観日参加人数 (人)
12	中学生職場体験の受入れ	中学生の職場体験として受け入れるもの	受入人数 (人)
13	看護学生等実習指導	信州大学医学部保健学科等の県内の看護学生が、体験学習を通して看護職としての地域保健活動について学ぶもの	参加人数 (人)
14	思春期の子どもたちと向き合うための講座	地域の中で青少年の声に耳を傾け、きちんと向き合うことができる大人となるための講座を行うもの (4回/年)	延べ参加人数 (人)
15	メディアリテラシー教育事業	インターネット・携帯電話が青少年の健全育成に及ぼす悪影響について、親子で理解するための講座を開催するもの	小学校講座実施校数 (校)
			中学校講座実施校数 (校)
			小中合同講座実施校数 (校)
16	子ども会育成連合会支援事業	地区子ども会育成会の連絡調整を図り、市内全域の青少年育成活動を補助金及び事務局の両面から支援を行うもの	チビツーカーニバル参加人数 (人)
			リーダー講習会参加人数 (人)
			ジュニア・リーダー研修会 開催数 (回)
			三九郎実施箇所数 (カ所)
			子ども会育成連合会補助金 (千円)
17	松本子どもまつり	子どもの創造性・協調性の心を培い友情の輪を広げていくことを目的に開催するもの	参加団体数 (団体)
			ボランティア人数 (人)
18	留守家庭対策事業	民間（13の学童クラブ）が実施している『放課後児童健全育成事業』に補助するもの	登録児童数 (人)
19	青少年の居場所づくり事業	放課後や休日に気軽に立ち寄り仲間と一緒にスポーツをしたり、交流の輪を広げたりすることができる場所を確保するもの	利用者数 (人)
20	青少年育成センター運営事業	青少年の健全育成と非行防止のため、補導活動と隔月1回発行する「育成センターだより」による広報活動を行うもの	たより発行部数 (部)
21	青少年相談窓口設置事業	相談員による電話・面接による相談の実施及び窓口の周知を行うもの	広報まつもと等での周知 (回)

現状 (H27)	実績 (H30)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
0	1	2	50%	拡大	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
2,984	2,629	30年度で終了	-	令和元年度～ 放課後等デイサービス事業（仮）へ移行予定	こども福祉課
65	59	29年度で終了	-	終了	こども福祉課
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
503	1074	500	215%	平成30年度で終了	生涯学習課・中央公民館
309	607	300	202%		
16	13	15	87%		
304	192	300	64%		
9	18	10	180%	継続	博物館
663	442	700	63%	継続	健康づくり課
57	85	120	71%	継続 （開催日程の工夫や参加者へのアンケートを通し、より充実した内容となるよう年度ごと検討していく。）	こども育成課
18	16	26	62%	継続	こども育成課
13	12	20	60%		
2	4	2	200%		
500	650	700	93%	継続	こども育成課
119	88	130	68%		
6	16	6	267%		
461	437	460	95%		
2,736	2,760	2,760	100%		
49	41 （※雨天のため中止）	45	91%	継続	こども育成課
950	660 （※雨天のため中止）	950	69%		
398	378	400	95%	継続	こども育成課
5,797	4,254	6,000	71%	継続 （青少年の実情を踏まえ、継続実施に加え拡充を検討したい。）	こども育成課
1,830	1,830	1,830	100%	継続	こども育成課
12	12	12	100%	継続	こども育成課

通番	事業名	事業概要	指標
22	青少年健全育成市民大会・「子どもの権利の日」市民フォーラム	「青少年は地域社会からはぐくむ」を観点に、明るく暖かい社会環境をつくるため、青少年関連団体を始め市民が集まる大会を開催するもの 平成28年度から子どもの権利について広く周知を行うため、11月20日の子どもの権利の日に合わせて「子どもの権利の日」市民フォーラムと合同開催	参加人数 (人)
23	子ども情報誌「集まれ松本キッズ」の発行	子どもや親子が参加できるイベントなどを紹介するもので、保育・幼稚園、小・中学校の全児童へ年6回隔月配布するもの	発行部数 (部)
24	青少年薬物乱用防止事業	青少年の薬物乱用防止のため市民総ぐるみの学習、啓発活動を行うもの	小学校講座実施学校数 (校)
			中学校講座実施学校数 (校)
			小中合同講座実施学校数 (校)
25	保育サポーター配置事業	高齢者が保育サポーターとして園児と一緒に遊んだり話し相手になることにより、園児の情緒の安定性、自主性の発達等を促すとともに、保育士に対して子育ての方法・知恵を伝えるもの	保育園配置人数 (人)
			幼稚園配置人数 (人)
26	まつもと広域ものづくりフェア	松本市、塩尻市、安曇野市三市の行政、商工団体を中心とした実行委員会を組織し、子どもたちにもものづくりや理工学に関心を持ってもらうことにより、松本広域の次世代を担う人材育成を図るもの（内容：ものづくり体験、科学実験教室、企業・大学・高校等の技術・製品の展示等）	来場者数 (人)
27	夏休み・水の研究お助け隊	夏休みに小学生親子を対象として、飲料水の作られ方や、家庭排水の処理・再生の仕方について学習の支援をするもの	参加者数 (人)
28	親子農業体験教室	親子での共同作業により、「自然とのふれあい」や「収穫の喜び」を感じ、年間を通じて広く学ぶことで農業への理解を深めてもらうもの	参加数 (組)
29	子どもの未来応援事業	子どもの孤食や欠食を防ぐとともに、学習支援や保護者支援を行い地域の中に健康と安全を守るための子どもの居場所づくりを促進するもの	食事提供、学習支援、相談などを行う 子どもの居場所カ所数 (カ所)
30	ものづくり人材育成事業	松本市ものづくり育成連絡会と連携し、若年層にもものづくりの楽しさを伝えるため、小学校での木工教室や中学校の職場体験学習の情報誌作成等を行うもの	木工教室実施回数 (回)

(5) 学校給食と食育の推進

通番	事業名	事業概要	指標
1	学校給食における地産地消、食育	学校給食における新鮮で安全、安心な地元産食材の使用量増加と、学校訪問等を通じて作り手の顔が見える給食の提供、食に関する指導を行うもの	地産地消率 (%)
			小学校学校訪問数 (校)
			中学校学校訪問数 (校)
2	食物アレルギー対応食提供事業	近年増加しつつある食物アレルギーを持つ児童・生徒に対しても、他の児童・生徒と同様、学校における食育の機会均等化を図り、「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、衛生管理の徹底とアレルギー物質の混入を防止し、安全・安心なアレルギー対応食を提供するもの	提供児童生徒数 (人)
3	安全で安心な学校給食の提供	ノロウイルス等の食中毒や異物混入等の給食事故を防止するため、徹底した衛生管理の下、安全・安心で美味しい学校給食を提供するもの	給食提供数 (食)
4	食育講座	消費者団体など地区内の「食」に関わる団体とともに、安心・安全な食材や食生活に関する環境などについて学びながら、食と生活環境の視点から暮らしの質を問いなおす学習機会（講座、料理教室）とするもの	開催回数 (回)
			参加人数 (人)
5	地産地消食育推進事業	農業体験、加工体験を通して、子どもたちに地域の農業、伝統文化、バランスの取れた食事の重要性を理解してもらい、地産地消を推進するもの	事業主体数 (団体)
			延べ体験児童生徒園児数 (人)
6	家族団らん手づくり料理を楽しむ日の推進事業	「家族団らん手づくり料理を楽しむ日」の普及啓発として、市内全小学校で市職員等による食育の講話と、家庭に持ち帰り家族での手づくり料理を促すための、地元産農産物の配布を行うもの	市内全30校への配布

現状 (H27)	実績 (H30)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
150	223	250	89%	継続 (青少年の健全育成及び子どもの権利の推進に資する場として、より多くの市民の参加を促したい。)	こども育成課
31,200	27,500	27,500	100%	継続	こども育成課
21	21	26	81%	継続	こども育成課
17	18	20	90%		
1	3	2	150%		
43	43	42	102%	継続	保育課
3	3	3	100%		
14,159	13,950	15,000	93%	R元～R3の開催結果を受け検証	商工課
100	130	120	108%	継続	上下水道局
50	26	50	52%	地産地消食育推進事業に統合 (R元年度～)	農政課
－	10カ所	16カ所	62%	継続	こども福祉課
－	7	7	100%	継続	労政課

現状 (H27)	実績 (H30)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
83.6%	79.7%	84.0%	95%	継続	学校給食課
20	24	25	96%		
9	12	16	75%		
203	190	180	－	継続 (対応食解除への取組みとともに)	学校給食課
20,138	19,676	19,600	100%	継続	学校給食課
175	177	180	98%	地域関係団体との連携、協働	生涯学習課・中央公民館
4,470	4,234	4,500	94%		
11	15	13	115%	拡大	農政課
7,571	11,200	8,000	140%		
(1) 期日 5月～7月 (2) 配布農産物 ふなしめじ4校 1,186パック えのきたけ4校 3,008袋 小ネギ 9校 4,440束 きゅうり 7校 7,428本 ズッキーニ6校 2,314本 (3) 費用 1,280千円	(1) 期日 5月～7月 (2) 配布農産物 えのきたけ 8校 5,790袋 小ネギ 4校 1,680束 きゅうり 4校 8,640本 ズッキーニ 4校 5,130本 チンゲンサイ2校 1,420本 ブロッコリー3校 120本 パプリカ 5校 1,568個 (3) 費用 1,390千円	30	100%	継続	農政課

(6) 環境教育の推進

通番	事業名	事業概要	指標
1	食品ロス削減事業	食育の推進、生ごみ減量の観点から、家庭における食品ロスを削減するため、啓発用パンフレットを作成し、保育園、幼稚園での歯科栄養指導教室（年中児対象）等で配布。保護者を含めた意識啓発、積極的な取組を依頼するもの	パンフレット配布数 (部)
2	エコスクール事業	市民が地域の自然資源について知識を深め、環境に対する意識向上を図るために、自然観察会等の体験型環境学習の機会を提供するもの	講座参加人数 (人)
3	園児を対象にした参加型環境教育事業	環境に対する意識を高めるため、感受性豊かな園児（年長児）を対象に、「食べ残しはもったいない、ごみは分ける。」ことをテーマに参加型の環境教育を実施するもの	園児の意識変化の割合 (%)
4	松本市環境基本計画ハンドブックの配布	当該計画を着実に推進するため、子どもの頃から環境問題に対して自分たちのできることを積極的かつ自発的に取り組めるよう、子ども用のハンドブックを小学校4年生に配布するもの	配布数 (部)
5	小学生を対象とした環境教育	食べものの「もったいない」について、子どもの環境に対する意識醸成と家庭への波及・浸透を図るため、市内全小学校3年生を対象に、食品ロスをテーマとした環境教育を行うもの	実施小学校数 (校)

(7) 子ども関係施設の整備と充実

通番	事業名	事業概要	指標
1	保育園・幼稚園施設整備事業	老朽化した施設、設備の計画的な改修、改築を行うとともに、人口動態、社会動態を考慮した適正な整備を行うもの	保育園改築整備園数 (園)
			幼稚園改築整備園数 (園)
2	児童館・児童センター整備事業	地域の児童の遊びの拠点、又は放課後児童健全育成事業の実施場所として整備するもの	改築が必要な 木造施設数 (館)
3	学校大規模改造事業	学校施設の消耗、機能低下に対する復旧措置及び用途変更に伴う改造により、教育環境の改善及び建物の安全性の確保を図るもの。H29年度完了後は長寿命化改良事業へ移行	実施校数 (校) ※累計値
4	学校新・増・改築事業	30人規模学級編成や学習指導要領の改訂に伴う授業時間数の増加による教室不足対応や校舎及び体育館の老朽化対応等のために新・増・改築事業を行うもの	対象校 (校)
5	太陽光発電設置事業	小中学校に太陽光発電を設置し、環境負荷軽減や自然との共生を考慮した学校整備を行い、環境・エネルギー教育の教材として活用するとともに、地球温暖化対策の推進、啓発を身近に感じられる学校施設とするもの	設置率% (校/校)
6	小中学校プール整備事業	老朽化が著しいプールの改築、改修により教育環境の改善及び施設耐久性の確保を図るもの	改築率% (校/校)
7	長寿命化改良事業	築後40年以上経過した施設を今後30年以上使用するため、構造体の耐久化とインフラ設備の更新、多様な学習内容に応じた環境整備を行うもの。（学校大規模改造事業から移行）	長寿命化改良事業の実施棟率 (%)
8	歩行空間あんしん事業	すべての人にとって安心安全かつ快適で歩きやすい歩行空間を確保するため、現道を有効利用し、波打ち歩道の改修を中心に、市民生活に直結した道路整備を図るもの	波打ち歩道改修他 (m)

現状 (H27)	実績 (H30)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
6,000	5,000	5,000	100%	継続	環境政策課
325	410	330	124%	継続	環境政策課
61%	53.2%	65%	82%	継続	環境政策課
2,700	3,000	3,000	100%	継続	環境政策課
－	30	30	100%	継続	環境政策課

現状 (H27)	実績 (H30)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
41	42	42	100%	継続	保育課
3	3	3	100%		
4	3	3	－	継続	こども育成課
18	23	H29年度完了 長寿命化改良事業へ移行	52%	H29年度完了	学校教育課
1	1	継続	－	継続	学校教育課
93.2% (41/44)	H28において完了	100% (44/44)	100%	H28年度完了	学校教育課
47.7% (21/44)	54.5% (24/44)	61.4% (27/44)	89%	継続	学校教育課
－	劣化状況調査 小学校25校 中学校14校	10.3% (12/117)	0%	継続	学校教育課
452	684	700	98%	継続	交通安全・都市交通課

2 生涯学習の推進

(1) 生涯学習の推進

通番	事業名	事業概要	指標
1	まつもと市民生きいき活動	いつの時代にあっても変わることのない、今まで大切にされてきたことを、市民一人ひとりが自ら目標を定めて地道に取り組む活動について、市民の活動事例の収集・紹介、フォーラムの開催等により周知を図るもの	広報まつもと掲載回数 (回)
2	学都松本推進事業	学都松本の推進を図るための協議会を設置し、教育事業の周知及び学びについて考える学都松本フォーラムの開催等について協議し、教育部及び関係部局との連携の上、実施するもの	学都松本フォーラム 参加者 (人)
3	教育文化センター各種講座	天文、歴史・民俗、パソコン等の講座を開催することで市民へ生涯学習の機会を提供・支援するもの	延べ開催日数 (日)
			参加人数 (人)
4	わら細工と昔の遊び道具作り講座	市民に伝統的な遊びや技術・文化の継承とものづくりへの関心を高めてもらうため、地元山辺地区の住民を講師に迎えて、なわなひ・わらざり作り等の体験学習を行うもの	開催回数 (回)
			参加人数 (人)
5	「学びの森いんふおめーしょん」発行	生涯学習に関するイベント情報や地域で活動する団体の情報等を生涯学習情報誌としてまとめ、年4回全戸配布するもの	発行部数 (部)
6	生涯学習支援登録制度	市民の生涯学習活動を支援するために、専門分野の知識を持つ指導者や、自発的に活動している団体（グループ）を登録し、その情報を市民に提供するもの	指導者数 (人)
			団体数 (団体)
7	平和学習の推進	戦争体験者の話を聞いたり、史跡等を巡るなど平和についての学習を進めるもの	開催回数 (回)
			参加人数 (人)
8	歴史学習の推進	近現代史の学習を進め、国際理解を深める学習につなげるもの	開催回数 (回)
			参加人数 (人)
9	世界の飢饉や貧困問題の学習の推進	途上国の飢饉や貧困の問題が南北問題等の格差から生じる課題であることを学び、国際貢献につながる学習として進めるもの	開催回数 (回)
			参加人数 (人)
10	人権啓発推進講座	知識としての人権にとどまらず、日常生活の中での人権感覚をもって行動できるように、人権講座を開催するもの	開催回数 (回)
			参加人数 (人)
11	人権学習会	同和問題に関する資料館等の現地学習を行い、差別の歴史や人権侵害等の問題 について学習機会の充実を図るもの	開催回数 (回)
			参加人数 (人)
12	カウンセリング事業	組織や近隣の対人の円滑な関係を進めるためにアサーティブ学習を進めるもの	開催回数 (回)
			参加人数 (人)
13	環境問題講座	身近な環境問題から地球規模での環境問題について、専門的な知識を学ぶことや自然観察等の体験学習を通じて環境問題に取り組むもの	開催回数 (回)
			参加人数 (人)
14	福祉関係講座	障害者への理解や福祉ボランティア体験などを通じて、地域福祉の向上を図るもの	開催回数 (回)
			参加人数 (人)
15	生涯学習コーディネーターの養成	各種指導者養成講座等を開催し、生涯学習コーディネーターを養成するもの	開催回数 (回)
			参加人数 (人)
16	職業能力開発講座	求職者や女性、中高年齢者等を対象にして、パソコン教室等を開催して技術支援を図るもの	実施公民館数 (館)
			開催回数 (回)
17	青少年ホーム事業	15歳以上35歳未満の青少年を対象に若者が気軽に集まれる魅力ある居場所づくりを進めるために職業的スキル、人間力を育成するための各種講座やイベント、若者が社会の一員として、主体的に社会貢献活動に取り組むためのプログラムを実施するもの	ヤングスクール、キャリア アップセミナー参加人数 (人)
18	地域防災のまちづくりの推進	災害への備えや災害発生時の初動体制について、本市の防災計画、又は各地区で進める防災のまちづくりに取り組むもの	開催回数 (回)
			参加人数 (人)

現状 (H27)	実績 (H30)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
6	6	4	150%	継続 こども部の子どもスマイル運動と連携しながら効果的な周知活動を検討	教育政策課
2,703	1,036	3,000	35%	継続 学都松本のめざすまちの姿まで知っている市民の増加を目標とする	教育政策課
84	76	90	84%	継続	教育政策課 教育文化センター
1,245	1,094	1,700	64%		
2	5	5	100%	継続	教育政策課 教育文化センター
37	52	60	87%		
14,500	14,500	14,500	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
187	147	187	79%	継続	生涯学習課・中央公民館
441	415	441	94%		
10	9	10	90%	継続 (学習ニーズの把握と関係団体（NPO等）との連携、協働)	生涯学習課・中央公民館
336	229	350	65%		
62	44	62	71%	継続	生涯学習課・中央公民館
1,437	846	1,500	56%		
2	0	2	0%	継続 (学習ニーズの把握)	生涯学習課・中央公民館
49	0	50	0%		
47	73	47	155%	継続 (地区人権啓発推進協議会との連携、協働)	生涯学習課・中央公民館
2,439	2,516	2,500	101%		
29	13	29	45%	継続	生涯学習課・中央公民館
668	379	700	54%		
0	0	2	0%	継続 (学習ニーズの把握)	生涯学習課・中央公民館
0	0	30	0%		
68	47	68	69%	継続 (環境保全団体等関係機関との連携、協働)	生涯学習課・中央公民館
1,616	2,162	1,650	131%		
44	19	44	43%	継続 (地区福祉ひろば（推進協議会）との連携、協働)	生涯学習課・中央公民館
1860	559	1860	30%		
4	5	4	125%	継続 地域課題、学習ニーズの把握	生涯学習課・中央公民館
74	228	75	304%		
15	4	15	27%	継続	生涯学習課・中央公民館
406	420	410	102%		
1,628	920	1,700	54%	継続	生涯学習課・中央公民館
19	29	35	83%	継続 (地区防災防犯協会、日赤等関係団体との連携、協働)	生涯学習課・中央公民館
1197	2578	1750	147%		

通番	事業名	事業概要	指標
19	防災に関する講座	防災の基本である「自分の命は自分で守る」行動がとれるよう、また自主防災組織などによる地域の連携が図られるよう、防災研修、講座を開催するもの	開催回数 (回)
			参加人数 (人)
20	女性センター講座	女性の活躍推進のための啓発、及び女性の能力の開発及び就業支援等の講座を開催するもの	講座数 (講座)
21	トライあい・松本講座	就労準備のため資格を取得する手助けをする講座の開催、及び勤労女性の健康の増進やスキルアップ講座を開催するもの	講座数 (講座)
22	企業人権啓発推進事業	企業における人権啓発推進リーダー育成を目的に、各人権テーマの専門講師を招き、研修会を実施するもの（年間6回）	参加者数 (人)
23	多文化共生プラザ事業	多文化共生による地域づくりのための拠点である「松本市多文化共生プラザ」を設置運営し、地域への啓発や外国人住民の自立、交流を図る事業を行うもの	利用件数 (件)
24	ユニバーサルデザイン（UD）普及啓発事業	民間団体の（一社）まつもとユニバーサルデザイン研究会が実施するUD啓発事業への後援及び市内の小学校4年生を対象にしたUDパンフレットを作成し、普及啓発を図るもの	普及啓発 ・民間団体が実施するUD啓発事業の後方支援 ・小学校を対象にしたUDパンフレットの配布（年1回） ・広報まつもと特集号掲載（年1回） ・出前講座の実施
25	国際姉妹・友好都市交流事業	海外の4姉妹・友好都市との交流を通し、国際理解を進めるもの	学生ホームステイ事業参加 累計来松者数 (人)
			学生ホームステイ事業参加 累計渡航者数 (人)
26	南部老人福祉センター管理運営事業	地域の高齢者に対して、教養の向上、レクリエーション、健康増進のための便宜を図ることを目的として、各種教養講座等を実施するとともに、プラチナ大学を実施するもの	延べ利用者数 (人)
			プラチナ大学入学者数 (人)
27	エイズ・性感染症予防普及啓発事業	小中学校等の学校や企業、地域でのエイズ、HIV等性感染症の正しい知識の普及啓発と予防活動事業を行うもの	講座等実施回数 (回)
28	食生活改善栄養指導教室	食生活改善を通して生活習慣病を予防し、市民の健康寿命延伸を図るため、全地域で実施するもの	参加人数 (人)
29	食生活改善推進員養成教室	食生活の改善をととして、健康づくりの輪を自分自身から家族へ、地域へと広げるボランティアを養成するもの	参加人数 (人)
30	働き盛り世代の生活習慣病予防事業	市内事業所等を対象に、生活習慣病予防やこころの健康についての各種プログラムによる出前講座等を実施するもの	参加人数 (人)
31	ライフステージに応じた健康教育	松本市健康づくり計画スマイルライフ松本21に基づき、生活習慣の改善として、病気の発生そのものを予防するための各種健康教育を開催するもの	参加人数 (人)
32	特定保健指導	内臓脂肪症候群及びその予備群の改善のため、保健指導プログラムを実施するもの	評価実施率 (%)
33	生涯を通じた食育推進の情報提供	学校卒業時、成人式、退職時などのライフステージの節目に合わせ、その後の食生活の実践に結びつく情報を提供するものとして、松本市の食育推進に関わる栄養士が主体となって、レシピ集を作成、配布するもの	レシピ集の作成、配布 (配布先、配布部数)
34	若者職業なんでも相談	若い未就職者やフリーターを対象とした、産業カウンセラーによる相談事業を行うもの	相談件数 (件)

現状 (H27)	実績 (H30)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
51	58	48	121%	継続 (松本市防災連合会、自主防災組織等との連携、協働)	危機管理課
2, 953	3, 231	2, 400	135%		
21	20	21	95%	継続	人権・男女共生課
12	19	20	95%	継続	人権・男女共生課
87 (4回)	94	120	78%	継続	人権・男女共生課
7, 663	6, 435	8, 650	74%	継続	人権・男女共生課
・ 民間団体の後方支援 UDフォーラム ・ UDパンフレット配布 2, 500部配布 (小学校6年生対象)	・ 民間団体の後方支援 UDプロジェクト2017 ・ UDパンフレット配布 2, 300部配布 (小学校4年生対象) ・ 広報まつもと 特集号掲載 (11月号) ・ 専門家による研修会の 実施	・ 民間団体が実施するUD 啓発事業の後方支援 ・ 小学校4年生を対象に したUDパンフレット 配布 (年1回) ・ 広報まつもとと特集号 掲載 (年1回) ・ 出前講座の実施	-	民間団体との連携の継続及び出前講座 の実施による普及活動の継続	政策課
129	129	190	68%	市民、学生などの交流の拡大	広報国際交流課
982	1, 014	1, 100	92%		
22, 105	14, 494	24, 000	60%	継続	高齢福祉課
84	83	100	83%		
104	103	100	103%	継続	健康づくり課
1, 813	1, 979	1, 820	109%	継続	健康づくり課
332	216	400	54%	継続	健康づくり課
1, 142	2, 462	2, 000	123%	拡大	健康づくり課
68, 803	78, 274	継続	-	継続	健康づくり課
35. 4%	45. 1%(29年度)	60. 0%	77%	継続 (実績値報告は次年度9月以降のため 前々年度実績)	健康づくり課
■生活応援レシピ配布 高校3年生17校 3, 132部 中学3年生27校 2, 723部 ■すてきな大人の食ライフ 配布 新成人 1, 771部	■生活応援レシピ配布 高校3年生17校 3, 158部 中学3年生27校 2, 513部 ■すてきな大人の食ライフ 配布 新成人 265部	継続	-	継続	健康づくり課
59	55	継続	-	継続	労政課

通番	事業名	事業概要	指標
35	松本熟年農業大学	農業構造の変化や遊休農地の増加、担い手の高齢化に対応するため、理論講習や先進農家での実践研修により農業技術を習得し、熟年者の生きがい対策及び補完的農業労働力の育成を図るもの	参加人数 (人)
36	農畜産物マーケティング推進事業	地域の農産物の生産、流通、消費等について幅広く市民の意見要望等を聞くとともに農業への理解を深めてもらうため、地産地消懇談会、パネルディスカッション、講演会等を実施するもの	参加人数 (人)
37	観光ホスピタリティカレッジ事業	「観光に磨きをかける」まちづくりを実現するため、観光事業者や観光ガイド、市民を対象に、観光とホスピタリティを体系的に学ぶ講座を開催するもの	参加人数 (人)
38	松本検定事業	松本市の歴史、文化、自然、観光名所などを総合的に学び、地域への愛着や誇りを高めるとともに、来訪者に地域の魅力を発信でき、心のこもったおもてなしができる人材を育成するもの	参加人数 (人)
39	交通安全教室	地区高齢者クラブ等を対象とした交通安全教室や啓発活動を行うもの	開催回数 (回)
40	宇宙関連企画事業	宇宙について子どもたちに興味を深めてもらう機会として、「学びの9月」における一事業として天文に関する講演会等を開催するもの	講演会来場者数 (人)
41	市民活動サポートセンター事業	人材・団体育成のための各種市民活動講座の開催、団体間のネットワーク化のための団体交流会等の開催、市民活動への理解を促進し、活動の活性化につなげるための講演会等の開催、各種情報提供、相談業務などを行うもの	累計登録団体数 (団体) センター利用者数 (人)
42	出前講座「いい街つくろう！パートナーシップまつもと」	市民の学習機会の充実を図るとともに、市民と職員が対話を通じて相互理解を深め「市民が主役」の市政の推進と市民の生涯学習によるいいまちづくりを目指すもの	開催回数 (回) 参加人数 (人)
43	ノーマイカーデー推進事業	環境にやさしいまちづくりを目指すため、徒歩・自転車・公共交通機関の利用を市民運動として推進しながら、ノーマイカー通勤実践・拡大、意識高揚、代替手段の普及のための各種イベント、フォーラム等の開催をするもの	フォーラム等の開催回数 (回)

(2) 公民館の学びを通した地域づくり

通番	事業名	事業概要	指標
1	社会人教養学級・講座等	近年の社会情勢において、多様化、高度化する知識や技術並びに研究能力が必要となることから、求められるニーズに対応できる講座等を開催するもの	実施公民館数 (館)
2	高齢者学習の推進	高齢者の生きがいを高め、仲間づくりや健康づくりを促進するため、教養講座の開催、健康増進活動・スポーツ活動の振興、地域活動の振興等各種の生きがい対策事業の振興を図るもの	実施公民館数 (館)
3	公民館サークル事業	公民館で活動するサークルの会員を講師に入門講座等を開催し、手話等学習成果を生かしたボランティア活動を推進するもの	開催回数 (回) 参加人数 (人)
4	地域福祉のまちづくりの推進	福祉ひろばとの連携を図った地域福祉事業に取り組むもの	開催回数 (回) 参加人数 (人)
5	公民館報の発行	隔月で年間6回、公民館活動の実施状況、お知らせなどの情報を提供するもの	発行状況
6	公民館だよりの発行	公民館が実施する行事・事業について随時住民にお知らせするもの	実施公民館数 (館)
7	公民館運営審議会の運営	総合的な地域づくりの拠点としての公民館の在り方など、公民館機能等について審議するため開催するもの	開催回数 (回) 延べ参加人数 (人)
8	公民館委員会活動の充実	地区公民館活動の推進を図るため公民館委員会の活動を充実させ市民の事業への参画を図るもの	実施公民館数 (館)
9	公民館研究集会の開催	公民館活動全般にわたる検証や課題解決に向けて、地域での実践発表や学識者を招いた研究集会を開催するもの	参加人数 (人)

現状 (H27)	実績 (H30)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
26	22	30	73%	平成30年度をもって終了 (運営主体である松本ハイランド農協 の意向により)	農政課
100	200	100	200%	継続 (地域内で生産された安全・安心・新 鮮な農産物の消費拡大)	農政課
264	688	継続	-	継続 (観光客の受入態勢の向上のため、継 続的に最新の動向やノウハウ等を広く 共有する必要があるため、必要に応じ 見直しを行いながら、継続していく)	観光温泉課
214	404	200	52%	継続	観光温泉課
106	108	106	102%	継続	交通安全・都市交通課
174	112	160	70%	継続	教育政策課 教育文化センター
323	320	367	87%	継続	地域づくり課
18,475	21,348	22,000	97%		
383	466	430	108%	継続	生涯学習課・中央公民館
24,824	27,095	25,320	107%		
4	5	3	167%	継続 (事業の統合)	交通安全・都市交通課

現状 (H27)	実績 (H30)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
全35館	全35館	全35館	100%	継続 (学習ニーズの把握)	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	継続 (学習ニーズの把握)	生涯学習課・中央公民館
44	22	60	37%	継続	生涯学習課・中央公民館
1,100	253	1,500	17%		
49	145	50	290%	福祉ひろばとの連携、協働	生涯学習課・中央公民館
3,084	4,862	3,150	154%		
全戸配布	全戸配布	全戸配布	-	継続	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
4	2	4	50%	継続	生涯学習課・中央公民館
58	35	80	44%		
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
341	378	400	95%	継続	生涯学習課・中央公民館

通番	事業名	事業概要	指標
10	町内公民館業務の振興	町内公民館活動の充実を図るため、委託料を支出するもの	委託料 (千円)
			1～ 200世帯：30,000円 (町会)
			201 ～ 400世帯：31,000円 (町会)
			401世帯～：32,000円 (町会)
11	地域学習テキスト作成事業	地域に対する関心を高め、公民館・地域活動等への参画意識を向上し、社会活動を活性化するために、地域を総合的に捉えた「地域学習テキスト」の作成・配布・活用を実施するもの	35地区での作成・配布・活用 (地区)
12	未来へつなぐ私たちのまちづくりの集いの開催（公民館研究集会との合同開催）	地域住民、市民活動団体、職員が一堂に会して、地域課題等について学びあい、お互いの理解を深めることにより、地域づくりを推進していくため市民集会を、公民館研究集会との連携により開催するもの	参加人数 (人)
13	地域づくり推進事業	市と地区との関係性の整理、地区の事務局体制の検討、地区の課題の把握、市民や職員の意識啓発等を行い、地区の仕組みづくり、庁内関係部署の連携強化、地区における行政支援の体制づくりを推進するもの	実施内容
14	地区福祉ひろば子育て支援事業	地域で子育てを支援する一環として、地区福祉ひろばを拠点とし、地区の役員（主任児童委員・民生委など）と協働して、親子や世代間で交流する場づくりを推進するもの	実施館数 (館)
15	地区福祉ひろば世代間交流事業	地区福祉ひろば利用者と、保育園・幼稚園児、児童・生徒との交流事業を促進するもの	実施館数 (館)
16	地区福祉ひろば事業	福祉ひろばを地域コミュニティ活動の拠点として、健康づくり・生きがいづくりを行うことで、支え合いの福祉を軸にした地域づくりを実現するもの（福祉ひろば事業参加者）	延べ参加人数 (人)
17	退職後男性の生きがいづくり事業	男性の地域の居場所づくりと担い手化を目指し、集団で発声方法と歌を練習するための担い手（市民音健士）づくりを進め、地区や町会での健康づくりのための場づくりを進めるもの	資格取得者が地域で指導を行った回数 (回)
18	地域福祉計画推進事業	地区別地域福祉計画及び全市計画の策定・見直しと、策定された計画を実践するための支援を行うもの	実施地区数 (地区)
19	災害時要援護者支援プラン推進事業	災害時等に避難が困難になる障害者や高齢者、幼児などの要援護者を支援するプランを、地域（近隣）の共助を基本に地域住民と行政が協働で推進するもの	出前講座等実施数 (回)
20	児童館管理運営事業	市内26児童館・児童センターで、18歳までの児童に健全な遊びの場を提供し、留守家庭児童対策として「放課後児童健全育成事業」、更には未就園児とその保護者のための「つどいの広場事業」を実施するもの	年間延べ利用者数 (人)
21	保健センターの機能充実	市民の健康づくりの拠点となる4カ所の保健センターの事業推進のため、施設の機能の充実を図るもの	年間利用者数 (人)
22	学びの地域創生事業	持続可能な地域を創造するため35地区で人材の掘り起しを行うと共に、掘り起こした人材を生かす仕組みや場を創出し、地域の担い手を育成するものとして、住民がお互いに先生と生徒になり、教え学び合う「まなびの学校（仮）」を35地区で開催する。また、本事業については、地域づくり課の「担い手づくりの仕組み構築事業」と連携するもの	実施公民館数 (館)
23	町内公民館と地区公民館の連携強化	町会や地区の抱える課題を掘り下げ、方策を議論する意見交換や研修、相談業務等を充実させるもの	実施公民館数 (館)
24	多世代参画型地域共生コミュニティづくりモデル事業	町内公民館を活用して、「多世代参画型地域共生コミュニティ」の構築を目指すもの	事業実施町会数

現状 (H27)	実績 (H30)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
14,923	14,866	14,866	100%	継続 (世帯数に応じて対応)	生涯学習課・中央公民館
335	330	330	100%		
87	88	90	98%		
68	69	68	101%		
3	-	-	-	松本版コミュニティスクール事業と統合	生涯学習課・中央公民館
350	378	500	76%	継続	地域づくり課
市民委員会の開催、緩やかな協議体の設置促進、地域づくり助成制度の活用、職員の研修の開催、担い手づくりの仕組み構築事業	【新たな取組】 ・部局横断の職員研修の充実 ・関係課調整会議の実施 ・地区支援企画会議の実施	それぞれの地域や社会の情勢をとらえた地区の仕組みづくりを目指し、実施内容の改善や新たな取組を続ける	-	拡大	地域づくり課
31	31	36	86%	継続	福祉計画課
29	29	36	81%	継続	福祉計画課
278,964	267,552	303,000	88%	継続	福祉計画課
-	7	35	20%	継続	福祉計画課
35	35	35	100%	継続	福祉計画課
4	6	20	30%	継続	福祉計画課
525,604	586,755	560,000	105%	継続	こども育成課
70,059	58,109	継続	-	継続	健康づくり課
0	-	-	-	松本版コミュニティスクール事業と統合	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	さらなる充実	生涯学習課・中央公民館
-	H30年度は20地区で調査実施	3	-	新規	生涯学習課・中央公民館

(3) 図書館運営の充実

通番	事業名	事業概要	指標
1	図書館資料整備事業	より新しい情報や市民の求める資料等を的確かつ迅速に提供できるように資料整備を行うもの	市民一人当たり蔵書数 (冊)
2	リファレンス（調査相談）対応	利用者の求める資料や情報を提供できるように窓口相談体制を整備し、調査研究や課題解決のための支援を行うもの	相談件数 (件)
3	図書館資料の貸出	図書館ネットワークにより、市内の図書館全11館の資料をどこの図書館でも貸出、返却ができるようにし、所蔵していない資料については、他の図書館等からの相互貸借により提供できるようにするもの	貸出冊数 (冊) 市民1人当たり貸出冊数 (冊)
4	インターネット利用サービス	インターネットによる蔵書検索や資料の予約ができるほか、貸出状況が確認できるサービス等を行うもの	インターネットによる予約件数 (件)
5	オンラインデータベース提供サービス	中央図書館にインターネットが利用できるパソコンを設置し、新聞記事等のデータベースを図書館で利用できるようにするもの	データベース (種類)
6	大学図書館との連携	地域の大学図書館と図書館活動において相互に連携して、利用者サービスの拡大を図るもの	-
7	公民館図書室との連携	公民館図書室と連携し、図書館からの貸出資料を公民館図書室で返却できるようにして、利用者サービスの向上を図るもの（奈川、四賀公民館）	連携する公民館数 (館)
8	団体貸出	地区公民館や市の施設等に図書館資料の団体貸出を行い、身近な地域で図書館資料が利用できるようにするもの	貸出団体数 (団体)
9	障害者サービス	図書館利用に支障がある方に、本の宅配サービスや朗読サービス、デイジー図書郵送貸出を行うもの	宅配利用者数 (人)
10	おはなし会の開催	中央図書館及び各分館で定期的に、子どもの年齢に応じて、絵本の読み聞かせやおはなし、紙芝居などによる「おはなし会」を行って、子どもたちや保護者に楽しい本の世界を紹介するもの	実施図書館数 (館)
11	講演会・講座等の開催	親しみやすい図書館となるように各種講座や講演会、図書館コンサート、図書館まつりなどを開催するもの	実施図書館数 (館)
12	貴重資料保存活用事業	中央図書館が所蔵する「山岳文庫」を始めとする貴重資料を市民に周知するとともに保存活用を行うもの	貴重資料の保存活用
13	地域資料の充実	地域住民の生活と密着した知識や情報を提供し、調査研究を支え支援するための地域資料を収集するもの	地域資料数 (冊)
14	図書館施設の維持管理	利用者が安全で快適に図書館を利用できるように、施設の整備改修を計画的に行い、より利用しやすくするもの	-

(4) 社会教育施設等の整備・充実

通番	事業名	事業概要	指標
1	地区公民館大規模改修事業	建築後一定の年数を経過した地区公民館を、計画的に改修し、機能の維持を図るもの。併せて、ユニバーサルデザインの実現、エコ改修に取り組むもの	整備公民館数 (館)
2	地区公民館エレベーター設置事業	高齢者、身体障害者、妊婦等が容易に利用できるよう地区公民館にエレベーターを設置するもの	設置公民館数 (館)
3	町内公民館整備補助事業	住民自治を促進するための施設である町内公民館に対し、建設、改修補助金を交付することにより支援するもの	新築 (件) 増・改築 (件) 改修 (件)

現状 (H27)	実績 (H30)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
5.0	5.2	5.7	91%	継続	中央図書館
8,829	10,770	拡大	-	拡大	中央図書館
1,681,546	1,524,168	1,774,342	86%	拡大	中央図書館
7.0	6.4	7.5	85%		
134,270	141,437	177,039	80%	継続	中央図書館
4	5	6	83%	拡大	中央図書館
・信州大学医学部付属病院患者図書室との連携 ・信州大学付属図書館との連携	・信州大学医学部付属病院患者図書室との連携 ・信州大学付属図書館との連携	他大学との連携	-	拡大	中央図書館
2	2	4	50%	拡大	中央図書館
60	58	70	83%	拡大	中央図書館
57	62	75	83%	拡大	中央図書館
全11館	全11館	全11館	-	継続	中央図書館
全11館	全11館	全11館	-	継続	中央図書館
・山岳文庫 7,368冊 山岳図書目録作成 ・松本藩関係の和漢籍の一部を燻蒸処理	・山岳文庫 7,709冊	・山岳文庫 8,937 冊 ・松本藩関係の和漢籍燻蒸処理の完了	-	継続	中央図書館
43,691	46,852	48,917	96%	継続	中央図書館
計画的な施設改修	計画的な施設改修	計画的な施設改修	-	継続	中央図書館

現状 (H27)	実績 (H30)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
6	9	9	100%	完了 (個別施設計画策定後は長寿命化等に取り組む)	生涯学習課・中央公民館
30	32	32	100%	完了	生涯学習課・中央公民館
2	0	町会からの申請に対し助成	-	継続	生涯学習課・中央公民館
1	5		-		
72	57		-		

通番	事業名	事業概要	指標
4	重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業	重要文化財旧松本高等学校の耐震基礎診断及び保存活用計画に基づき、耐震補強工事を行うことで、利用者の安全を確保するとともに、生涯学習施設として建物を活用しながら保存するもの	耐震化事業進捗状況金額ベース (%)
5	中央図書館整備改修事業	平成3年に建設され老朽化及び書庫の狭隘化が進んでいる中央図書館を計画的に改修し、機能の維持及び施設の長寿命化を図るもの (屋上防水改修工事、非構造部材耐震化工事、エレベーター更新工事、消火用ハロゲン容器及び容器弁の交換等)	施設、設備の更新改修
6	公園整備事業	市民の潤い、やすらぎ、ふれあいの場として、また、災害時における避難場所としての役割を果たすために、景観や地域の特性、住民の要望に配慮しながら、緑の基本計画に基づいて総合的、体系的な公園整備を図るもの	1人当り公園面積 (㎡)
7	新科学館整備事業	「教育文化センターの再整備方針」に基づき、教育文化センターを「宇宙と科学」に特化した施設として再整備を進めるため、必要な事業を実施するもの	-

現状（H27）	実績（H30）	目標（R3）	達成率	方向性	担当課
保存活用計画策定委員会による計画検討及び耐震補強案の検討 1.8%	15.8%	65.4%	24%	継続 (耐震工事完了R5予定)	生涯学習課・中央公民館
・冷温水ポンプ等取替 ・3階空調設備改修	・地下タンク通気管改修 ・非構造部材耐震化 ・床暖房用ボイラマイコン制御盤取替 他	長寿命化工事の完了（必要に応じて大規模改修事業の実施を含む。）	-	継続	中央図書館
14.71	14.66	20	73%	継続	公園緑地課
新科学館整備の推進	新科学館基本構想策定委員会の開催（3回） 新科学館基本計画策定支援及び基本設計業務着手	◎大規模改修工事の施工 ・再配置・改修工事 ・展示製作・設置工事	-	継続	教育政策課 教育文化センター

3 スポーツを通じた健康づくり

(1) 市民皆スポーツの推進

通番	事業名	事業概要	指標
1	健康づくり学習の推進	生活習慣病の予防や健康管理等に関する専門知識を学ぶことのできる講座を開催するもの	実施公民館数 (館)
2	健康増進事業	ウォーキングなど手軽に取り組める運動を実習し、日常生活の中で健康づくりに取り組むもの	実施公民館数 (館)
3	各種スポーツ大会	生涯体育の観点から、地区体育協会と連携を図りながら、各種スポーツ大会を開催するもの	実施公民館数 (館)
4	各種スポーツ教室	健康づくりや仲間づくりを進めるため、ニュースポーツ等に親しむ機会が持てるよう、各種のスポーツ教室を開催するもの	実施公民館数 (館)
5	学校体育施設開放	地域住民の体育・スポーツ活動の場として、学校教育に支障のない範囲で登録団体に学校体育施設を計画的に開放するもの	登録団体数 (団体)
6	熟年体育大学	熟年者（40歳以上）を対象に、運動の必要性の認識と運動の継続を実践することで、日常生活における熟年者の自主的な体力・健康増進を図ることを目的に実施するもの	総合体育館コース参加人数 (1学年：人)
7	健康スポーツ教室	健康意識の高揚を図るため、年齢層に合わせた親子体操教室、シニア健康教室などの健康教室を年3回開催するもの	受講者数 (人)
8	姉妹都市親善スポーツ交歓大会	姉妹都市提携を記念し、市民相互の親睦とスポーツ交流により両市の親交を深めるため、スポーツ交歓大会を開催するもの	参加人数 (人)
9	都市間交流事業	「文化・観光交流協定」に基づく文化・観光交流の一環として、金沢市、鹿児島市とスポーツ交流事業を実施するもの	参加人数 (人)
10	市民歩こう運動	健康の維持増進を図るため、「歩くこと」の定着や、習慣化を図るため、イベントの開催による啓発活動や地域への普及事業に取り組むもの	参加人数 (人)
11	ピンピンキラキラ健康づくり講座の実施	「市民歩こう運動」の一環として、地区を単位とした「歩き」を取り入れることによる健康講座を松本大学との協働で実施するもの	実施地区 (地区) 参加者数 (人)
12	四肢筋力アップ検証事業の実施	市長考案の「室内四肢筋力アップ装置」を活用した「四肢筋力アップ運動」の効果を検証し、効果と運動方法を市民に啓発するもの H26 運動効果検証のためのモニター調査 H27 ～四肢筋伝道師の養成、四肢筋健診の実施	四肢筋健参加者延べ数 (人)
13	プロスポーツ賑わい創出事業	プロスポーツを応援・観戦することにより、「みるスポーツ」の機会を創出するもの	過去1年間にスポーツを競技場で観戦した市民の割合 (%)
14	松本マラソンの開催	松本マラソンを通じた健康づくりや世代を超えた地域コミュニティのきずなを強めるために、ランナーの応援やボランティアとして大会を支えることにより、「みるスポーツ」及び「支えるスポーツ」の機会を創出するもの	ボランティア人数 (人)

(2) スポーツ団体・リーダーの育成

通番	事業名	事業概要	指標
1	スポーツ推進委員	スポーツに深い理解と熱意のある方を委嘱し、地域におけるスポーツに関する指導・助言及び実技指導を行うもの	委員数 (人)
2	スポーツ団体への団体補助	スポーツ団体や指導者の育成と連携を図るため、団体運営補助金を交付し、生涯にわたって健康で生きいきと暮らせる市民皆スポーツのまちづくりを進めるもの	交付団体数 (団体)

現状（H27）	実績（H30）	目標（R3）	達成率	方向性	担当課
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
348	350	継続	-	継続	スポーツ推進課
119	46	120	38%	継続	スポーツ推進課、福祉計画課
816	805	810	99%	継続	スポーツ推進課
146	103	継続	-	継続	スポーツ推進課
216	143	継続	-	継続 (追加)	スポーツ推進課
8,870	7,652	10,800	71%	継続	健康づくり課
4 1,124	-	-	-	H30見直し (市民歩こう運動の定着に伴い、体力づくりサポーター対象講座の一環として発展的に組替え)	健康づくり課
年間参加者延べ数 520人 ※養成16地区 健診16地区	-	-	-	身体活動維持向上事業の体力健診の一部として実施 検診事業は終了	健康づくり課
41.1%（H25）	41.1%（H25）	47%（H32）	-	拡大	スポーツ推進課
-	3,786	3,000	126%	継続	スポーツ推進課

現状（H27）	実績（H30）	目標（R3）	達成率	方向性	担当課
85	88	86	102%	継続	スポーツ推進課
6	6	継続	-	継続	スポーツ推進課

通番	事業名	事業概要	指標
3	競技大会実行委員会への支援	競技スポーツの振興と充実を図るため、実行委員会へ大会運営の財政的支援を行い、市民皆スポーツのまちづくりを進めるもの	支援団体数 (団体)
4	競技会・大会開催補助	市内で開催されるブロック大会以上の競技大会に対して、申請に基づき開催補助金を交付し、競技スポーツの振興と充実を図るもの	大会数 (件)
5	大会出場祝金の交付	スポーツの振興を図るため、ブロック大会以上の各種競技会に出場する市民に対して、申請に基づき祝い金を交付するもの	交付件数 (件)

(3) 社会体育施設の整備・充実

通番	事業名	事業概要	指標
1	体育施設整備改修事業	子どもから高齢者まで、市民誰もが、身近な場所で、手軽にスポーツに親しむことができ、いつでも、どこでも体力づくりや健康づくりに参加できるための施設整備を計画的に進めるもの	施設、設備の更新改修

現状（H27）	実績（H30）	目標（R3）	達成率	方向性	担当課
2	2	1	200%	継続	スポーツ推進課
11	10	継続	-	継続	スポーツ推進課
220	388	継続	-	継続	スポーツ推進課

現状（H27）	実績（H30）	目標（R3）	達成率	方向性	担当課
大規模改修、床面等	6238㎡	施設を計画的に改修し、 機能の充実、競技力の向上 及び各種大会の招致を図る	-	継続	スポーツ推進課

4 文化芸術を通じた教育の推進

(1) 鑑賞の場の充実

通番	事業名	事業概要	指標
1	美術資料の収集事業	松本市美術館の収集方針に基き、かけがえのない美術遺産を収集し後世に引き継ぐもの	作品購入数 (点)
			寄贈数 (点)
2	展覧会開催事業	国内外の優れた美術や郷土に密着したテーマの展示など、地域の総合美術館としての特色を生かした展覧会を開催するもの	企画展数 (本)
3	美術館施設維持保全事業	開館15年を迎え、経年劣化等による設備更新などが必要となっているため、鑑賞、表現、学習、交流の場として、来館者が快適に利用できる施設の維持保全及び大規模改造計画を策定、実施するもの	-
4	美術館開館20周年事業	平成34年度に開館20周年を記念し、大型の展覧会を開催するとともに、展示作品を市民がより深く理解するための出前講座や子ども向け講座の充実を図るもの	記念事業開催計画の策定
5	まつもと市民芸術館の自主事業	市民福祉の増進、本市の文化芸術の振興のため、創造発信型事業、鑑賞・招へい型事業、教育普及・育成・市民参加型事業、アウトリーチ事業を行うもの	事業数 (事業)
6	まつもと演劇祭	実行委員会（まつもと演劇連合会ほかで構成）に補助金を交付するもの	公演数 (公演)
7	国際音楽祭事業	「楽都」を標榜する本市の実践活動として「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」への共催、支援協力を行うとともに、独自の関連事業を展開し、音楽文化の発展と地域の振興を図るもの	OMFを鑑賞して、自分も音楽などの文化・芸術活動をやってみたいと思った人の割合 (%)

(2) 表現・学習・交流の場の充実

通番	事業名	事業概要	指標
1	教育普及事業	参加・体験型のワークショップや講座など子どもから大人まで美術の実践のきっかけ作りになる事業を実施するもの	講座数 (講座)
			利用人数 (人)
2	地域文化事業の振興	市民の主体的・日常的な文化活動を促進・援助し、創作活動の発表の場と鑑賞の機会拡充を図るもの 各種文化事業の実施や団体主催事業の後援など、市民文化の普及と向上を図るもの	実施公民館数 (館)
3	地区文化祭	各地域での市民芸術・文化活動の促進のため、作品の展示や上演団体・個人の発表の機会を設けるもの	実施公民館数 (館)
4	芸術・文化に親しむ講座	芸術・文化に親しみ、理解する機会として、絵画や音楽について学ぶ講座を開催するもの	実施公民館数 (館)
5	市芸術文化祭	市内で市民芸術・文化活動を専門的に行っている団体・個人が一同に会して、それぞれの活動を披露する機会を設けるもの	入場者数 (人) 実行委員会参加数 (団体) (個人)

現状（H27）	実績（H30）	目標（R3）	達成率	方向性	担当課
14	52	継続	-	継続	美術館
2	0	継続	-		
4 ①戦後日本住宅伝説 ②篠山紀信展 ③橋本雅邦と幻の四天王 ④トリプルアタック！	3 ①草間彌生展 ②太田南海展 ③第8回老いるほど若くなる展	4	75%	継続	美術館
吸収式冷温水発生機抽気装置設置工事空調機操作盤改造等電気設備工事	大規模改修の実施設計に向けた基本調査を実施	大規模改修工事の実施（内外装改修、設備更新等）	-	継続	美術館
記念事業開催計画の策定	記念事業開催計画の策定	大型の展覧会等記念事業の開催	-	継続	美術館
46	36	50	72%	継続	文化振興課
42	38	45	84%	継続	文化振興課
62%	62%	67%	93%	継続	国際音楽祭推進課

現状（H27）	実績（H30）	目標（R3）	達成率	方向性	担当課
47	49	継続	-	継続	美術館
1,206	5,294	継続	-		
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
22,969人	23,504人	23,000人	入場者数 102%	継続	生涯学習課・中央公民館
展示部門 10団体	展示部門 9団体	展示部門 9団体	展示部門 100%		
上演部門 20団体	上演部門 22団体	上演部門 22団体	上演部門 100%		
個人 9人	個人 10人	個人 8人	個人 125%		

5 歴史・文化資産の保護と活用

(1) 松本まるごと博物館構想の推進

通番	事業名	事業概要	指標
1	文化財指定等推進事業	貴重な文化財について国・県・市の文化財指定等を進め、保存・活用を図るもの	国・県・市の指定等文化財の件数 (件)
2	文化財建造物の耐震診断	市が所有する国・県・市指定の文化財建造物の耐震診断及び耐震対策の実施及び指導を行うもの	耐震基礎診断を完了した市所有の国・県・市指定文化財建造物の件数 (件)
3	歴史文化基本構想策定事業	文化財等を生かした特徴あるまちづくりのための基本構想を策定するもの	平成29年度の策定完了
4	文化財保存活用推進事業	松本市地域文化財連絡協議会に委託し、文化財パトロールや文化財環境整備、講演会などを行うもの	講演回数 (回) 整備地区 (地区)
5	市所有文化財保存整備事業	市が所有する文化財の保存整備を計画的に実施するもの	－
6	文化財記録保存事業	市内の無形民俗文化財や近代化遺産等、今後失われるおそれや、変容のおそれがある文化財の現状を記録し、保存・伝承を図るもの	－
7	文化財修理事業	指定文化財の保存のために行う修理に対し、補助金を交付するもの	補助金交付件数 (件)
8	指定文化財保存等活動団体補助事業	指定文化財を地域で保存していくための活動を行っている団体に対し、補助金を交付するもの	補助金交付件数 (件)
9	白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定事業	現状把握をした上で、文化財として守るべき価値を明らかにし、適正な保存活用を行っていくための計画を策定するもの	平成31年度の策定完了
10	市内遺跡発掘報告会	毎年、その年に発掘された成果について、講座や現地報告会等を開催し、市民の埋蔵文化財への理解と関心を高めるもの	参加人数 (人)
11	小笠原氏城館群史跡整備事業	井川城跡及び県史跡小笠原城跡の更なる保存・活用を進めるため、国史跡の指定を受け整備を行うもの	平成30年度の史跡指定（追加）・保存活用計画策定完了
12	殿村遺跡史跡整備事業	現地保存が決まった殿村遺跡の史跡整備に必要な調査を、専門家の指導を得て実施するもの	平成30年度の調査事業完了
13	まつもと文化遺産活用事業	松本市歴史文化基本構想に基づき、文化財の活用を図るもの	まつもと文化遺産の認定数

現状 (H27)	実績 (H30)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
310	337	370	91%	拡大 (追加)	文化財課
1	3	6	50%	継続	文化財課
地区ごとに文化財調査、 関連文化財群の設定	平成29年度に策定した松 本市歴史文化基本構想の 冊子を印刷	構想に基づく文化財の保 存活用事業に移行	100%	平成30年度から、松本市歴史文化基 本構想に基づく活用事業である「まつ もと文化遺産活用事業」に移行	文化財課
3	3	継続	-	継続 随時より良い方法を見直して継続して いきたい。	文化財課
3	3		-		
波田小学校のアカマツ林 松枯れ防止、戸田家廟園 旧前山寺長屋門保存整備 工事	市特別史跡戸田家廟園内 陣等保存整備工事、市特 別史跡源智の井戸環境整 備工事、市特別史跡及び 特別天然記念物掘井泉神 社の湧泉とケヤキ環境整 備工事、県天然記念物穴 沢のクジラ化石保存整備	継続	-	継続 随時より良い方法を見直して継続して いきたい。	文化財課
松本の念仏塔と念仏行事 調査	0	継続	-	継続 随時より良い方法を見直して継続して いきたい。	文化財課
5	6	継続	-	継続 随時より良い方法を見直して継続して いきたい。	文化財課
13	13	継続	-	継続 随時より良い方法を見直して継続して いきたい。	文化財課
保存活用計画策定委員会 設置・開催、地形測量実 施、「隠通し」工事現状 変更同意・着工	計画書の素案作成、国内 最大級とみられる石灰華 の分布確認と指定範囲見 直し着手	計画に基づき、市民協働 による適切な保存活用法 及び観光客等に向けた活 用・整備事業に移行	-	継続 文化庁が計画案を慎重に検討する必要 が生じたため、計画策定完了年次を、 平成30年度から一年延長したもの。今 後も文化庁の指導を得ながら、確実に 事業を進めたい。	文化財課
250	225	300	75%	拡大	文化財課
井川城跡調査報告書刊 行、林大城測量・縄張調 査、調査成果地元報告 会、史跡指定方針確定	林小城の史跡追加指定、 史跡活用普及公開事業実 施	史跡保存活用計画策定、 普及公開事業推進	82%	継続	文化財課
第7次発掘調査、現地説 明会開催、第6次発掘調 査報告書作成、石造物調 査、報告会の開催	虚空蔵山岩屋神社周辺の 磐座測量、調査成果のと りまとめ、報告会の開催	(次期事業：殿村遺跡と 虚空蔵山城跡の国史跡指 定に係る範囲の確定)	99%	継続	文化財課
-	2	5	40%	新規	文化財課

(2) 博物館事業の推進

通番	事業名	事業概要	指標
1	博物館パスポートの配布	以下の減免を行うもの ・市内全小中学校に配布。児童・生徒1名と付添いの大人1名の観覧料減免（当該年度1年間有効） ・本市への転入者に、転入届出時に配布。転入世帯員の観覧料減免（転入時から1年間有効） ・松本地域4大学及び松本市内専門学校新入生に配布。本人の観覧料減免（当該年度1年間有効）	利用者数 （人）
2	特別展の開催	年に数回、特別展を開催し、日頃の研究成果の発表を行うとともに、市民の皆さんに博物館へ足を運んでもらうもの	展覧会数 （本）
3	学都松本・博物館関連事業	学都松本・博物館シリーズとして、勸館楽学対談と学芸員松本モノ語りを開催し、市民と学芸員が「ひとつくり」「まちづくり」を語り合うもの	開催回数 （回）
4	七夕人形を活用した施設間・地域間連携事業	松本地域独自の七夕人形を公共施設と中心商店街などで展示することで博物館への関心を高めるとともに、市民協働によるまちづくりを推進するもの	展示施設数 （施設）
5	子どもまる博ガイドブック刊行事業	市民団体の楽知ん見遊会との協働で、市内小学校に子どもまるごと博物館ガイドブックを10年間、刊行していくもの	刊行冊数 （冊）
6	松本藩領ミュージアム	中信地区（江戸時代の松本藩領）を対象とする歴史・民俗系博物館を紹介し、松本平の歴史・文化を学ぶもの	講座・バス見学等の開催回数 （回）
7	学芸員実習の受入れ	学芸員資格取得希望者の実習指導をするもの	受入人数 （人）
8	博物館施設全体事業の広報	広報まつもと、まるごと博物館行事案内及び館ニュースを作成・配布するもの	配付部数 （部）
9	基幹博物館整備事業	まるごと博物館構想の拠点となる基幹博物館について、基本構想・計画に基づき、松本城周辺整備計画等と整合を図りながら整備を進めるもの	整備等の状況
10	山辺学校歴史民俗資料館特別展	山辺地区ゆかりの芸術家や地区の歴史・文化を広く知ってもらうとともに、県宝山辺学校歴史民俗資料館を多くの方々に知ってもらうことを目的に絵画等の芸術品を展示するもの	観覧者数 （人）

現状（H27）	実績（H30）	目標（R3）	達成率	方向性	担当課
4,481	4,427	5,700	78%	継続	博物館
13	8	10	80%	継続	博物館
2	0	6	-	博物館職員と市民の対談である勸館楽学対談を発展させ、市民と協働で博物館活動を行うための市民学芸員養成講座を開催する。	博物館
282	322	300	107%	継続	博物館
1	0	H31終了	-	協働団体からの申し出により、平成31年度末をもって事業終了	博物館
講演会2回 藩領ミュージアムマップ 増刷	1	4	25%	継続	博物館
8	3	8	38%	継続	博物館
30,000	30,000	30,000	100%	継続	博物館
基幹博物館整備移転先検討	公募型プロポーザル方式により最適候補者と設計業委託を締結	基幹博物館本体工事完了	-	継続	博物館
0 耐震改修工事に伴い	0 耐震改修工事に伴い	540	-	継続 H31年3月末日まで耐震改修工事	教育政策課 教育文化センター

(3) 松本城の保存・整備と活用

通番	事業名	事業概要	指標
1	南・西外堀復元事業	「松本城およびその周辺整備計画」及び「松本市歴史的風致維持向上計画」に基づき、都市計画道路内環状北線整備事業と一体的に、南・西外堀を復元するもの	-
2	石垣修理事業	平成14年～15年度に実施した史跡松本城石垣現況調査を基に、危険度の高い石垣から順次計画的に石垣の修理を進めるもの	-
3	松本城天守耐震対策事業	平成26～28年度に実施した耐震診断結果に基づき、松本城天守の耐震対策工事を実施するとともに、避難誘導計画の策定、老朽化した防災設備等の更新、展示設備の見直し等を実施するもの	-
4	堀浄化対策事業	松本城の堀内の堆積物除去（しゅんせつ）に計画的に取り組み、松本城の歴史的景観の向上を図るもの	-
5	松本城歴史資料保存事業	松本城の調査研究のために必要な古文書・絵図の収集、保存及び活用を図るもの。平成28年度からは徳川林政史研究所蔵の藩主戸田家関係文書の複写の入手に取り組んでいるもの	-
6	松本城各種行事運営事業	松本城天守を背景に日本の伝統文化に触れる機会や、松本城を身近に感じていただく機会を提供し、文化財保護意識の醸成と市街地の活性化を図ることを目的に、恒例の夜桜会、薪能、月見の宴、古流砲術演武、お城まつり、鷹狩等に加え、各種お茶会などを開催したもの。	参加人数 (人)
7	松本城の学びの場としての活用	松本城を中心とした学習の場の提供を行い、市民の学習意欲に応え、歴史的、文化財的価値の理解を図るもの（松本城床磨き、夏休み子ども勉強会等の開催）	行事開催回数 (回)
8	松本城黒門・太鼓門耐震対策事業	地震時の来場者の安全確保を目的に、松本城黒門・太鼓門の耐震診断を実施し、その結果を基に耐震対策を行うもの	-
9	松本城世界遺産登録推進事業	松本城の恒久的保存及び次世代への継承のため、世界遺産登録を目指し、必要な調査研究や市民への普及啓発を実施するもの	-

現状（H27）	実績（H30）	目標（R3）	達成率	方向性	担当課
用地買収、建物補償、補償算定、史跡追加指定	事業用地取得、試掘調査の実施	事業用地取得、発掘調査・復元整備の実施	-	継続	松本城管理事務所
本丸北外堀南面石垣修理基本設計、石垣測量	本丸北裏門東側門台部分の修理工事に着手	本丸北外堀南面石垣修理工事の実施	-	継続	松本城管理事務所
天守耐震診断の実施	耐震対策基本計画の策定に着手	耐震対策工事の実施	-	継続	松本城管理事務所
-	堆積物除去工事に向けた堀総合調査の検討	堆積物除去（しゅんせつ）工事の実施	-	継続	松本城管理事務所
・絵図電子化5点実施 ・「松本城・城下町絵図集」の刊行	徳川林政史研究所蔵戸田家文書の複写の入手	徳川林政史研究所蔵戸田家文書の複写の入手	-	継続	松本城管理事務所
214,072	193,123	200,000	97%	継続	松本城管理事務所
14	14	14	100%	継続	松本城管理事務所
-	-	-	-	新規	松本城管理事務所
カテゴリーⅠb	カテゴリーⅠb	世界文化遺産暫定一覧表に記載	-	継続	文化振興課

6 教育委員会の機能充実

(1) 開かれた会議運営と市民意見の反映

通番	事業名	事業概要	指標
1	地区の皆さんと語る会	市民や各種団体等と教育委員とが様々な教育課題について意見交換することにより、市民ニーズを教育施策に反映させ、より地域に密着した教育行政の推進を図るもの	回数：地区住民 (回)
			参加人数：地区住民 (人)
			回数：教職員など (回)
			参加人数：教職員など (人)
			回数：小中学生 (回)
			参加人数：小中学生 (人)
2	移動教育委員会	地区に出向き教育委員会を開催することにより、地区住民に教育委員会の役割を理解してもらうもの	開催回数 (回)
3	他団体との意見交換等	PTA連合会等の関係団体や外部団体、附属機関との意見交換会を開催し、教育委員会の取組みを説明するとともに、各種団体の意見を聞くもの	団体数 (団体)

現状（H27）	実績（H30）	目標（R3）	達成率	方向性	担当課
3	3	3	100%	継続	教育政策課
68	70	100	70%	拡大	
1	1	1	100%	継続	
18	20	40	50%	拡大	
1	0	1	0%	継続	
26	0	40	0%	拡大	
3	2	3	67%	継続	教育政策課
3	3	3	100%	継続	教育政策課

議案第 3 号

小学校教科用図書の採択について

1 趣旨

令和2年度から使用する松本市立小学校の教科用図書を、下表のとおり採択するものです。

2 経過

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）の規定に基づき、松本市・塩尻市・東筑摩郡・安曇野市地区では、同一教科書を使用することとされています。7月17日に開催された松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会において、同地区で使用する教科用図書が選定され、同協議会から、別紙のとおり採択に係る通知を受けたものです。

3 採択する教科用図書

種 目	発 行 者
国 語	光村図書出版（株）
書 写	光村図書出版（株）
社 会	東京書籍（株）
地 図	（株）帝国書院
算 数	（株）新興出版社啓林館
理 科	（一社）信州教育出版社
生 活	（一社）信州教育出版社
音 楽	（株）教育芸術社
図画工作	日本文教出版（株）
家 庭	開隆堂出版（株）
体育(保健)	（株）光文書院
外 国 語	光村図書出版（株）
道 徳	光村図書出版（株）

4 参考資料

- (1) 小学校教科用図書調査研究結果報告書（8月31日まで非公開）
- (2) 松塩筑安曇地区における過去の採択教科書一覧表



まつもと市民生きいき活動

●わたしは こころをみがき、からだをしよう
 ●あなたに あいさつをしよう
 ●このまちを きれいにしよう

担当 学校教育課
 課長 逸見 和行
 電話 33-9846



元松塩筑安曇教採協第12号

令和元年7月18日

松本市教育委員会 様

松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会

会 長 赤羽 郁夫



令和2年度から使用する小学校教科用図書の採択について（通知）

令和2年度から使用する小学校教科用図書については、当協議会において調査研究を行い、第2回協議会において下記のとおり選定いたしました。

つきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、当協議会で種目ごとに選定した教科用図書を、速やかに採択されるよう通知します。

なお、貴教育委員会において、採択終了後、別紙報告書を提出いただきますようお願いいたします。

記

1 松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会で選定した教科用図書

	発 行 者
国 語	光村図書出版（株）
書 写	光村図書出版（株）
社 会	東京書籍（株）
地 図	（株）帝国書院
算 数	（株）新興出版社啓林館
理 科	（一社）信州教育出版社
生 活	（一社）信州教育出版社
音 楽	（株）教育芸術社
図 画 工 作	日本文教出版（株）
家 庭	開隆堂出版（株）
体育（保健）	（株）光文書院
外 国 語	光村図書出版（株）
道 徳	光村図書出版（株）

2 協議会選定日

令和元年7月17日（水）

議案第 4 号

「特別の教科 道徳」を除く中学校教科用図書の採択について

1 趣旨

令和2年度に使用する松本市立中学校の「特別な教科 道徳」を除く教科用図書を、下表のとおり採択するものです。

2 経過

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）の規定に基づき、松本市・塩尻市・東筑摩郡・安曇野市地区では、同一教科書を使用することとされています。7月17日に開催された松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会において、同地区で使用する教科用図書が選定され、同協議会から、別紙のとおり採択に係る通知を受けたものです。

3 採択する教科用図書

種 目	発 行 者
国 語	光村図書出版（株）
書 写	光村図書出版（株）
社会（地理的分野）	東京書籍（株）
社会（歴史的分野）	（株）帝国書院
社会（公民的分野）	（株）帝国書院
地 図	（株）帝国書院
数 学	（株）新興出版社啓林館
理 科	東京書籍（株）
音楽（一般）	（株）教育芸術社
音楽（器楽合奏）	（株）教育芸術社
美 術	日本文教出版（株）
保 健 体 育	（株）学研教育みらい
技術・家庭（技術分野）	東京書籍（株）
技術・家庭（家庭分野）	東京書籍（株）
英 語	東京書籍（株）



まつもと市民生きいき活動

●わたしは ころをみがき、からだを使おう
 ●あなたに あいさつをしよう
 ●このまちを きれいにしよう

担当 学校教育課

課長 逸見 和行

電話 33-9846



松塩筑安曇教採協第13号

令和元年7月18日

松本市教育委員会 様

松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会

会 長 赤羽 郁夫



令和2年度使用「特別の教科 道徳」を除く中学校教科用図書の採択について（通知）

令和2年度使用の「特別の教科 道徳」を除く中学校教科用図書については、当協議会において下記のとおり選定いたしました。

つきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、当協議会で種目ごとに選定した教科用図書を、速やかに採択されるよう通知します。

なお、貴教育委員会において、採択終了後、別紙報告書を提出いただきますようお願いいたします。

記

1 松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会で選定した教科用図書

種 目	発 行 者
国 語	光村図書出版（株）
書 写	光村図書出版（株）
社会（地理的分野）	東京書籍（株）
社会（歴史的分野）	（株）帝国書院
社会（公民的分野）	（株）帝国書院
地 図	（株）帝国書院
数 学	（株）新興出版社啓林館
理 科	東京書籍（株）
音楽（一般）	（株）教育芸術社
音楽（器楽合奏）	（株）教育芸術社
美 術	日本文教出版（株）
保 健 体 育	（株）学研教育みらい
技術・家庭（技術分野）	東京書籍（株）
技術・家庭（家庭分野）	東京書籍（株）
英 語	東京書籍（株）

2 協議会選定日

令和元年7月17日（水）

議案第 5 号

松本市中学生期のスポーツ活動指針（令和元年7月改訂）について

1 趣旨

平成31年2月に長野県中学生期のスポーツ活動指針が改訂されたことに伴い、本市の指針を改訂することについて協議するものです。

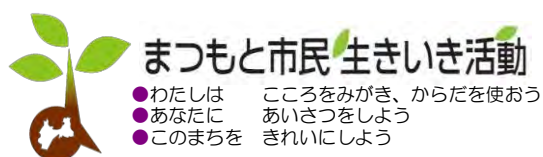
2 主な改定内容

- (1) 平日の総活動時数を3時間までとしていたものを、活動時間を長くとも2時間程度とする。
- (2) 土日の運動部活動を4時間以内としていたものを、3時間程度とする。
- (3) 長期休業中の運動部活動の活動日数を、長期休業日数の2分の1を上限としていたものを半分以上の休養日とする。

3 松本市中学生期のスポーツ活動指針（案）令和元年7月改訂
別添のとおり

4 施行期日

令和元年8月1日



担当 学校指導課
課長 高野 毅
電話 33-4397

松本市中学生期のスポーツ活動指針（案）

令和元年 7 月改訂

松本市教育委員会

目 次

1 指針の趣旨	・・・ 1
(1)改訂の背景及び趣旨	
(2)指針の位置付け	・・・ 1
2 指針（案）の試行及び適用について	・・・ 2
3 部活動の現状	・・・ 2
4 中学生期の運動部活動で目指すこと	・・・ 3
5 運動部活動の活動基準	・・・ 4
(1) 平日の活動について	・・・ 4
(2) 土日（休日）の活動について	・・・ 5
(3) 遠征、合宿への参加について	・・・ 7
6 運動部活動と地域との連携	・・・ 7
(1) 「運動部活動の延長として行われている社会体育活動」について	・・・ 7、8
(2) スポーツ・文化活動運営委員会について	・・・ 9、10
(3) 地域との連携について	・・・ 10、11
7 指針の改正について	・・・ 12
(1) 指針（案）試行及び改正に係る主な経過	・・・ 12
(2) 指針（案）の改定内容	・・・ 13

1 指針の趣旨

(1) 改訂の背景及び趣旨

長野県内の中学生期のスポーツ活動を巡っては、年々運動部への加入率が低下し、全国平均と比べても低く、運動部離れが懸念される状況にあるほか、体力・運動能力や競技力の向上の面からも課題が指摘されてきました。

また、学校週5日制の導入に、主として運動部の活動時間をより長く確保するために始められた、長野県特有の「運動部活動の延長として行われている社会体育活動」は、万が一の場合の責任の所在が曖昧であったり、一部の過熱化する活動により、生徒や家庭への負担、学習や家庭生活とのバランスを欠いたりといった問題も指摘されています。

松本市においてもこうした課題は同様に指摘されてきましたが、松本市の中学生期における運動部への加入率は、次の表のとおり平成25年度と比べやや減ってきています。

※平成25年度・平成30年度の中学2年生の運動部・スポーツクラブの所属率

	平成25年	平成30年
長野県	70.0%	57.4%
松本市	67.6%	65.8%

また、運動部活動においては、少子化の進展により、従前と同様の運営体制では維持が難しくなり、存続の危機に直面している学校や地域があるほか、多様化する生徒のニーズへの対応など、運動部活動を将来にわたり持続可能なものとするためには、速やかに、抜本的な改革に取り組む必要があります。

このような現状の中、松本市では、平成30年度、スポーツ庁の「運動部活動改革プラン」の委託を受け「生徒のニーズの多様化」についての調査研究を行い、市内中学校1・2年生3,748名を対象に実施し、「中学生の運動・スポーツに関するアンケート調査」について、松本市教育委員会と松本市運動部活動改革プラン検討委員会が協力して分析を行いました。

松本市教育委員会は、この分析結果を踏まえ、県の指針を参考にしながら、中学生期のスポーツ活動が「スチューデント・ファースト」(学習者本位)の精神に基づく活動となることを大前提に、適切で効果的な活動となることを意図して長野県教育委員会が改訂した「長野県中学生期のスポーツ活動指針」改訂版を踏まえ、平成28年2月に改訂した「松本市中学生期のスポーツ活動指針」を見直すことにしました。

(2) 指針の位置付け

この指針は、松本市立中学校の「運動部活動」について適用するものです。各中学校では学校長の判断のもと、本指針の基準内で、適切な活動が行われるように留意することとします。

なお、文化系部活動においても、本指針を踏まえた活動が行われるように留意することとします。

2 指針(案)の試行及び適用について

- (1) 平成26年度2学期から、各中学校の教職員、生徒、保護者、外部指導者等に指針(案)を周知し、平成26年9月1日から平成28年3月31日まで試行しました。
- (2) 各中学校の「スポーツ・文化活動運営委員会」において、試行に伴う課題等をまとめた後、「松本市スポーツ・文化活動運営委員会連絡協議会」において、検証及び調整を行い、定例教育委員会で修正案を協議した後、指針として平成28年度から完全適用としました。
- (3) 平成28年度以降、指針を踏まえた各中学校の取組状況や運動部活動等の実態について「松本市スポーツ・文化活動運営委員会連絡協議会」で把握してきました。
- (4) 長野県教育委員会は、スポーツ庁が平成30年3月19日に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、平成26年2月に策定の「長野県中学生期のスポーツ活動指針」を平成31年2月に改訂しました。これを受けて、松本市教育委員会も、令和元年6月校長会及び同年7月の定例教育委員会にて協議し、指針(案)の改定を行います。

3 部活動の現状

前述のとおり、松本市における中学生期の部活動の現状を把握するため、平成30年12月に、松本市教育委員会が、市内中学校の1・2年生3,748名を対象に「中学生の運動・スポーツに関するアンケート調査」を実施しました。(回収総数3,515名、回収率93.8%)

この調査から運動部に所属している生徒は64.3%、文化部が20.3%、いずれにも所属していない生徒は15.3%でした。また、得られた主な考察は、次のとおりです。

- (1) 運動部活動の目的としては、「よい成績をとりたい」が多く、「将来選手として活躍したい」といった、将来的な目標よりも直近の成績を上げること目指しています。また、「運動部活動が楽しいか。」という質問については、「とても楽しい」「楽しい」を合わせて84.4%でした。
- (2) 部活動に対する目的別に運動・スポーツに対する意識を比較しました。「将来選手を目指したい」「試合に勝ちたい」と願う生徒は、運動が得意な者が多く、競技志向で部活動に臨んでいるといえます。一方、「楽しみたい」という目的の生徒では、運動が得意な生徒の割合は少ないです。このような、レクリエーション志向の生徒の中には、運動が苦手な生徒も一定数含まれる。「体力をつけたい」という目的の生徒では、運動が苦手と感じている生徒の割合がさらに増え、運動の苦手意識を克服しようとしているとも考えられます。
- (3) 「練習の厳しさ」については、「ちょうどよい」が最も多く、「練習がやや厳しい」とする生徒が「ややゆるい」とする生徒を上回っています。競技レベルについても同様の傾向がみられました。「活動時間」「対外的な活動」についても、「ちょうどよい」が多くありました。「活動時間が長い」「対外的な活動が多い」とする意見が、短い(少ない)とする意見を上回りました。
- (4) 部活動に対する意向は、多くの生徒が「ちょうどよい」と回答していますが、競技志向の生徒の中には、「練習の厳しさがゆるい」「練習時間が短い」「対外活動が少ない」といった意見を持つ者が多かったです。一方で、レクリエーション志向の生徒やその他の目的の生徒には、「練習が厳しい」「練習時間が長い」「対外活動が多い」といった意向を持つ生徒が多いです。このこと

から、多くの生徒は現状がちょうどよいと考えているが、中には競技志向でよりハードな活動がしたいと願う生徒や、現在の活動時間や対外活動が負担となっている生徒がいる。

- (5) 運動部活動に対する不満については、「部員の間でのやる気に差がある」が最も多くみられ、運動部活動を実施する生徒のなかでも課題と捉えられています。このようなモチベーションの差が、練習強度や活動の時間に対する意向と関係している可能性があります。ついで、不満となっているのは「顧問やコーチの指導」や「施設や備品」となっております。
- (6) 生徒が実施してみたい新しい取組みとしては、「学校外部の人材からの指導」があげられました。
- (7) 運動部に所属していない生徒が所属しなかった理由としては、「文化部の中でやりたいことがあった」が最も多いが、「運動が苦手だった」や「運動部は大変だと思った」といった意見がみられた。部活動以外の場で運動・スポーツに取り組んでいる生徒も一部みられました。

4 中学生期の運動部活動で目指すこと

考察等をもとに検討を行った結果、松本市においては次のような目標を立て、5及び6に示すような具体的な活動基準等を定めました。

【松本市における中学生期の運動部活動で目指すこと】

生徒のニーズを満たす取組みを推進し、かつ、生涯にわたってスポーツに親しむことができる生徒を育成すること

5 運動部活動の活動基準

(1) 平日の活動について

項目	県の指針	本市の指針
休養日	○少なくとも1日	○県の指針に準ずる。
活動時間	○1日の活動時間^{※1}は、長くとも2時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。 ※1「活動時間」 本指針における「活動時間」とは、身体的な活動を行う時間であり、会場への移動・準備・片付け・ミーティング・試合前後の休憩・見学等は含まない。	○県の指針に準ずる。 ※「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成2年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえたうえで、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、<u>週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい</u>」ことが示されている。(運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインより)
朝の運動部活動	○放課後の活動時間を基本とし、朝の運動部活動^{※2}は原則として行わない。 ただし、放課後の活動を行えず、練習時間が確保できない場合^{※3}には、生徒の健康や生活リズム等を配慮し、生徒や保護者に対して十分な説明と理解を得た上で、朝の活動を実施することが考えられる。 なお、その場合にあってもウォーミングアップやクーリングダウンの時間が十分に取れないことを鑑み、激しい運動は避ける。 ※2「朝の運動部活動」 学校教育の一環として行われる運動	○県の指針に準ずる。ただし、本市の地域性を踏まえ、以下のような特別な措置を講ずることとする。 ・「<u>日没が早い時期</u>」等の理由で朝の運動部活動を行う場合、活動開始時刻は7時30分以降を厳守する。その際、着替えや準備、移動にかかる時間は15分以内で済ませるように指導し、朝の運動部活動を行うための部活動開始15分前とする。 ・中学校体育連盟が主催する夏季大会及び新人体育大会については、<u>大会前4週間に限って、朝の運動部活動が行えるものとする。</u>ただし、学校長の許可を得た上で、生徒や保護

	部活動として、始業前に顧問の指導のもと部員全員を対象に行う活動。 ※３「放課後の活動が行えず、練習時間が確保できない場合」の例 ①日没が早い時期 ②競技の練習環境の特性（屋外スケート練習、湖上ボート練習 等） ③学校の特別な事情（バスの運行時間との関係 等）	者に対して十分な説明を行い、理解を得ることとし、放課後の運動部活動の時間も含めて、県の指針に示された活動時間の範囲内で行うこととする。 なお、１年生については、活動が過度にならないように、夏季大会前は特に配慮する。
放課後の運動部活動	○運動部活動の時間は、放課後の活動にまとめ充実させることが、効率的、効果的な活動へとつながる。	○県の指針に準ずる。 ・朝の運動部活動を行う場合は、県の指針に示された<u>活動時間の範囲に、朝の運動部活動の時間も含める</u>こととする。 ・<u>活動終了時刻（片付けや着替え、移動等も含む全ての活動が終了する時刻）は、遅くとも１８時３０分を厳守する。</u> ・「日没が早い時期」など、下校の安全確保が心配される状況においては、学校長の許可を得た上で、迎えについて保護者の協力を得る等、安全確保の対策を講ずることとする。

＊ 平日における放課後の運動部活動を１８時３０分まで行う場合の施設使用については、次により対応する。

- １ 体育館等、学校敷地内の屋内施設の利用日及び利用時間は、屋内種目に加えて屋外種目も含めた各中学校の部活動内でローテーションする等、各中学校で対応すること。

(2) 土日（休日）の活動について

項目	県の指針	本市の指針
休養日	○土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。 ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日をできるだけほかの週末に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮する。）	○県の指針に準ずる。 ・大会又は大会と練習試合（各１日ずつ）への参加により、土日の両日に活動する場合は、<u>平日に設けた通常の休養日以外の休養日（１日分）をほかの週末に振替え、確保する。</u> <u>但し、大会が集中し、週末の振り替え</u>

		が難しい場合は、他の曜日で確保する。
土日の運動部活動	○学校の休業日（学期中の週末を含む）は、長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。 ○大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、生徒の負担とならないようにする。	○県の指針に準ずる。 【練習試合、大会への参加について】 ○大会へ参加する場合は、土日の両日に活動することができる。 ○練習試合は、土日のいずれか1日のみ活動できるものとする。 【中学校体育連盟夏季大会に関わる特別措置】 ○<u>中学校体育連盟夏季大会に向けて毎年4月から3年生が引退するまでの間及び中学校体育連盟新人体育大会前4週間に限って</u>、練習・練習試合ともに、土日の両日に活動することもできるものとする。ただし、以下の点を守って活動すること。 ・練習の際は、午前、午後にわたらないようにすること。 ・土日の両日に活動した場合は、平日に設けた通常の休養日以外の休養日（1日分）をほかの週末に振替え確保すること。 ・土日の活動における3つの基本事項を守って活動すること。 土日の活動における3つの基本事項 ・大会への参加と同様に、事前に学校長の許可を得ること。 ・生徒や保護者に対して十分な説明を行い、理解を得ること。 ・練習試合の場合の活動時間は、集合から解散までの時間が、最大8時間以内に収まるように計画すること。 【<u>日没の早い時期に関わる特別措置</u>】

		○日没の早い時期で、放課後の練習時間が確保できない場合、練習を行うために、土日の両日活動できるものとする。 ただし、ここでいう「日没の早い時期」とは、平日の完全下校が１７時３０分以前となる時期とする。また、土日の両日活動する場合は、生徒及び保護者へ丁寧に説明して理解を得るとともに、平日における完全下校以後の、<u>保護者の迎えを必要とする１８時３０分までの活動を行わないこととする。</u> ・土日両日活動した場合の休養日や、練習及び練習試合に係る活動時間に関しては、指針５（２）「土日（休日）の活動について」に準ずる。 但し、土日の活動を続ける場合、土日の休みがなくなってしまう可能性があり生徒の負担となるため、休養日については、活動する土日が連続しないよう<u>次の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないように配慮する。</u>
祝日の運動部活動	特に記載なし	【練習について】 ○土日の活動に準ずる。 【練習試合、大会への参加について】 ○大会へ参加する場合は、終日活動することができる。 ○練習試合の場合も終日活動できるものとする。ただし、以下の点を守って活動すること。 ・練習又は大会への参加で終日活動した場合は、平日に設けた通常の休養日以外の休養日（１日分）を、他の曜日で確保すること。 ・<u>土日と続いて３連休となる場合は、１日は完全休養日とすること。</u>

		・その他、土日の活動における3つの基本事項に準ずる。
長期休業の運動部活動	○休業期間の半分以上の休養日を設定する。特に生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、できるだけ平日に行うよう配慮するとともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。	○休業期間の半分以上の休養日を設定する。特に生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、できるだけ平日に行うよう配慮する。 ・ <u>休みについては、定期的に取りようにし、生徒・顧問の健康に配慮する。</u> ・その他、練習、練習試合、大会等については、土日や祝日の活動に準ずる。

(3) 遠征、合宿の実施について

項目	県の指針	松本市の指針
大会や練習試合に関わる遠征、合宿等について (市外、県外含む。)	特に記載なし	○学校長の判断によるものとする。

6 運動部活動と地域との連携

(1) 「運動部活動の延長として行われている社会体育活動」について

項目	県の指針	松本市の指針
「運動部活動の延長として行われている社会体育活動」について	○「運動部活動の延長として行われている社会体育活動」※ ⁴ は、以下のように課題があることから、廃止し、「学校管理下で行われる運動部活動」として行うか、または地域において実施されている社会体育活動※ ⁵ に移行します。 ・活動の過熱化の一因ともなっており、長時間に及ぶ活動による生徒や家庭への負担、学習や家庭生活とのバランスを欠くといった問題も指摘されている。 ・万が一の事故等が起こった場合は、その責任の所在が保護者や指導者にあるのか、または学校にあるのか	○県の指針に準ずる。 ・地域において実施されている社会体育活動については、学校とは切り離し、あくまでも生徒たちの任意の活動とするものである。生徒たちが、参加せざるを得ない状態や雰囲気を作り出さないようにする。

	か、その判断が曖昧な状態にあることが指摘されている。 ・運動部活動との関係性があることから、任意の参加であっても、参加せざるを得ない状況や雰囲気は指摘されている。 ※4「運動部活動の延長として行われている社会体育活動」 運動部活動と同様の活動が連続又は近接して行われるもので、運動部活動の保護者会が主催であったり、地域のスポーツ指導者が運営主体になったりしているが、主には、運動部活動と同じ部員、同じ指導者によって構成されている。学校5日制の導入時に休日の部活動時間を確保するため行われてきたが、平日の放課後に活動が拡大され、長時間に及ぶ活動による生徒への負担が危惧される。万一の事故等が起こった場合は、その責任の所在が保護者や指導者にあるのか、または学校にあるのか、その判断が曖昧な状態にある活動であり、地域において実施されている社会体育活動※5とは異なる。 なお、上記実態を踏まえ、平成24年3月に策定した、「社会体育として活動するための組織4原則」（①規約の制定②学校職員以外のものが責任者③保険に加入④活動する生徒を募集）は、廃止する。 ※5「地域において実施されている社会体育活動」 市町村教育委員会、市町村スポーツ所管部局、市町村スポーツ推進委員、公民館、総合型地域スポーツクラブ、	
--	---	--

	スポーツ少年団、郡市体育（スポーツ）協会、競技団体、レクリエーション関係団体や、スイミングクラブ、テニススクール、サッカークラブチーム等の各種スポーツクラブ等が行うスポーツ活動。	
--	---	--

(2) スポーツ・文化活動運営委員会について

項目	県の指針	本市の指針
市町村教育委員会	○市町村教育委員会は、設置する中学校の運動部活動が抱える課題や地域において実施されている社会体育との連携等について協議するため、「スポーツ活動運営委員会」を各中学校区に設置します。	○「松本市スポーツ・文化活動運営委員会連絡協議会」を開催し、各中学校区に設置された「スポーツ・文化活動運営委員会」を設置し支援する。 ○主な協議内容 ア 「松本市中学生期のスポーツ活動指針」に照らした、各校の部活動運営計画の検討（担当：学校指導課） イ スポーツ振興のための、地域と学校との連携に関すること。（担当：スポーツ推進課） ウ 技術指導者派遣調整に関すること。（担当：スポーツ推進課） エ スポーツ技術及び指導の研修に関すること。（担当：スポーツ推進課）
各中学校区	○スポーツ活動運営委員会を各中学校区に設置します。 委員には、保健体育担当の教員、養護教諭、栄養教諭等の専門的に知見を有する者のほか、スポーツ推進委員などの地域のスポーツ関係者、地域慰労関係者、学校評議員、信州型コミュニティスクール運営委員などの郊外の関係者にも参加していただくことが望まれます。 スポーツ活動運営委員会は、運動部活動の充実のために当核中学校の目	○県の指針に準ずる。 ・スポーツ活動運営委員会を各中学校区に設置する。

	標や方針等を踏まえた部活動の運営についての検討を行うことが求められます。 また、生徒の健康、顧問の指導、外部指導者、地域において実施される社会体育活動との連携についても協議し、当核中学校の活動内容についても地域に広く周知することが望まれます。	
--	---	--

(3) 地域等との連携について

項目	県の指針	本市の指針
地域のスポーツ活動に充実	○県教育委員会は、市町村教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境に充実の観点から、学校や地域の実情に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、」民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めます。 ○公益財団法人長野県体育協会、郡市体育（スポーツ）協会、競技団体及びその他のスポーツ団体に関する事業等について、県教委もしくは市町村教育委員会と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域スポーツ環境の充実を推進します。 また、市町村教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力します。	○地域住民が主体となって運営し、地域住民の誰もが気軽に参加できる、地域のスポーツクラブなどの団体の設立及び運営の支援をする。（担当：スポーツ推進課）

7 指針の改正について

(1) 指針（案）試行及び改正に係る主な経過

期 日	内 容
H 2 6 年 8 月 2 1 日	定例教育委員会において指針（案）の内容及び年度内の試行を決定
8 月 2 2 日	庁議において指針（案）の内容及び年度内の試行を報告、松本市公式HPへ指針（案）を掲載
8 月 2 9 日	平成 2 6 年度第 2 回スポーツ・文化活動運営委員会連絡協議会を開催、指針（案）の説明及び質疑応答
9 月 1 1 日	教育民生委員協議会において指針（案）の内容及び年度内の試行を報告
H 2 7 年 2 月 6 日	平成 2 6 年度第 3 回スポーツ・文化活動運営委員会連絡協議会を開催、下半期における指針（案）改正案及び運用上の課題について協議
3 月 1 9 日	定例教育委員会において、「指針（案）の試行期間を平成 2 7 年度末に延長」及び「新人体育大会前及び日没の早い時期の土日の活動制限の緩和」に係る指針（案）の改正を決定
5 月 1 2 日	平成 2 7 年度第 1 回スポーツ・文化活動運営委員会連絡協議会を開催、上半期における指針（案）改正案及び運用上の課題について協議
7 月 2 2 日	松本市PTA連合会公開委員会において、指針（案）及び改正案の説明及び質疑応答
8 月 1 4 日	スポーツ推進課と連携し、「社会体育施設の使用基準」の見直しを決定
1 1 月 8 日	第 6 6 回松本市PTA連合会研究協議大会において、指針（案）及び改正案の説明及び質疑応答
H 2 8 年 2 月 4 日	平成 2 7 年度第 2 回スポーツ・文化活動運営委員会連絡協議会を開催、一年間の試行をもとに指針（案）の改正及び運用上の課題について協議
2 月 2 5 日	教育委員協議会において、指針（案）のこれまでの試行の結果報告及び今後の取組みについて協議
H 3 0 年 3 月 1 9 日	スポーツ庁は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定
H 3 1 年 2 月	長野県教育委員会は、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、平成 2 6 年 2 月に策定した「長野県中学生期のスポーツ活動指針」を改訂

令和元年 7 月	定例教育委員会において、指針（案）の内容及び 8 月からの試行を決定
----------	------------------------------------

(2) 指針（案）の改正内容

長野県教育委員会の平成 31 年 2 月改訂「長野県中学生期のスポーツ活動指針」を踏まえ、令和元年 6 月校長会及び同年 7 月の定例教育委員会において協議し、指針（案）の改正を行っています。

内容	現行	改正案
1 活動時間	総活動時間数 2 時間程度までとし、長くても 3 時間以内にする。	指針（案）5（1）平日の活動について（4 ページ） 「1 日の活動時間 ^{※1} は、長くとも 2 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。」 ※1 「活動時間」 本指針における「活動時間」とは、身体的な活動を行う時間であり、会場への移動・準備・片付け・ミーティング・試合前後の休憩・見学等は含まない。
2 休養日	○土日に 1 日 ・大会又は大会と練習試合（各 1 日ずつ）への参加により、土日の両日に活動する場合は、 <u>平日に設けた通常の休養日以外の休養日（1 日分）を他の曜日で確保する。</u>	指針（案）5 の（2）土日（休日）の活動について（5 ページ） ○土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。 ・大会又は大会と練習試合（各 1 日ずつ）への参加により、土日の両日に活動する場合は、 <u>平日に設けた通常の休養日以外の休養日（1 日分）をほかの週末に振替え確保する。</u> <u>但し、大会が集中し、週末の難しい場合は、他の曜日で確保する。</u>

3 土日の運動部活動	○午前午後にわたらないようにする。 ・やむを得ず午前から午後にわたる場合（活動場所と部活数の関係で、日中を午前と午後の２分割ではなく、３分割する場合をいう。）は、<u>４時間以内の活動</u>とし、活動の前後で無理なく昼食が取れるよう配慮する。 【日没の早い時期に関わる特別措置】 ○日没の早い時期で、放課後の練習時間が確保できない場合、練習又は練習試合を行うために、土日の両日活動できるものとする。ただし、ここでいう「日没の早い時期」とは、平日の完全下校が１７時３０分以前となる時期とする。また、土日の両日活動する場合は、生徒及び保護者へ丁寧に説明して理解を得るとともに、平日における完全下校以後の、保護者の迎えを必要とする１８時３０分までの活動を行わないこととする。 ・土日両日活動した場合の休養日や、練習及び練習試合に係る活動時間に関しては、指針６（２）「土日（休日）の活動について」に準ずる。	指針（案）５の（２）土日（休日）の活動について（５ページ） ○学校の休業日（学期中の週末を含む）は、長くとも３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。 【日没の早い時期に関わる特別措置】 ○日没の早い時期で、放課後の練習時間が確保できない場合、練習又は練習試合を行うために、土日の両日活動できるものとする。ただし、ここでいう「日没の早い時期」とは、平日の完全下校が１７時３０分以前となる時期とする。また、土日の両日活動する場合は、生徒及び保護者へ丁寧に説明して理解を得るとともに、平日における完全下校以後の、保護者の迎えを必要とする１８時３０分までの活動を行わないこととする。 ・土日両日活動した場合の休養日や、練習及び練習試合に係る活動時間に関しては、指針５（２）「土日（休日）の活動について」に準ずる。 <u>但し、土日の活動を続ける場合、土日の休みがなくなってしまう可能性があり生徒・職員の負担となるため、休養日については、活動する土日が連続しないよう次の週末に振替え、週末の活動が常態化しないように配慮する。</u>
-------------------	---	---

4 長期休業の運動部活動	○活動日数は、長期休業日数の2分の1を上限とする。 ○休養日については、平日に1日、土日に1日の完全休養日を設ける。また、土日と続いて3連休となる場合は、1日は完全休養日とする。 ・その他、練習、練習試合、大会等については、土日や祝日の活動に準ずる。	指針（案）5の（2）土日（休日）の活動について（5ページ） ○休業期間の半分以上の休養日を設定する。特に生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、できるだけ平日に行うよう配慮する。 ・<u>休みについては、定期的に取りようにし、生徒・顧問の健康に配慮する。</u> ・その他、練習、練習試合、大会等については、土日や祝日の活動に準ずる。
5 「運動部活動の延長として行われている社会体育活動」について	○「運動部活動の延長として行われている社会体育活動」※¹について、学校単位で行われている活動は、<u>学校管理下で行われる「運動部活動」に一本化する。</u>	指針（案）6の（1）運動部活動の延長として行われている社会体育活動について（8ページ） ○「運動部活動の延長として行われている社会体育活動」※⁴は、以下のように課題があることから、<u>廃止し、「学校管理下で行われる運動部活動」として行うか、または地域において実施されている社会体育活動」※⁵に移行します。</u> ・地域において実施されている社会体育活動については、学校とは切り離し、あくまでも生徒たちの任意の活動とするものである。生徒たちが、参加せざるを得ない状態や雰囲気を作り出さないようにする。
6 市町村教育委員会	○「松本市スポーツ・文化活動運営委員会連絡協議会」を開催し、各中学校区に設置された「スポーツ・文化活動運営委員会」を支援する。	指針（案）6の（2）スポーツ・文化活動運営委員会について（10ページ） ○「松本市スポーツ・文化活動運営委員会連絡協議会」を開催し、各中学校区に「スポーツ・文化活動運営委員会」を設置し、支援する。

7 各中学校区	○スポーツ活動運営委員会は、運動部活動の充実のために当該中学校の目標や方針等を踏まえた部活動の運営についての検討を行う。 ○生徒の健康、顧問の指導、外部指導者、地域で実施される社会体育活動との連携について協議する。 ○当該中学校の活動内容について、地域に広く周知する。	指針（案）6の（2）スポーツ・文化活動運営委員会について（10ページ） ○スポーツ活動運営委員会を各中学校区に設置します。 委員には、保健体育担当の教員、養護教諭、栄養教諭等の専門的に知見を有する者のほか、スポーツ推進委員などの地域のスポーツ関係者、地域医療関係者、学校評議員、松本版コミュニティスクール運営委員などの郊外の関係者にも参加していただくことが望まれます。 スポーツ活動運営委員会は、運動部活動の充実のために当該中学校の目標や方針等を踏まえた部活動の運営についての検討を行うことが求められます。 また、生徒の健康、顧問の指導、外部指導者、地域において実施される社会体育活動との連携についても協議し、当該中学校の活動内容についても地域に広く周知することが望まれます。
----------------	---	---

議案第 6 号

松本市学校給食実施規則の制定について

1 趣旨

令和2年4月から開始する学校給食費の公会計化を進めるにあたり、松本市学校給食実施規則を制定するものです。

2 経過

- 29. 4 学校給食費の公会計化の方針を決定
- 30. 1 第1回学校給食費公会計化庁内検討会議で協議
- 6 第1回庁内検討会議幹事会で協議（以後随時開催）
- 9 定例教育委員会で学校給食費公会計化の基本方針を報告
- 10 第2回学校給食費公会計化庁内検討会議で協議
- 定例庁議で学校給食費公会計化の基本方針を決定
- 31. 3 文部科学省通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」で、学校給食費は公会計化を基本とすべきと位置付け

3 制定する規則の主な内容

- (1) 学校給食の実施に関する規定
- (2) 学校給食費の徴収に関する規定

4 松本市学校給食実施規則（案）

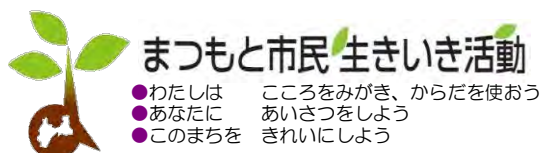
別添のとおり

5 今後の進め方

- (1) 本規則制定後、在校児童生徒保護者及び新入児童保護者に対し、学校給食申込書及び学校給食費口座振替依頼書の提出を求め、必要な準備を進めます。
- (2) 公会計化移行にあたり順次、「松本市学校給食費会計事務処理規程」他関連する例規の制定及び改廃を行います。（別紙1参照）

6 施行期日

令和2年4月1日



担当	学校給食課
課長	清澤 秀幸
電話	86-1130

学校給食費の公会計化移行に伴い今後必要となる例規の改廃等

1 改正する規則及び要綱の主な内容

規則等の名称	区分	主な内容
松本市学校給食実施規則	制定	(1) 学校給食の実施に関する規定 (2) 学校給食費の徴収に関する規定
松本市学校給食費会計監査実施要領	廃止	公会計移行に伴い廃止
松本市学校給食食品等選定委員会要綱	制定	組織及び運営に関する規定
市長の権限に属する学校給食事務の一部の補助執行に関する規程	改正	第2条第2号で定める学校長に補助執行する事務を削除
松本市学校給食費会計事務処理規程	廃止	学校給食実施規則に規定
松本市学校給食費公会計化庁内検討会議設置要綱	廃止	公会計移行に伴い廃止

2 その他関連例規

松本市学校給食センター条例	—	改正しない
松本市学校給食センター運営委員会規則	—	改正しない
松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱	—	改正しない
松本市学校給食センター職員安全衛生委員会規則	—	改正しない
松本市給食のあり方研究会設置要綱	廃止	所掌事項に係る調査・研究が終了

松本市教育委員会規則第 号

松本市学校給食実施規則を次のように定める。

令和元年 月 日

松本市教育委員会

松本市学校給食実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の申込み)

第2条 学校給食を受けようとする松本市立小学校に在学する児童及び松本市立中学校に在学する生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者は、校長を経て、教育長に学校給食申込書を提出するものとする。

(学校給食費の額)

第3条 学校給食費の額は、別表に掲げる学校に通学する児童生徒の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 教育長は、前項に定める額に学校給食実施日数を乗じて得た年額を5月から翌年3月までの年11回に分けて徴収する。

(学校給食費の納入)

第4条 学校給食を受ける児童生徒の保護者は、学校給食費を第11条に定める日までに納入しなければならない。

(学校給食に係る実費相当額の納入)

第5条 教職員、学校給食従事者その他学校給食の提供を受ける者（以下「教職員等」という。）は、第3条に規定する実費相当額を納入するものとする。

2 教職員の納期限は、前条の規定を準用する。

(学校給食費の還付又は調整)

第6条 教育長は、児童生徒及び教職員等が次のいずれかに該当する場合は、学校給食費を減額又は還付することができる。

(1) 児童生徒が、転出又は死亡したとき。

(2) 病気、事故その他の理由により学校給食を受けられない日があった場合において、その日の5日（休日を除く。）前までにその保護者から学校給食を受けない旨の連絡を受けていたとき。

(3) 食物アレルギー疾患等の理由により、主食又は牛乳を除去した給食を受けたとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

(月の途中から学校給食を受ける場合の学校給食費の徴収)

第7条 転入学その他の理由により月の途中から学校給食を受ける児童生徒に係る当該月における学校給食費は、日割りをもって算定した額を徴収する。

(学校給食の実施期間及び実施回数)

第8条 教育長は、学校給食の実施期間及び実施回数を決定する。

2 学校長は、学校給食人員報告書を教育長に提出しなければならない。

(学校給食における実施計画の変更)

第9条 学校長は、前条第2項により、学校給食人員報告書を提出した後に、学校、学年又は、学級を単位とした実施計画の変更に伴い、学校給食を中止する必要が生じたときは、中止しようとする日の10日（休日を除く。）前までに教育長にその旨を届け出なければならない。

(学校給食の中止)

第10条 教育長は、次のいずれかに該当するときは、緊急に学校給食の全部又は一部を中止することができる。

(1) 学校給食により、児童生徒の生命又は身体に重大な害が生じ、又は生ずる恐れがあると認められるとき。

(2) 感染症、風水害、大規模災害その他の事由により、学校給食を安全に提供することが困難であると認められるとき。

(3) その他学校給食を実施することが困難又は不適當と認められるとき。

2 前項の規定により学校給食を中止した場合において、児童生徒の保護者等に損害が生じても、市はこれを賠償する責任を負わない。

(学校給食費の納期限)

第11条 学校給食費の納期限は、前項の各月の末日（その日が松本市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その直後の休日でない日）とする。ただし、12月については、25日を納期限とする。

(補足)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表

区分	給食費の額（1人1日につき）
安曇小学校	310円
大野川小学校	313円
奈川小学校	305円
上記以外の小学校	280円
安曇中学校	333円
大野川中学校	341円
奈川中学校	330円
上記以外の中学校	330円

議案第 7 号

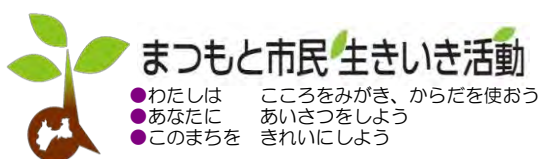
平成30年度松本市学校給食費会計歳入歳出決算の認定について

1 趣旨

平成30年度学校給食費会計歳入歳出決算について、学校給食センター運営委員会監事の監査を受けましたので、松本市学校給食費会計事務処理規程第17条に基づき、決算認定するものです。

2 提出書類

- (1) 平成30年度松本市学校給食費会計歳入歳出決算書
- (2) 平成30年度松本市学校給食費会計歳入歳出決算監査意見書



担当 学校給食課

課長 清澤 秀幸

電話 86-1130

平成 30 年 度

学 校 給 食 費 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

学 校 給 食 課

平成30年度 学校給食費会計歳入歳出決算書

歳 入

款 項 目	予 算 現 額	節		調定額	収入済額	不納欠損額	未収入額
	当初予算額	区分	金額				
1 給 食 費	千円 1,173,430		千円	円	円	円	円
1 学校給食費	1,129,920						
1 学校給食費	1,129,920						
		学校給食費	1,128,620	1,099,239,809	1,098,406,056	0	833,753
		滞納繰越分	1,300	1,702,138	478,894	287,860	935,384
2 繰 越 金	3,500						
1 繰 越 金	3,500						
		前年度繰越金	3,500	4,064,668	4,064,668	0	0
3 諸 収 入	10						
1 預金利子	10						
		預金利子	10	716	716	0	0
4 運用資金	40,000						
1 借 入 金	40,000						
		借 入 金	40,000	31,000,000	31,000,000	0	0
歳 入 合 計	1,173,430		1,173,430	1,136,007,331	1,133,950,334	287,860	1,769,137

歳 出

款 項 目	予 算 現 額	節		支出金額	不用額	備 考
	当初予算額	区分	金額			
1 給 食 費	千円 1,173,430		千円	円	円	
1 学校給食費	1,133,430					
1 原材料費	1,133,430		1,133,430	1,098,676,716	34,753,284	
		主 食 費	138,410	133,886,248	4,523,752	
		牛 乳 費	205,630	199,784,372	5,845,628	
		副 食 費	789,390	765,006,096	24,383,904	
2 運用資金返済金	40,000					
1 返 済 金	40,000					
		返 済 金	40,000	31,000,000	9,000,000	
歳 出 合 計	1,173,430		1,173,430	1,129,676,716	43,753,284	

歳 入 総 額 1,133,950,334 円

歳 出 総 額 1,129,676,716 円

歳入歳出差引残高 4,273,618 円

平成30年度松本市学校給食費会計歳入・歳出決算監査意見書

松本市学校給食費会計監査実施要領第2条の規定に基づき、平成30年度松本市学校給食費会計の歳入・歳出決算とその附属書類を審査しましたので、次のとおり意見書を提出します。

記

1 監査の対象

平成30年度松本市学校給食費会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類

2 監査実施日

令和元年（2019年）5月24日

3 監査の方法

監査にあたり、学校給食課から提出された決算書類について事務局から説明を受け、学校給食費会計の予算執行及び事務処理が適切に処理されているか等について監査を実施しました。

4 監査の結果

監査に付された歳入歳出決算書に記載されているそれぞれの数値は、関係諸帳簿及び諸書類と照合の結果、いずれも符合し、正確であると認められました。

また、事務の執行状況についても、適切かつ正確に処理されていると認められました。

令和元年（2019年）5月24日

松本市教育委員会 様

監 事 斎 澤 修 司
監 事 山 後 浩 行
監 事 柏 原 禎 磨

議案第 7 号

松本市公民館運営審議会委員及び松本市Mウイング文化センター運営委員会委員の委嘱について

1 趣旨

松本市公民館条例第3条及び松本市Mウイング文化センター運営委員会設置要綱第4条に基づく委員の任期（2年）が満了となるため、新たに委員を委嘱することについて協議するものです。

2 選任について

(1) 委嘱委員数

19人

(2) 任期

令和元年8月1日から令和3年7月31日まで

(3) 委員候補者

裏面のとおり

3 根拠法令（抜粋）

(1) 社会教育法

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。

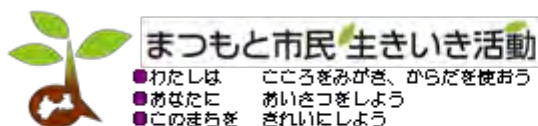
(2) 松本市公民館条例

ア 委員の定数は、15人以上30人以内とし、その任期は2年とする。

イ 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、有識者、公募による市民、教育委員会が必要と認める者

(3) 松本市公民館運営審議会規則

(4) 松本市Mウイング文化センター運営委員会設置要綱



担当	生涯学習課・中央公民館
課長	栗田 正和
電話	32-1132

松本市公民館運営審議会委員・Mウイング文化センター運営委員名簿(案)

[令和元年8月1日～令和3年7月31日]

基準	氏 名	性別	所 属 等	備考
学校教育	赤 羽 隆	男	松本市立芳川小学校長	
	矢 崎 基	男	松本市立清水小学校長	新規
社会教育	御子柴 宏	男	前 寿公民館長	
	山 岸 勝 子	女	四賀地区社会福祉協議会 会長	
	立 石 恵 子	女	NPO フリマネット信州 代表	
	井 上 真由巳	女	松本市公民館報全市版編集委員	
	土 崎 紘 子	女	宮田町中町会長	
	高 橋 昌 子	女	更生保護女性会会長	
	神 保 孝 彦	男	松本市町内公民館長会会長	
	降 旗 都 子	女	第三地区まちづくり協議会副会長	
	染 井 伴 子	女	松本市女性団体連絡協議会	新規
	中 田 安 子	女	前 第三地区公民館公民館長	新規
家庭教育	矢 畠 大 輔	男	松本市PTA連合会副会長	新規
	久保田 由美	女	松本みんなの日本語教室代表	
有識者	向 井 健	男	松本大学総合経営学部専任講師	
	山 内 竜 太	男	信州大学先鋭領域融合研究群 社会基盤研究所助教	新規
公募	小 穴 芳 一	男	公募(NPO法人てくてく監事)	新規
	高 山 未 央	女	公募(ママフェスまつもと実行委員会委員長)	新規
	柴 田 文	女	公募(松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科 3年生)	新規

報告第 1 号

松本市科学博物館の臨時開館について

1 趣旨

プラネタリウム投映等について、多くの市民や観光客に鑑賞していただくため、松本市教育文化センター条例第6条に基づき、お盆期間中（8月13日～16日）の休館日を臨時開館することについて報告するものです。

2 臨時開館日時

令和元年8月13日（火） 9時から17時まで

3 周知方法

広報まつもと、市公式ホームページ

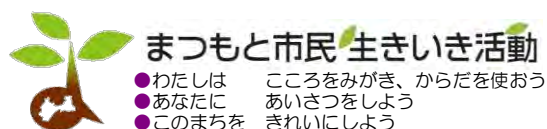
担当

教育政策課 課長 小林 伸一

電話 33-3980

教育文化センター 所長 加藤 政彦

電話 32-7600



報告第 2 号

大野川小中学校の学校給食の対応について

1 趣旨

大野川小中学校の栄養士の欠員に伴い、同校における学校給食の提供に支障をきたしているため、今後の対応について報告するものです。

2 経過

- 5． 2 3 大野川小中学校嘱託栄養士が6月末日での退職を申出
- 2 7 教育長、教育部長、総務部へ報告
- 2 8 市ホームページ、ハローワークで公募開始
- 6． 1 2 大野川小中学校と現況確認及び打合せ（以降、随時実施）
- 7． 2 センター長会議で協議
- 1 0 大野川小中学校と最終調整
- 1 9 大野川小中学校保護者説明会の開催

3 自校給食校の職員配置状況（元． 7． 1 現在）【参考】

学校名	栄養士	調理員	
大野川小中学校	欠員（市費嘱託）	市費嘱託	市費嘱託
奈川小中学校	市費嘱託	市費嘱託	市費嘱託
安曇小中学校	県費栄養教諭	調理業務委託	

4 1学期（7月）の給食提供方法

栄養士の退職に伴い、欠員の募集をしていますが、応募がないため、以下の対応をしています。

- (1) 大野川小中学校の栄養士業務を波田学校給食センターの栄養士が代行に行っています。
- (2) 自校給食校では、調理員が休暇を取る場合に、栄養士が調理補助を行っていますが、栄養士が欠員のため、必要に応じて、東部学校給食センター及び波田学校給食センターから調理員1名を派遣して調理を行っています。

5 現在の状況及び課題

- (1) 関係課、学校、地域づくりセンター、近隣自治体、松本大学キャリアセンター等に当たっていますが、山間地であること、年度途中等の悪条件が重なり、2学期以降を担当する栄養士の目途が立っていません。

- (2) 平成30年度以降、自校給食校において、栄養士、調理員とも市費正規職員が配置されていないため、栄養士の複数校の兼務を命令することができない状況です。

6 2学期以降の対応方法について

(1) 波田学校給食センターから大野川小中学校に配食

(2) 配食数

区分	食数	飯用丸缶	汁用丸缶	食器カゴ	サラダバット	メインバット	計
小低	12	1	1	1	1	1	5
小高	14						
中	12	1	1	1	1	1	5
職員	9						
計	47	2	2	2	2	2	10

(3) 期間及び日数

令和元年8月27日（火）から令和2年3月17日（火） 125日間

(4) 配送時間

午前11時40分（早出し） 到着12時25分予定

(5) 配送方法

ア 運搬専門業者への業務委託

イ 簡易コンテナ及び器具類の活用による運搬方式（消毒等の衛生管理をした上で、普通車を使用する予定）

7 今後の予定

- (1) 大野川小中学校の調理員2名は、波田学校給食センターへ課内異動とします。
- (2) 大野川小中学校のアレルギー食対応は、保護者と協議のうえ、波田学校給食センターで追加対応とします。
- (3) 新たに発生する経費は、適切な時期に補正予算対応とします。

担当	学校給食課
課長	清澤 秀幸
電話	86-1130



報告第 3 号

学都松本子ども読書活動推進委員会委員の委嘱について

1 趣旨

学都松本子ども読書活動推進委員会設置要綱（以下、「設置要綱」という）に基づき、委員を新たに委嘱することについて報告するものです。

2 委嘱予定者の選任方法

- (1) 学校教育関係者等（設置要綱第3条第2項第1号から第4号）
関係課、関係団体に推薦を依頼
- (2) 公募による市民（設置要綱第3条第2項第5号）

3 委員名簿

裏面名簿のとおり

4 任期

設置要綱第4条により、委嘱の日から2年

委嘱は、令和元年度第1回学都松本子ども読書活動推進委員会（8月開催予定）に行います。

5 設置要綱

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 子ども読書活動を推進する者
- (4) 有識者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

担当	中央図書館
課長	瀧澤 裕子
電話	32-0099



まつもと市民生きいき活動

- わたしは こころをみがき、からだを使おう
- あなたに あいさつをしよう
- このまちを きれいにしよう

学都松本子ども読書活動推進委員名簿（案）

（任期 令和元年 8 月 日 から令和 3 年 月 日まで）

番号	区分	氏 名	役 職 ・ 職 業 等	備考
1	学校教育関係	みつ い 三ツ井 ち え こ 千恵子	前松本幼稚園長、元田川小学校長	新規
2		かみじょう 上 條 ひと み ひとみ	前鎌田小学校司書	新規
3	社会教育関係	こばやし 小林 じゅんこ 順子	社会教育委員	新規
4		ももせ 百瀬 やすお 康雄	寿公民館長	新規
5	子ども読書活動を進める者	あかつ 赤津 あきえ 章恵	松本地域子ども文庫・おはなしの会連絡会	新規
6		ふなだ 舟田 えりこ 恵理子	二子児童センター長	新規
7	有識者	とよしま 豊嶋 さおり さおり	松本短期大学幼児保育学科 非常勤講師 おはなしの会 すがのつくる代表 J P I C 読書アドバイザー	新規
8	公募による市民	こしたか 越高 れいこ 令子		新規
9		おあな 小穴 よしかず 芳一		新規

教育委員会資料
元. 7. 25
博 物 館

報告第 4 号

松本市立博物館本館・分館の開館時間延長・臨時開館について

1 趣旨

観覧者の利便性向上を図るため、松本市立博物館本館・分館の開館時間延長・臨時開館を実施することについて報告するものです。

2 開館時間延長施設

(1) 松本市立博物館

ア 期間 令和元年8月10日（土）～8月18日（日）

イ 開館延長時間

変更前 : 午前8時30分～午後5時

変更後 : 午前8時～午後6時

3 臨時開館施設

(1) 重要文化財旧開智学校校舎

令和元年8月19日（月）

(2) 松本民芸館

令和元年8月13日（火）

(3) 松本市はかり資料館

令和元年8月5日（月）、8月13日（火）

(4) 松本市時計博物館

令和元年8月13日（火）

(5) 松本市高橋家住宅

令和元年8月13日（火）～8月16日（金）

(6) 松本市安曇資料館

令和元年7月16日（火）～8月23日（金）

（※期間中の平日を臨時開館。土・日・休日は通常どおり開館。）

4 周知方法

(1) 広報まつもと8月1日号へ掲載します。

(2) 松本市公式ホームページへ掲載します。

(3) 松本まると博物館ホームページへ掲載します。

担当	博物館
館長	木下 守
電話	32-0133

教育委員会資料
元． 7 ． 2 5
文 化 財 課

報告第 5 号

松本市文化財保存活用地域計画の認定について

1 趣旨

文化財の保存活用のアクションプランとして策定した松本市文化財保存活用地域計画（以下、「本計画」という。）が、国の文化審議会において、全国初の認定とすべき旨の答申がされたことについて報告するものです。

2 主な経過

- H 3 0 ． 3 松本市歴史文化基本構想策定
- 6 「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、歴史文化基本構想が文化財保存活用地域計画として法定化
- 3 1 ． 1 国から文化財保存活用地域計画の策定指針が示される
- 2 松本市歴史文化基本構想を見直し、本計画を策定
- 4 ． 1 改正文化財保護法施行
- R 元 ． 7 ． 1 9 文化審議会文化財分科会において、本市含む6市町の文化財保存活用地域計画の認定について諮問、答申

3 今回認定が答申された市町

- ・ 松本市
- ・ 茨城県牛久市
- ・ 山梨県富士吉田市
- ・ 奈良県王寺町
- ・ 島根県益田市
- ・ 長崎県平戸市

4 今後の予定

- (1) 定例庁議、市議会教育民生委員会へ報告します。
- (2) 本計画に基づき、一層の文化財の保存・活用を進めます。

担当	文化財課
課長	大竹 永明
電話	3 4 - 3 2 9 2



まつもと市民生きいき活動

- わたしは こころをみがき、からだを使おう
- あなたに あいさつをしよう
- このまちを きれいにしよう

周知事項 1

「第72回お城盆踊り」の開催について

1 趣旨

国宝松本城を背景に、市民や観光客等がともに輪をつくり、「松本音頭」などの曲にあわせて踊り、交流を深める「第72回お城盆踊り」を開催することについて周知するものです。

2 開催内容

(1) 期日

令和元年8月14日（水）から16日（金）まで

※当日雨天の場合は、中止します。

(2) 時間

19時から21時まで

(3) 場所

松本城公園

3 主催

松本市教育委員会

4 主管

松本レクリエーション協会

5 周知方法について

(1) 広報まつもと（8月号）への掲載

(2) 生涯学習情報誌「学びの森いんふおめーしょん」（8月号）への掲載

(3) 松本市公式ホームページへの掲載

(4) 報道機関への周知

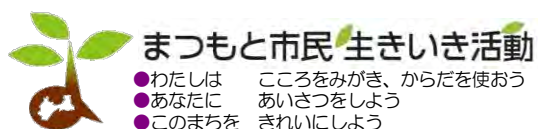
(5) 中央地区、市内旅館ホテル等へのポスター・チラシの配布

※チラシは別添のとおり

担当 生涯学習課・中央公民館

課長 栗田 正和

電話 32-1132



「学都松本へ」

71回 お城盆踊り
期間 8/14(火)～8/16(木) 19:00～21:00 松本市・松本市教育委員会



第72回

お城盆踊り

とき：8月14日(水)～16日(金)

午後7時～9時

【主催】松本市教育委員会

【主管】松本レクリエーション協会

場所：松本城公園

※雨天中止(当日午後6時50分に決定)

問合せ：松本市中央公民館 TEL 0263-32-1132 FAX 0263-37-1153

「お城盆踊り」の歴史

昭和21年、終戦後世の中が混乱している時代。

進駐軍と知人関係にある市民を中心に、松本市の教育や文化運動に携わっている団体と、市役所、商工会議所の人たちが集まり、荒廃した日本の復興のため、これからの文化、スポーツ活動の振興と再組織化など、平和な文化運動を模索した。

その話し合いの中で、欧米のスポーツのほか、日本の柔道、剣道、囲碁などの話も進駐軍から出されたが、集まっている人の中からお城での盆踊りを提案する人がいた。

盆踊りは、豊年満作を願う農民の一年に一度の楽しみであり、ぜひ実現を…と、進駐軍と交渉し、制約や条件付きではあったが、お城での盆踊りの許可が出された。

5、6回目からは米兵も加わり、和気あいあいと賑やかな盆踊りとなっていった。

暗く沈むみんなの心に明かりを灯したいと願う市民たちの手により始まったのが、この「お城盆踊り」である。

市民に親しまれ愛されてきた「お城盆踊り」も今年で72回目を迎えます。盛大に今回も開催しますので、多くの方のお越しをお待ちしております。



和服来場者 入場無料イベント

8月10日(土)から8月18日(日)までの夏期時間延長期間中、8時から17時30分までに和服(浴衣・甚平)でご来場されたお客様は、「国宝松本城・松本市立博物館本館」の入場料が「無料」になります。是非、和服姿で、水音が聞こえる情緒豊かな「松本城」や「城下町」の古き良き街並みと文化に触れながら粋に歩いてください。

教育委員会資料
元. 7. 25
文化財課

小笠原氏城跡史跡指定記念事業の開催について

1 趣 旨

平成31年2月の林小城追加指定により小笠原氏城跡（井川城跡・林大城・林小城）の国史跡指定が完了したことを記念して、市域の特色ある山城等について広く市民に周知するために、下記の事業を開催するものです。

2 事業の概要

(1) 企画展「井川から林へ～信濃守護小笠原氏と城の移り変わり～」

- ア 期間 10月19日（土）から11月17日（日）まで
- イ 会場 松本市時計博物館
- ウ 概要 出土品をはじめ発掘成果から小笠原氏城跡を紹介します。
- エ 観覧料 無料（常設展観覧は有料）

(2) 現地講座「歩いて体感・林城」

- ア 期日 10月26日（土）
- イ 会場 林大城
- ウ 概要 講師の案内で秋の林城を歩きます。
- エ 定員 70名（事前申込み）
- オ 参加料 無料

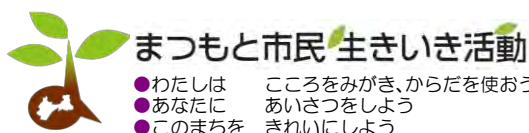
(3) 講演会・対談「小笠原氏城跡と魅力あふれる松本の山城」

- ア 日時 10月27日（日） 午後1時から4時まで
- イ 会場 松本市音楽文化ホール
- ウ 概要 城郭考古学者 中井均氏の講演会と、城好き作家 春風亭昇太氏を交えた対談を通じ、松本の山城の魅力を分かりやすく伝えます。
- エ 定員 600名（事前申込み）
- オ 参加料 無料

3 周知方法

- (1) 広報まつもと8月1日号への掲載
- (2) 市公式ホームページへの掲載
- (3) 報道各社へのプレスリリース
- (4) ポスター・チラシ、新聞広告

担当	文化財課
課長	大竹永明
電話	34-3292



「学都松本へ」



井川城跡

小笠原氏城跡を知る

2019 10/19(土) ▶ 2019 11/17(日)

企画展「井川から林へ～信濃守護小笠原氏と城の移り変わり～」

ところ 松本市時計博物館

山城を体感する

2019 10/26(土)

現地講座「歩いて体感・林城」

ところ 林大城 定員 70名 参加無料・要申し込み(9月17日から)
上記イベントの詳細は広報まつもと・松本市公式ホームページでお知らせします。

山城の魅力を共感する

2019 10/27(日)

講演会・対談

「小笠原氏城跡と
魅力あふれる松本の山城」

お城博士



中井 均 先生

城好き断家



春風亭昇太 師匠

講演会「小笠原氏城跡と松本の山城の魅力」

中井 均 先生(滋賀県立大学教授)

対 談「小笠原氏城跡と城のまち松本の魅力」

春風亭昇太 師匠 × 中井 均 先生

じかん 午後1時～4時

ところ 松本市音楽文化ホール(ザ・ハーモニーホール)

定 員 600名(指定席制、車いす席4席あり)

参加無料・要申し込み(事前申し込み・応募多数の場合は抽選)

往復はがきに

- 申し込み方法
- ①講演会名
 - ②参加希望者名(2名まで可)
 - ③連絡先住所・電話番号
 - ④車いす席の希望の場合、必ずその旨を記入のうえ、8月8日(木)から8月30日(金)までに〒390-0823松本市中山3738-1文化財課あてに送付。
 - 1人1口(2名まで)のみ申し込み可。締切当日消印有効
 - ※当日会場での参加申し込みはできません。

【問い合わせ先】松本市教育委員会 文化財課 史跡整備担当 〒390-0823 長野県松本市中山 3738-1
電話 0263-85-7064 FAX 0263-86-9189 E-mail bunka@city.matsumoto.lg.jp

秋でも飽きない、
山城ばなし!

小笠原氏城跡史跡指定記念事業

小笠原氏城跡と
魅力あふれる松本の山城

主催：松本市教育委員会

小笠原氏城跡と魅力あふれる松本の山城

平成31年2月、松本を代表する戦国時代の山城の一つ林小城が国史跡に追加指定され、中世の信濃守護小笠原氏の居城である井川城跡・林大城・林小城の3城の指定が完了しました。

この企画は、小笠原氏城跡の国史跡指定を記念して、松本城につながる小笠原氏や地域の武家の足跡を示す室町～戦国時代の特色ある城郭とその魅力について、市民をはじめ多くの方々に知っていただく機会として開催します。

企画展

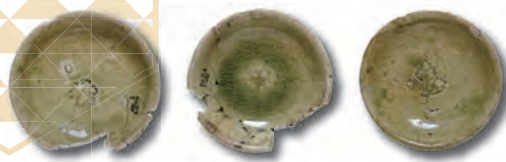
井川から林へ～信濃守護小笠原氏と城の移り変わり～

信濃守護小笠原氏の足跡を城跡と出土資料からたどります。

主な展示資料 井川城跡出土品・林山腰遺跡出土品



中国産のやきもの



瀬戸産のやきもの



ツルの絵の漆椀

現地講座

歩いて体感・林城

小笠原氏城跡を代表する戦国時代の小笠原氏本城である林城を講師の案内で歩きます。

講師 中井 均 先生（滋賀県立大学教授）



林大城



林山腰遺跡で見つかった建物跡

講演会・対談

小笠原氏城跡と魅力あふれる松本の山城

講演会では城郭考古学の第一人者である中井均先生が小笠原氏城跡の価値を全国的視野から語ります。

対談では中井先生とテレビでおなじみ城好き嘶家・春風亭昇太師匠が松本の山城の魅力をアツく語り合います。

【講師プロフィール】

◆中井 均◆

1955年大阪府生まれ。考古学者。

専門は中・近世城館遺跡、近世大名墓。

滋賀県立大学教授。NPO法人城郭遺産による街づくり協議会理事長。

織豊期城郭研究会代表。大名墓研究会代表。

◆春風亭昇太◆

1959年静岡県生まれ。

東海大学文学部史学科日本史課程入学。

中退後、春風亭柳昇に入門。

公益社団法人落語芸術協会会長。

「国宝松本城を世界遺産に」トークショー（平成29年）に出演。



桐原城



林小城



埴原城跡



山家城跡

講演会・対談「小笠原氏城跡と魅力あふれる松本の山城」申し込み方法

往復はがきに①講演会名②参加希望者名（2名まで可）

③連絡先住所・電話番号④車いす席希望の場合必ずその旨を

記入のうえ、8月8日（木）から8月30日（金）までに

〒390-0823松本市中山3738-1文化財課あてに送付。

1人1口（2名まで）のみ申し込み可。

締切当日消印有効。

郵便往復はがき

390-0823

返信

松本市中山 3738-1

松本市文化財課

史跡整備担当

返信はがきの裏面

白紙のまま

なにも記入しないでください。結果を印刷します。

郵便往復はがき

〇〇〇-〇〇〇〇

返信

ご自身の住所

氏名 様

返信はがきの裏面

- ①講演会名
- ②参加希望者名（2名まで）
- ③住所・電話番号
- ④車いす希望の場合その旨を明記

周知事項 3

エリ穴遺跡出土品文化財指定記念事業の開催について

1 趣旨

日本最多の土製耳飾が発見されたエリ穴遺跡の出土品が、平成31年1月に市重要文化財に指定されたことを記念して、下記のとおり企画展及び講演会を開催するものです。

2 開催内容

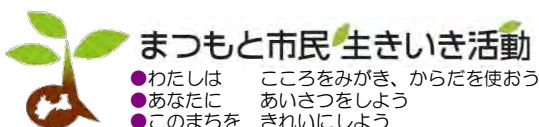
(1) 企画展「エリ穴遺跡の精神世界」

- ア 期間 令和元年8月10日（土）から9月8日（日）まで
（毎週月曜日休館。ただし月曜が祝日の場合はその次の日が休館）
- イ 会場 考古博物館 第2展示室
- ウ 内容 市重要文化財指定の土製耳飾・土偶等を展示し、縄文時代に暮らした人々の儀式・交流等について解説します。
- エ 観覧料 本企画展の観覧は無料ですが、考古博物館常設展示室を観覧する場合は別途入館料（大人200円、中学生以下無料）が必要です。
- (2) 講演会「エリ穴遺跡と縄文後晩期の社会ー近隣諸県との比較からー」
- ア 期日 令和元年8月24日（土） 13時30分から15時30分まで
- イ 会場 Mウイング6階ホール
- ウ 講師 高橋 龍三郎氏（早稲田大学教授・長野県文化財保護審議会委員）
- エ 内容 土製耳飾等の出土品と県内外から発掘された出土品とを比較し、エリ穴遺跡と他地域との社会的な結びつきについて講演します。
- オ 定員 180名
- カ 参加料 無料

3 周知方法

- (1) 広報まつもと8月1日号への掲載
- (2) 市公式ホームページへの掲載
- (3) 報道各社へのプレスリリース

担当 文化財課
課長 大竹 永明
電話 34-3292



「学都松本へ」

松本市重要文化財指定記念展

エリ穴遺跡の 精神世界

日本最多の土製耳飾が出土したムラ

8/10 (土) ▶ 9/8 (日)
令和元年

会場 松本市立考古博物館 第2展示室
観覧無料(ただし入館する際は別途入館料が必要となります)



記念
講演

エリ穴遺跡と縄文後晩期の社会 —近隣諸県との比較から— (参加無料、定員180名)

講師：高橋 龍三郎氏 (早稲田大学教授・長野県文化財保護審議会委員)

日時：令和元年8月24日(土) 午後1時30分～

会場：Mウイング6階ホール (松本市中央1-18-1 中央公民館)

※事前申込不要です。1時から受付を開始いたします。

○主催：松本市教育委員会 文化財課 ○問合せ：TEL 0263-85-7064

松本市立考古博物館

開館時間：午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
休館日：月曜日(休日の場合は翌日)
入館料：大人200円(20名以上の団体150円)中学生以下無料
○問合せ：松本市教育委員会 文化財課 埋蔵文化財担当
TEL 0263-85-7064
Email bunka@city.matsumoto.lg.jp



交通案内
●JR松本駅前バスターミナルから中山線「中山公園」下車徒歩3分
※土曜日・日曜日・祝日は運休・JR松本駅からタクシーで約20分
●長野自動車道松本ICから車で約30分
●長野自動車道塩尻北ICから車で約15分



▲ ハート型系中実土偶

▲ 石 刀

▲ 小部屋付楕円浅鉢

▲ 顔面付分銅形土偶

エリ穴遺跡の精神世界

日本最多の土製耳飾が出土したムラ

エリ穴遺跡は松本市内田にあり、縄文時代中期中葉（約4,500年前）から晩期後葉（約2,300年前）にかけての拠点的な集落です。多種多様の祭祀具が見つかり、中でも土製耳飾は全国最多の2,643点が出土しています。

甲信地域では、縄文時代後期後葉（約3,000年前）から晩期中葉（約2,500年前）にかけて集落・人口が著しく減少しました。エリ穴遺跡出土品は、その厳しい生活環

境を生き抜いた人々の精神世界を解明する手がかりとして重要な資料です。さらに、甲信地域の縄文時代後期から晩期の文化は、日本列島の他文化との交流により形成されたことがうかがえ、当時の儀礼や交易及び社会の結びつきを究明する上で貴重な資料です。

このように優れた学術的価値を持つ出土遺物のうち484点が、平成31年に市の重要文化財に指定されました。

松本市立考古博物館

開館時間：午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）
休 館 日：月曜日（休日の場合は翌日）
入 館 料：大人200円（20名以上の団体150円）中学生以下無料
○問合せ先：松本市教育委員会 文化財課 埋蔵文化財担当
TEL 0263-85-7064 Email bunka@city.matsumoto.lg.jp

交通案内

- JR松本駅前バスターミナルから中山線「中山公園口」下車徒歩3分
※土曜日・日曜日・祝日は運休・JR松本駅からタクシーで約20分
- 長野自動車道松本ICから車で約30分
- 長野自動車道塩尻北ICから車で約15分



周辺地図QRコード